

四日市看護医療大学

自己点検・評価報告書

2015年6月



四日市看護医療大学 自己点検・評価委員会

自己点検・評価報告書の発刊にあたり

本学は 2007 年 4 月の開学から丸 8 年を過ぎ、9 年目を迎える。開学の翌年 2008 年 3 月に自己点検・評価報告書を発刊し、第 2 回目は開学 5 ヶ年をすぎる節目として 2012 年 3 月に発刊され、今回が 3 回目となる。

第三者による認証評価は 7 年毎に 1 度受けることが義務付けられているが、本学は 2012 年 3 月に発刊された自己点検・評価報告書をもとに公益財団法人日本高等教育評価機構による「大学機関別認証評価」を受け、2013 年 3 月 12 日付で「大学評価基準に適合している」と認定された。

ただし、その中で改善を要する点のひとつとして「自己点検・評価の結果を全学的に共有するとともに、その結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みを早急に構築するよう改善が必要である」との指摘をうけた。

指摘を受けた点については、直ちに結果の全学的共有を図り、自己点検・評価委員会にて改善・向上につなげる仕組みの構築を目的としたスケジュールが作成された。

2013 年度から教育研究活動の単位となっている全委員会、全領域、全事務部署を実施部門とした年次活動報告書の提出を義務付けた。それをもとに自己点検・評価委員会で評価・分析し、教授会に提案書として報告する。同時に全教職員への配付により全学的な情報の共有と提案書に基づく改善方策を実施した。2014 年度には視覚的に PDCA サイクルを意識できるよう、報告書のフォーマットをブラッシュアップした。全学的に行う年次活動報告書を踏まえ、3 年毎に自己点検・評価報告書を作成することも決定した。

自己点検・評価は鏡に映る自分と向き合うようである。意識し、身構えて鏡をのぞく自分を正しく評価することは難しい。過小評価や過大評価にならないよう気をつけてはいるが、見慣れた自分では見落としてしまう部分もあるはずだ。第三者による点検・評価があってこそ、真の評価に他ならない。さらに、その公表は大学が持つ社会的役割を果たすためにあるものだと言える。

今回の発刊は第三者評価を受けた後、その改善策を実行し、長期的・短期的な自己点検・評価活動を継続した結果であり、より充実し、内部質保証システムが確立されたものとなっている。学外に限らず、学生や教職員との間に信頼を築き、コミュニケーションをはかるためのツールとしても、結果を広く公表するとともに、忌憚のないご意見をいただくことで、さらなる改善につなげたい。

四日市看護医療大学
学長 丸山 康人

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色	1
II. 沿革と現況	8
III. 「基準」ごとの自己評価	10
基準1 使命・目的等	10
基準2 学修と教授	21
基準3 経営・管理と財務	62
基準4 自己点検・評価	83
基準A 地域社会への貢献	93
エビデンス（データ）	101

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色

1. 四日市看護医療大学の建学の精神

四日市看護医療大学の建学の精神

「人間たれ」

四日市看護医療大学は、学校法人暁学園の一員として、学園綱領である「人間たれ」の精神のもと、平成 19（2007）年 4 月に開学した。

本学の設置母体である暁学園は、第二次世界大戦終結直後、宗村佐信初代理事長が「民主的平和国家としての日本の再建は先ず教育の振興が急務である」との強い信念のもと、『・・・真ナル意味ニ於ケル民主主義ノ理解徹底並ニ文化国家日本ノ新生ハ現下ノ日本国民ノ教育水準ノ一段ノ向上ガ絶対ノ要件デアリ、就中女性ノ豊ナル教養ニ俟ツベキモノ多シ、別ケテモ過去ノ封建的残滓ヲ払拭シ民主的平和国家建設ノ為ニハ女性ノ社会的地位ヲ向上セシムルヲ要シ、之ガ地位向上ヲ実現センガタメニ女性ノ教育ヲ振興シテ教養ノ水準ヲ一段ト向上セシメザルベカラズ。・・・今、三重県下ヲ顧ルトキ未ダ一個ノ女子専門教育機関存セズ』（昭和 21（1946）年 3 月 20 日 暁学園設立の趣意書より抜粋）との思いから、当時の四日市市長吉田勝太郎氏らと計らい、昭和 21（1946）年財団法人暁学園として、暁女子専門学校（のちに暁学園短期大学へ改組、さらに四日市大学短期大学部へ校名変更）及び暁幼稚園を設立したことに始まる。

戦後の新しい教育体制に基づき、昭和 23（1948）年に暁小学校、暁中学校を、翌 24（1949）年には暁高等学校（全日制・定時制）を設立し、昭和 25（1950）年には短期大学制度の発足にともない、それまでの暁女子専門学校を暁学園短期大学に改組し、創設数年にして総合学園の基盤を確立した。さらに、昭和 63（1988）年には「この地に高等教育機関を」との地域社会の強い要望の中、四日市市の要請を受け、公私協力型大学の先駆け的存在として四日市大学を開学し、ここに幼稚園から大学までを擁する総合学園としての一貫教育体制を構築することとなった。平成 19（2007）年には同じく四日市市の要請のもと、産業都市四日市の地域特性を見据えた、「産業看護を通して地域への貢献」を目指して、四日市看護医療大学を開学し、平成 23（2011）年には同大学院も開設した。

建学の精神である「人間たれ」は、暁学園が幼稚園から小学校、中学校、高等学校、短期大学までの校種を設立し、総合学園としての体制をようやく整えた昭和 25（1950）年に設置された「学園綱領制作委員会（委員長 五嶋孝吉暁学園短期大学初代学長）により検討され、学園創立者宗村佐信のもと学園綱領として決定されたものである。これについて、制定当時の五嶋孝吉学長は次のように述べている。

「『人間たれ』という我が暁学園の綱領は、世の移り変わりがどのように激しくても、人間教育のアルファーであり、オメガであるものとわたしは確信している。その意味するところは、広く深いが、『愛は最高なり』ということと相通するものである。抜群の才能を持ち、正義の人であっても愛がなかったら、すべては空しいことである。どのように科学が発達

しても、また秩序整然たる社会が作られても、愛がなかったら空虚で不気味であろう。勝者の権力も敗者の愛情に遠く及ばない。私達は『人間たれ』の建学の精神を中心とした学園生活を送り、心豊かな人間像に一步でも近づくよう精進したい。」

このように「人間たれ」とは「愛」ある心豊かな人間の形成を目指すものであり、人を愛し、学問を愛し、美を愛する人間を育てるということである。本学も暁学園の一員として、学園綱領「人間たれ」を建学の精神とするものである。

2. 四日市看護医療大学の基本理念

四日市看護医療大学の基本理念

「人間重視を根幹とした教育研究の実践」

「高度な知識・技術の教授と研究」

「地域社会への積極的な貢献」

本学は、かねてより 4 年制看護系大学の設置を熱望してきた四日市市と長年にわたり地元で私学教育に携わってきた曉学園（昭和 21（1946）年設立）との公私協力方式により設置された。四日市看護医療大学の基本的な教育研究理念は、四日市市との周到な開学準備の中で形成されたものであり、「四日市看護医療大学設置認可申請書」（平成 18（2006）年 4 月）の「大学の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由」の中に「教育研究上の理念、目的」として示されている。それは、次の通りである。

人間重視を根幹とした教育研究の実践

看護学は、人間を対象とした学問領域であることから、人間愛、倫理観に基づく「人間重視」の考え方を常に基本とし、人間の本質を問い合わせ、一人の人間から社会全体までを対象に、安全で快適な暮らしを創造できる保健師・助産師・看護師を育成する。

高度な知識・技術の教授と研究

人間への理解、尊重そして洞察力に加え、確かな看護知識・技術を持ち、保健・医療・福祉現場での状況に応じた判断能力、管理能力と、他の保健医療専門職とのチームワーク、コーディネート能力を有する保健師・助産師・看護師を育成する。また、本学の特色である産業看護に関する教育並びに研究の充実を図る。

地域社会への積極的な貢献

本学が公私協力方式により設立されることを踏まえ、時代の要請に柔軟に対応しながら市民からの負託に応えるべく積極的に地域貢献を行い、地域社会に対し質の高い教育と研究の成果を提供する。特に産業都市である四日市市への貢献として、産業看護の教育と研究に力点をおく。

看護とは、保健師・助産師・看護師が患者／クライアントと接しながらそのニーズを満たす行為であり、保健師・助産師・看護師が対象者とどのような人間関係を形成するかによって、看護の質が左右されるという特徴を有する。看護は、ヒューマンケア、すなわち人権の尊重を基盤にした健康生活の支援であり、実施に際しては、正確な知識・技術と豊かな人間性に基づく行為が求められる。したがって、学生が看護を実際に体験する中で、患者／クライアントと直接対峙し、援助的な人間関係の形成について学ぶことが重要であり、その人間関係を基盤にして看護の諸目的を遂行する方法を体得する必要がある。保健

師・助産師・看護師には、ヒューマンケアの担い手としての実践能力や倫理的判断力を高め、さらに心のケア、スピリチュアルケア、精神的看護の要素も求められている。そのため、社会人・医療人として望まれる豊かな人間性を培い、かつ高度で最先端の専門学芸を教授研究し、応用的能力を展開させること、さらには産業都市である当地域の特性に鑑み、産業看護の充実という地域社会への積極的な貢献を教育研究の基本理念としている。3つの基本理念は、四日市看護医療大学の目指すべき大学像を開学当初に示したものであり、今後もこの基本理念を堅持していくものである。

3. 四日市看護医療大学の使命・目的

四日市看護医療大学の使命・目的

教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、看護医療の分野に関する専門知識・技術の教育と研究を行い、あわせて豊かな教養と人格を兼ね備え、地域の保健、医療、福祉に寄与し、地域の活力向上に資する看護医療専門職の人材を育成することを目的及び使命とする。

四日市看護医療大学大学院の使命・目的

看護医療分野に関する学術の理論及び応用を教授研究し、深い学識及び卓越した能力を培い、看護学及び医療科学の発展と地域社会における人々の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

四日市看護医療大学は、地域における看護人材の安定的な確保とその資質向上、地域社会の要請に応えられる確かな専門性と豊かな人間性を兼ね備えた資質の高い保健師・助産師・看護師を養成するとともに、充実した生涯学習機能を有する大学としての役割を果たすことを目的として、学校法人暁学園と四日市市の公私協力方式により設置された。したがって、建学の精神及び大学の基本理念を基盤としながら、大学においては「本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、看護医療の分野に関する専門知識・技術の教育と研究を行い、あわせて豊かな教養と人格を兼ね備え、地域の保健、医療、福祉に寄与し、地域の活力向上に資する看護医療専門職の人材を育成することを目的及び使命とする」（「四日市看護医療大学学則」第1条）と定めている。

また、大学院においては「四日市看護医療大学大学院（以下「本大学院」という。）は、看護医療分野に関する学術の理論及び応用を教授研究し、深い学識及び卓越した能力を培い、看護学及び医療科学の発展と地域社会における人々の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする」（「四日市看護医療大学大学院学則」第1条）と定めている。

大学において養成を目指す人材として以下の7つの人材像を掲げ、教育目標としている。

四日市看護医療大学は、地域における看護人材の安定的な確保とその資質向上、地域社会の要請に応えられる確かな専門性と豊かな人間性を兼ね備えた資質の高い保健師・助産師・看護師を養成するとともに、充実した生涯学習機能を有する大学としての役割を果たすことを目的として、学校法人暁学園と四日市市の公私協力方式により設置された。したがって、建学の精神及び大学の基本理念を基盤としながら、大学においては「本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、看護医療の分野に関する専門知識・技術の教育と研究を行い、あわせて豊かな教養と人格を兼ね備え、地域の保健、医療、福祉に寄与し、地域の活力向上に資する看護医療専門職の人材を育成することを目的及び使命とする」（「四日市看護医療大学学則」第1条）と定めている。

また、大学院においては「四日市看護医療大学大学院（以下「本大学院」という。）は、

看護医療分野に関する学術の理論及び応用を教授研究し、深い学識及び卓越した能力を培い、看護学及び医療科学の発展と地域社会における人々の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする」（「四日市看護医療大学大学院学則」第1条）と定めている。

大学において養成を目指す人材として以下の7つの人材像を掲げ、教育目標としている。

- ・人間性を尊重した対人関係形成能力を備えた人材
- ・医療技術者間における調整・指導のための基礎的能力を備えた人材
- ・人権を尊重し、患者／クライアントの権利を擁護する人材
- ・安全で的確な実践力を有する人材
- ・的確な判断と問題解決能力を備えた人材
- ・課題探求・自己研鑽能力を備えた人材
- ・産業看護の知識・技術を持った人材

また、大学院において養成を目指す人材として以下の5つの人材像を掲げ、教育目標としている。

- ・広い視野と柔軟な思考力・想像力をもち、看護科学の開拓と進展に貢献できる看護教育・研究能力を有する人材
- ・進行する少子・高齢社会に対応して、保健・医療・福祉システムを創造的に構築できる企画・調整・統括的能力を有する人材
- ・急激に変化する経済・社会の動向に対応し、活力ある地域社会創造のためにリーダーシップを發揮でき、対象者のみならず家族や地域の健康促進に貢献できる人材
- ・人々の生活改善に直結する質の高い看護を提供するために、高邁な倫理観を持ち、高度な専門知識・技術を有する看護実践者
- ・産業構造の急激な変化に伴い、社会的に必要性が高まっている産業看護の専門的知識を有する人材

4. 四日市看護医療大学の個性・特色

四日市看護医療大学の個性・特色 「産業看護分野の教育・研究」「地域社会への貢献」

本学の位置する四日市市及びその周辺地域は、中京工業地帯の中にあって、国際貿易港である四日市港を中心に、臨海部の石油化学工業、内陸部での自動車・電子機器等、製造業が盛んな我が国有数の産業集積地である。このような立地環境を考慮し、本学は、働く人々の健康の保持増進への支援を行う「産業看護」の学術研究の拠点となる大学として設置された。働く人々並びに事業者を対象とした「産業看護」は、看護学の中でも新しい分野であるが、近年特に注目されている分野でもある。高齢化の進展や生活習慣病、メンタルヘルス不調者の増加は、活力の低下をきたし、生産性も落としてしまうことが考えられるが、「産業看護」は働く人々の心身の健康づくりへの支援を通して生理的年齢を下げ、労働能力の維持、増進を図ることも目的の一つとしていることから、産業都市である四日市市の発展に大きく貢献でき、地域のニーズに対応した大学としての役割を果たせるものである。本学は、地域密着型の大学を目指しており、産業都市という四日市市の特性を踏まえ、「産業看護」を広く採り入れた教育研究活動を展開している。そして、その学術研究の成果を三重県、四日市市をはじめとする地域社会へ積極的に還元するため本学の附置研究機関である地域研究機構に「産業看護研究センター」を設け、同センターを核としつつ、当地域はもとより、全国レベルで「産業看護」の普及活動の中心的な役割を担うことを目指している。

また、四日市市との公私協力方式により設置された大学であるという性格から「地域の生涯学習機会の拠点」及び「社会貢献機能」という2つの機能にも大きな比重を置き、大学の個性・特色の一つとしている。本学の設置にあたっては、特に大学の地域開放を推進し、充実した生涯学習機能を有する大学としての役割を果たすことが期待された。地域社会からの大学利用の要望として、共同研究、図書や施設の利用、公開講座、講演会、出張講義、産業看護職への継続教育、地域・臨床の場で働く看護職への産業看護教育、一般の労働者、中小企業の経営者に対する健康教育等の開催などが挙げられるが、本学はこのような需要に対応しつつ、地域に開かれた大学として生涯学習の拠点の役割を担っており、多くのメニューを用意して「人の集まる大学」として機能している。さらに、三重県内外の他の大学や研究機関、医療機関、自治体、NPO、企業、高等学校、地域住民に至る幅広い人々と連携・協働し、共同研究や情報の提供、生涯学習の機会と場の提供を行い、看護・医療技術、健康意識の高揚等のため積極的に地域社会への貢献活動に取り組むことにより、本学の社会的使命を果たしている。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

四日市看護医療大学の設置母体である学校法人暁学園は、昭和 21（1946）年、当地の実業家であった宗村佐信によって創立され、爾来 65 年間にわたり「人間たれ」の学園綱領（建学の精神）のもと聰明で心豊かな人材の養成に努力を重ねてきた。幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学・大学院を擁する三重県下唯一の総合学園として、この地における私学教育の一翼を担い、地域社会に貢献している。

本学は、平成 19（2007）年に四日市市の強力なバックアップ（約 10 億円の設置助成）のもと公私協力型大学であることを特色とし、看護学部のみの単科大学としてスタートした。その後、平成 23（2011）年には大学院看護学研究科を開設し、教育研究活動の高度化を図っている。

なお、本学を後継校として位置付けている四日市市立四日市高等看護学院は、昭和 17（1942）年に開設された四日市市立四日市病院附属看護婦養成所を前身とし、昭和 46（1971）年に開学した。地元四日市市を中心とした三重県内の医療機関などに 1,337 人の卒業生を送り出し、公立の看護師養成機関として一定の役割を果たしてきたが、本学の開学を受けて平成 21（2009）年 3 月に閉校し、38 年間の歴史に幕を下ろした。

本学の主たる沿革は次の通りである。

四日市看護医療大学沿革

昭和 21（1946）年	3 月	財団法人暁学園（現在の学校法人暁学園）設立認可
平成 18（2006）年	4 月	四日市看護医療大学設置認可申請
平成 18（2006）年	11 月	四日市看護医療大学設置認可
平成 19（2007）年	4 月	四日市看護医療大学開学 看護学部看護学科開設 第 1 回入学式挙行 産業看護研究センター開所
平成 20（2008）年	3 月	米国カリフォルニア州立大学ロングビーチ校との間に学術 交流協定締結 四日市看護医療大学紀要創刊・第 1 卷第 1 号発行 自己点検・評価報告書発行 8 月 第 1 回海外語学研修実施（米国カリフォルニア州立大学 ロングビーチ校）
平成 22（2010）年	5 月	大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）設置認可申請
平成 23（2011）年	10 月	大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）設置認可 3 月 第 1 回卒業式・学位記授与式挙行 4 月 大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）開設 大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）第 1 回入学式挙行
平成 25（2013）年	3 月	大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程） 第 1 回学位記授与式挙行

2. 本学の現況

・大学名 四日市看護医療大学

・所在地 三重県四日市市萱生町 1200 番地

・学部の構成 看護学部看護学科

大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）

・学生数、教員数、職員数

学生数

(単位：人)

学部	学科	入学定員	収容定員	在籍学生数					
					1年	2年	3年	4年	合計
看護	看護	100	400	男	10	12	12	9	43
				女	101	100	104	107	412
				合計	111	112	116	116	455
研究科	専攻	入学定員	収容定員	在籍学生数					
看護学	看護学	10	20		1年	2年	合計		
				男	2	1	3		
				女	4	8	12		
				合計	6	9	15		

教員・助手数

(単位：人)

学部	学科	専任教員・助手						兼任 教員	合計	
			教授	准教授	講師	助教	助手			
看護	看護	男	2	1	3	0	0	6	16	22
		女	7	7	8	11	2	35	52	87
		合計	9	8	11	11	2	41	68	109
研究科	専攻	専任教員						兼任 教員	合計	
看護学	看護学		教授	准教授	講師	助教	助手			
		男	2	0	1	0	0	3	7	10
		女	6	5	0	0	0	11	9	20
		合計	8	5	1	0	0	14	16	30

職員数

(単位：人)

	専任教員		パート	合計
	正職員	嘱託職員		
男	10	0	1	11
女	4	2	6	12
合計	14	2	7	23

III. 「基準」ごとの自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

四日市看護医療大学の使命・目的は、設置母体である学校法人暁学園が掲げる「暁学園綱領（建学の精神）」及び四日市看護医療大学が開学当初に示した大学構想に基づく「大学の basic concept」とを踏まえて明確となっており、「四日市看護医療大学学則」では、その第1条（目的）に「本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、看護医療の分野に関する専門知識・技術の教育と研究を行い、あわせて豊かな教養と人格を兼ね備え、地域の保健、医療、福祉に寄与し、地域の活力向上に資する看護医療専門職の人材を育成することを目的及び使命とする」と定めている。

大学院においても「四日市看護医療大学大学院学則」の第1条（目的）に「四日市看護医療大学大学院（以下「本大学院」という。）は、看護医療分野に関する学術の理論及び応用を教授研究し、深い学識及び卓越した能力を培い、看護学及び医療科学の発展と地域社会における人々の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする」と定めている。

看護学は人間を対象とした学問領域であることから、心の豊かさ、人としてのやさしさを持ち、深い人間理解と倫理観をもった人材の養成が要求されている。また、保健・医療・福祉の高度化と技術の急速な発展に対応し、良質な看護サービスを提供していくためには、確かな看護知識・技術並びにエビデンスを生み出す研究能力、自己を成長させていく自己啓発能力をもち、科学的思考と問題提起及び解決能力を備えた人材が必要とされている。さらに、公私協力方式で設立されている本学は、地域社会に貢献しうる実践力を備えた人材の育成が求められており、四日市市という産業都市におけるニーズに応えるためには住民の多数を占める労働者や経営者への看護、つまり、産業看護の知識・技術が必要とされる。

そのため、本学では使命・目的を達成するため、養成を目指す人材像として大学では7項目、大学院では5項目を具体的に掲げ、教育目的としている。

養成を目指す人材

〈学部〉

- ・人間性を尊重した対人関係形成能力を備えた人材
- ・医療技術者間における調整・指導のための基礎的能力を備えた人材
- ・人権を尊重し、患者／クライアントの権利を擁護する人材
- ・安全で的確な実践力を有する人材
- ・的確な判断と問題解決能力を備えた人材
- ・課題探求・自己研鑽能力を備えた人材
- ・産業看護の知識・技術を持った人材

〈大学院〉

- 「生命の尊厳と深い人間理解への指向」「社会性への指向」「多様性への指向」
- ・広い視野と柔軟な思考力・想像力をもち、看護科学の開拓と進展に貢献できる看護教育・研究能力を有する人材
 - ・進行する少子・高齢社会に対応して、保健・医療・福祉システムを創造的に構築できる企画・調整・統括的能力を有する人材
 - ・急激に変化する経済・社会の動向に対応し、活力ある地域社会創造のためにリーダーシップを発揮でき、対象者のみならず家族や地域の健康促進に貢献できる人材
 - ・人々の生活改善に直結する質の高い看護を提供するために、高邁な倫理観を持ち、高度な専門知識・技術を有する看護実践者
 - ・産業構造の急激な変化に伴い、社会的に必要性が高まっている産業看護の専門的知識を有する人材

なお、本学では、開学以来「看る、護る、そしてつながる」をキャッチフレーズとして用いているが、これは本学の人材養成の目標を端的に表現した言葉である。「安全で的確な実践力を有する人材」「的確な判断と問題解決能力を備えた人材」が「看る、護る」すなわち「看護」の基本であり、「人間性を尊重した対人関係形成能力を備えた人材」「人権を尊重し、患者／クライアントの権利を擁護する人材」では「ひととのつながり」を、「医療技術者間における調整・指導のための基礎的能力を備えた人材」「産業看護の知識・技術を持った人材」では「社会とのつながり」を、「課題探求・自己研鑽能力を備えた人材」では「未来とのつながり」を、それぞれ得られる人材の養成を目指している。

以上のように、本学の使命・目的及び教育目的は簡潔かつ明確に文章化されている。

◇エビデンス（資料）

【資料 1-1-1】四日市看護医療大学学則

【資料 1-1-2】四日市看護医療大学大学院学則

【資料 1-1-3】四日市看護医療大学学生便覧

【資料 1-1-4】四日市看護医療大学大学院学生便覧

【資料 1-1-5】四日市看護医療大学ホームページ

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学及び大学院の使命・目的と教育目的は、曉学園綱領（建学の精神）「人間たれ」と本学の基本理念である「人間重視を根幹とした教育研究の実践」「高度な知識・技術の教授と研究」「地域社会への積極的な貢献」から導かれたものである。しかし、建学の精神や基本理念ほど教職員、学生、保護者、受験生などの間に浸透しているとは言い切れない。建学の精神や基本理念とともに、従来以上に具体性と明確性に留意しつつ大学案内などの印刷物や大学公式ホームページ、また入学式をはじめとした式典やオープンキャンパス、FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)活動、教育後援会、公開講座などのあらゆる機会を通じて、その意味や内容をわかりやすく伝達していく。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

『1-2 の視点』

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

産業都市四日市市との公私協力方式により誕生した本学の個性・特色は、「産業看護分野の教育・研究」及び「地域社会への貢献」である。

大学の使命・目的は、「本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、看護医療の分野に関する専門知識・技術の教育と研究を行い、あわせて豊かな教養と人格を兼ね備え、地域の保健、医療、福祉に寄与し、地域の活力向上に資する看護医療専門職の人材を育成することを目的及び使命とする」（「四日市看護医療大学学則」第 1 条）と定められており、「地域の保健、医療、福祉に寄与し、地域の活力向上に資する看護医療専門職の人材を育成すること」としているように、「地域社会への貢献」を個性・特色とする大学であることが明示されている。さらに、教育目的である 7 つの人材像の 1 つに「産業看護の知識・技術を持った人材」を掲げており、「産業看護の教育・研究」とその成果を生かし「地域社会へ貢献」することが明示されている。

大学院の使命・目的は、「四日市看護医療大学大学院（以下「本大学院」という。）は、看護医療分野に関する学術の理論及び応用を教授研究し、深い学識及び卓越した能力を培い、看護学及び医療科学の発展と地域社会における人々の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする」（「四日市看護医療大学大学院学則」第 1 条）と定められており、こちらにおいても「地域社会における人々の健康と福祉の向上に寄与すること」としているように「地域社会への貢献」を個性・特色とする大学院であることが明示されている。さらに教育目的である 5 つの人材像においては「産業構造の急激な変化に伴い、社会的に必要性が高まっている産業看護の専門的知識を有する人材」と「急激に変化する経済・社会の動向に対応し、活力ある地域社会創造のためにリーダーシップを發揮でき、対象者のみならず家族や地域の健康促進に貢献できる人材」が掲げられており、「産業看護の教育・研究」及び「地域社会へ貢献」の両方が明示されている。

本学の使命・目的及び教育目的は、学校教育法第 83 条、大学設置基準第 2 条などの法令に適合している。学校教育法第 83 条は、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」と規定しており、同条第 2 項は、「大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」としているが、本学の使命・目的及び教育目的はこれらの条項に適合するものとなっている。さらに、大学設置基準第 2 条は、「大学は、学部、学科又は課程ごとに、

人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする」と規定しているが、「四日市看護医療大学学則」第1条（目的）には「本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、看護医療の分野に関する専門知識・技術の教育と研究を行い、あわせて豊かな教養と人格を兼ね備え、地域の保健、医療、福祉に寄与し、地域の活力向上に資する看護医療専門職の人材を育成することを目的及び使命とする」と定めており、これを満たしている。

本大学院の使命・目的及び教育目的については、学校教育法第99条、大学院設置基準第2条などの法令に適合している。学校教育法第99条は、「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」と規定しており、本学大学院の使命・目的及び教育目標はこの条項に適合するものとなっている。さらに、大学院設置基準第2条は、「大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする」と規定している。「四日市看護医療大学大学院学則」第1条（目的）には「四日市看護医療大学大学院（以下「本大学院」という。）は、看護医療分野に関する学術の理論及び応用を教授研究し、深い学識及び卓越した能力を培い、看護学及び医療科学の発展と地域社会における人々の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする」と定めており、これを満たしている。

大学の使命・目的及び教育目的は、社会情勢等に対応し、必要に応じて見直しを行っていくべきものであるが、本学は開学が平成19（2007）年、大学院の開設が平成23（2011）年と歴史も浅く、大きな見直しを必要とする時期・段階に至ってはいない。

◇エビデンス（資料）

【資料1-2-1】四日市看護医療大学学則

【資料1-2-2】四日市看護医療大学大学院学則

【資料1-2-3】四日市看護医療大学学生便覧

【資料1-2-4】四日市看護医療大学大学院学生便覧

（3）1-2の改善・向上方策（将来計画）

本学の個性・特色である「産業看護分野の教育・研究」「地域社会への貢献」は、すでに使命・目的及び教育目的に明示されているが、教職員はもとより、学生、地域の関係者の理解と協力が得られるよう一層努力する。今後、社会情勢の変化等に対応し、使命・目的及び教育目的の見直しを図る場合には、適切に個性・特色が明示されるよう留意する。

大学及び大学院の使命・目的と教育目的は、現時点においては法令に適合したものとなっているが、法令の改正等が実施された場合には適切に対応することとする。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

『1-3 の視点』

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

(2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

大学の使命・目的及び教育目的は、「四日市看護医療大学設置認可申請書」に記載されたものである。同申請書の作成にあたっては、理事・評議員でもあった前学長と理事・評議員である現学長が中心となり設置構想をまとめた。大学の使命・目的や教育目的についても関与・参画の上、策定されたものである。これらは大学設置認可申請前に評議員会及び理事会に諮られ、理事長以下全役員の理解と支持を得た上で文部科学省へ提出されている。教職員については、FD や SD の取り組みの中で大学の使命・目的及び教育目的を理解するよう努めており、支持されているものである。大学院についても「四日市看護医療大学大学院設置認可申請書」に記載されたものであり、大学と同様の手続を経て、役員と教職員の理解と支持を得ている。

大学の使命・目的及び教育目的は、「四日市看護医療大学学則」「四日市看護医療大学学生便覧」「四日市看護医療大学大学案内」「四日市看護医療大学ホームページ」などに明示されており、教職員だけではなく、学生、保護者、受験生、その他の関係機関にも理解されるよう努めている。特に学生に対しては、「学生便覧」の冒頭に本学の理念・目的・教育目標を記載し、入学時のオリエンテーションをはじめとして、あらゆる機会を通じてその周知を図っている。また、保護者に対しては、教育後援会役員会並びに保護者懇談会時に学長から詳しく説明し、周知を図っている。大学院の使命・目的及び教育目的についても、大学と同様に「四日市看護医療大学大学院学則」「四日市看護医療大学大学院学生便覧」「四日市看護医療大学大学院案内」「四日市看護医療大学ホームページ」などで明示している。本学は四日市市との公私協力方式で設置されていることから、四日市市との間で「四日市看護医療大学運営協議会」を開催している。ここには四日市市副市長をはじめ、教育長、関連部局の長なども出席しており、この場で教育目的を示している。

本学は、平成 19 (2007) 年の開学後、大学の完成と大学院の開設・完成を中長期的な目標として計画的に運営してきた。平成 23 (2011) 年 3 月には看護学部看護学科が初めての卒業生を送り出し、翌 4 月には大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）が開設された。この間の活動は、「四日市看護医療大学設置認可申請書」及び「四日市看護医療大学大学院設置認可申請書」を誠実に履行することにより、これらの設置認可申請書に示された使命・目的及び教育目的を反映させたものとなっている。

本学の掲げる 3 つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッション

ンポリシー）にも大学の使命・目的及び教育目標は反映されている。

・四日市看護医療大学のディプロマポリシー

ディプロマポリシーについて学部では、「本学の教育理念を踏まえ、教育課程を修了し、卒業認定を受けるのは、以下の知識・技術・態度を備えている学生である。」として6点を、大学院では、「本大学院修士課程に2年以上在籍し、各専攻領域で定められた教育プログラム（共通科目および専門科目を合わせて30単位以上）を履修、修得することが必要である。所定の単位を取得し、学際的で深い科学的知識と高い研究能力・実践能力を有する者に修士(看護学)の学位を授与する。そのためには、以下の学修成果をあげることが求められる。」として4点を明示し、学位授与に関する方針としている。

〈学部〉

本学の教育理念を踏まえ、教育課程を修了し、卒業認定を受けるのは、以下の知識・技術・態度を備えている学生である。

1. 豊かな人間性、社会人としての広い見識
2. 看護の高い専門性に基づく実践力
3. 働く人を含む生活者の健康支援の視点
4. 高い倫理性とヒューマンケア
5. ヘルスケアシステムにおける看護専門性と他職種との連携
6. 未来につながる人間成長とキャリア発達

〈大学院〉

本大学院修士課程に2年以上在籍し、各専攻領域で定められた教育プログラム（共通科目および専門科目を合わせて30単位以上）を履修、修得することが必要である。所定の単位を取得し、学際的で深い科学的知識と高い研究能力・実践能力を有する者に修士(看護学)の学位を授与する。そのためには、以下の学修成果をあげることが求められる。

1. 修士論文コースの修了者は、各専攻領域における修士論文の作成を通して、体系的な研究方法を体得する。
2. 専門看護師（CNS）コースの修了者は、高度な専門医療の実践の基盤となる、状況に応じた看護実践能力を体得する。
3. 自ら積極的に課題を探求し、主体的に解決しようとする能力、専門的職業人としての研究的視点を持ち、看護に対する科学的探究心を体得する。
4. 健康に対する社会的ニーズを認識し、保健・医療・福祉チームの一員として、国内外で広く社会に貢献する能力を体得する。

・四日市看護医療大学のカリキュラムポリシー

カリキュラムポリシーにおいても建学の精神や大学の基本理念を踏まえた上で、「四日市看護医療大学学則」第1条や「四日市看護医療大学大学院学則」第1条に記された大学・大学院の使命・目的が果たせるようなカリキュラムの構成方法について言及している。

〈学部〉

1. 大学の理念、学部の教育理念、教育目標、学年別到達目標と教育内容・科目群を一貫的に対応させたマトリクス型のカリキュラムである。
2. 人の支援に関わる専門職の育成という視点から、教養教育を充実させるとともに、高い倫理性をもったヒューマンケアのできる看護実践力を育てるカリキュラムである。
3. 設立の趣旨、大学の立地地域の特性をふまえ、産業看護の精神・知識・技術をもとに、あらゆる場における働く人々の健康支援を視野に入れたカリキュラムである。
4. 人の発達と生活を軸にライフサイクル・ライフプロセスに沿って、人々の健康課題の解決に向けて看護実践できる能力を育成するカリキュラムである。
5. 健康の概念は社会・心理・医療モデルを取り入れたカリキュラムである。

〈大学院〉

本研究科では、各専門分野の高度な看護実践者、看護学教育者、看護学研究者を育成するために修士論文コースと専門看護師（CNS）コースを置く。

カリキュラムは広い視野で看護を学ぶための学際的な科目から構成する「共通科目」、各専門分野において深い専門性を学ぶ「専門科目」からなり、次のように教育課程を編成している。

1. 共通科目は個々の学生の必要性に合わせて、修士論文コースと専門看護師（CNS）コースのどちらの学生でも履修できるように配置している。
2. 専門科目は「看護学基盤分野」「産業看護学分野」「看護学実践分野」の三分野から構成する。
3. 修士論文作成のための専門科目として特別研究Ⅰと特別研究Ⅱ、課題研究論文作成のための専門科目として、課題研究Ⅰと課題研究Ⅱがある。実施にあたっては研究計画発表会などにより研究プロセスを段階的に学んでいくことができるよう、全学的な指導体制をとっている。
4. 専門看護師（CNS）コースでは、急性看護学領域におけるケアとキュアを融合した看護実践力、保健・医療・福祉チーム内の調整力などの育成をめざし、一般社団法人日本看護系大学協議会で認定された専門看護師（CNS）教育を開催している。

- ・四日市看護医療大学のアドミッションポリシー

アドミッションポリシーにおいても、建学の精神と大学の基本理念を踏まえながら、「四日市看護医療大学学則」第1条や「四日市看護医療大学大学院学則」第1条に記された大学・大学院の使命・目的が果たせるような入学者の受け入れ方針を明示している。

〈学部〉

本学は、設置母体である暁学園の綱領「人間たれ」を教育研究活動の根幹とし、豊かな人間性と高度な専門性を備えた保健師・助産師・看護師を育てることを建学の精神としています。

そのため、本学では社会人・医療人として望まれる豊かな人間性を培い、かつ高度で最先端の専門学芸を教授研究し、応用的能力を展開させること、さらには産業都市である当地域の特性に鑑み、産業看護を通じて地域社会への積極的な貢献を教育研究の理念、目的としています。

したがって、本学では、特に地域貢献に高い関心を持つ入学者を確保すること、また単に学力の高い入学者を求めるのではなく、豊かな人間性や明確な目的意識を持った入学者の確保を受け入れ方針としています。

〈大学院〉

四日市看護医療大学大学院看護学研究科は、専門性の高い看護学の修得を志向し、主体的に学修できる意欲のある次のような入学者を求めています。

1. 看護学専攻の教育を受けるための基礎的な知識や技術を有する者
2. 高度専門職業人または教育研究者として、看護学や看護実践の発展の貢献する意欲を有する者
3. 看護学や看護実践に対する高い追究心を持ち、主体的な勉学および自己啓発に積極的である者

本学の教育研究組織の構成は、以下の通りとなっている。

- ・学部

本学の使命・目的及び教育目的を達成するため、看護学部に入学定員を100人とする看護学科を設けている。機能的かつ効果的な教育が期待できる適切な数の教員を確保して教育研究活動を展開しており、地域の活力向上に資する保健師・助産師・看護師の養成を行っている。

- ・大学院

大学院看護学研究科(入学定員10人)は、使命・目的及び教育目的に基づき修士論文コースに「看護学基盤分野」「産業看護学分野」「看護学実践分野」の3分野を設けている。「看護学実践分野」には、地域からの強い要請により専門看護師(CNS: Certified Nurse Specialist)養成のため専門看護師(CNS)コースを設け、「急性・重症患者専門看護師」

の養成を行っている。修士論文コースでは看護教育・研究能力を有する人材を、専門看護師（CNS）コースでは高度な専門知識・技術を有する看護実践者をそれぞれ養成している。

- 地域研究機構

平成 26（2014）年に学校法人暁学園より移管された「地域研究機構」では、「地域研究センター」「産業看護研究センター」「看護研究交流センター」の 3 つの部門それぞれが人的資源の提供や生涯学習機会の提供を図り、地域貢献の推進に努めている。

上記 3 つの教育研究組織では、専任教員が兼任することで整合性が図られ、本学の使命・目的及び教育目的達成のために有機的に機能している。

◇エビデンス（資料）

【資料 1-3-1】四日市看護医療大学設置認可申請書

【資料 1-3-2】四日市看護医療大学学則

【資料 1-3-3】四日市看護医療大学大学院学則

【資料 1-3-4】四日市看護医療大学学生便覧

【資料 1-3-5】四日市看護医療大学大学院学生便覧

【資料 1-3-6】四日市看護医療大学ホームページ

【資料 1-3-7】四日市看護医療大学学生募集要項

【資料 1-3-8】四日市看護医療大学大学院学生募集要項

【資料 1-3-9】四日市看護医療大学運営協議会設置要綱

(3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

大学及び大学院の使命・目的や教育目的については、役員には理事会・評議員会を通じて、教職員には FD や SD などの機会を通じて一層の理解と支持が得られるよう今後も努めていく。

学内外への周知については、四日市看護医療大学ホームページや大学案内等の印刷物のほか、オープンキャンパス等のイベントを通じて広く情報を開示し、正確な情報の提供に努めていく。特に、地域社会に対しては、年に 2 回実施している公開講座を通じて、更なる充実を図りたい。そして、在学生については、入学式やオリエンテーション以外の通常の学生生活の中においても、使命・目的や教育目的について触れる機会を設けていく。

教育研究組織については、本学の使命・目的及び教育目的を達成するため、教育研究の継続性を維持するとともに、質の向上に一層努力していく。教員の採用を行う場合には、公募を原則としているが、今後も本学の使命・目的及び教育目的を理解し、支持する優秀な教員の確保に努める。

[基準1の自己評価]

大学の使命・目的及び教育目的は、それらの基盤となる建学の精神や基本理念とともに入学式や卒業式等の行事において常に理事長、学長等から伝えられており、また「四日市看護医療大学大学案内」や「四日市看護医療大学学生便覧」等の印刷物、「四日市看護医療大学ホームページ」にも掲載され、さらには、市民向けの公開講座を通じて、学内外に向けて発信されている。このことから、大学の使命・目的及び教育目的は明確であり、かつ学内外への周知も図られていると言える。

大学の使命・目的及び教育目的は、建学の精神や基本理念と同様に、実際のカリキュラムや学生生活とどのように結びついているかについて、不断の検証が必要となる。FD委員会をはじめ各種委員会活動等を通じて折に触れて議論を深めるとともに、四日市市、市立四日市病院をはじめとした本学に関係する諸機関あるいは媒体を通じて学内外に周知するための工夫を凝らし、一層明確で実のあるものとしていく。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

本学は、設置母体である暁学園の綱領「人間たれ」を教育研究活動の根幹に据え、豊かな人間性と高度な専門性を備えた人材を育てることを建学の精神とし、学部と大学院のアドミッションポリシーを下表のとおり定めている。

四日市看護医療大学のアドミッションポリシー

学部	<p>本学は、設置母体である暁学園の綱領「人間たれ」を教育活動の根幹とし、豊かな人間性と高度な専門性を備えた保健師・助産師・看護師を育てることを建学の精神としている。</p> <p>そのため、本学では社会人・医療人として望まれる豊かな人間性を培い、かつ高度で最先端の専門学芸を教授研究し、応用的能力を展開させること、さらには産業都市である当地域の特性に鑑み、産業看護を通じて地域社会への積極的な貢献を教育研究の理念、目的としている。</p> <p>したがって、本学では、特に地域貢献に関心を持つ入学者を確保すること、また単に学力の高い入学者を求めるのではなく、豊かな人間性や明確な目的意識を持った入学者の確保を受け入れ方針としている。</p>
大学院	<p>本研究科では、専門性の高い看護学の修得を志向し、主体的に学修できる意欲のある者を求める。</p> <ul style="list-style-type: none">① 看護学専攻の教育を受けるための基礎的な知識や技術を有する者② 高度専門職業人又は教育研究者として、看護学や看護実践の発展に貢献する意欲を有する者③ 看護学や看護実践に対する高い追究心を持ち、主体的な勉学及び自己啓発に積極的である者

このアドミッションポリシーは、「四日市看護医療大学ホームページ」「四日市看護医療

「大学学生募集要項」「四日市看護医療大学大学院学生募集要項」に掲載しており、本学の情報を収集する受験生とその保護者や高等学校の進路指導担当者等、多くの方に対して分かりやすく公開するように努めている。また、オープンキャンパスや進学相談会など広報活動の中で、来訪者に対し口頭で説明を行い、アドミッションポリシーの浸透を図っている。

本学では、入学者受け入れの方針に基づき、以下の通り入学試験を実施している。

1) 学部の入試

学部の入試については、出身高等学校長の推薦を受ける推薦入試、学力試験で合否を判定、選抜する学力入試の他、大学入試センター試験利用入試などを実施することで入試区分を多様化し、アドミッションポリシーに沿う高い資質を持った学生を幅広く求め、確保するように努めている。特に、本学独自の奨学生入試を設け、奨学生として採用、入学した者には、在学中の学費の一部が貸与され、卒業後地元地域で就業すれば貸与された奨学金返還が免除されるという制度を実施している。また、学生募集の対象には高等学校卒業（見込）者だけでなく、社会人等特別選抜入試で社会人や大学既卒者を受け入れるための門戸を広く開いている。

平成 26(2014)年度入学者選抜試験として実施された入試区分と、それぞれの選考方針の概要を以下に記す。なお、本学の入試制度（入試日程、試験科目、選考方法など）は入試委員会で協議して原案を作成の上、学部は教授会、大学院は研究科委員会で決議される。

A. 推薦入学試験

公募制

出身高等学校長から推薦された卒業見込みの者および前年度卒業した者を対象とする。選考方式としては「小論文方式」と「基礎テスト方式」の 2 方式を設定している。前者では小論文を課し、基礎学力検査は行わない。ただし、面接を実施し、その評価は合否判定の参考資料として利用する。後者では外国語（英語 I・英語 II）、国語（国語総合（古文・漢文を除く））、数学（数学 I・数学 II・数学 A）、理科（化学基礎、生物基礎）の 4 教科 5 科目から 2 科目選択のため、文系または理系の志願者が各人の得意科目で受験することができる。募集人員は 20 名である。

併設校制

本学園の併設校である高等学校長から推薦された卒業見込みの者で、本学を専願する受験生を対象とする。選考方法としては、面接を課し、調査書等と併せ総合的に評価し選考している。募集人員は若干名である。

B. 学力入学試験

教科の学力試験に基づく入試区分として、前期、後期と 2 回実施している。前期日程は英語（英語 I・英語 II）を必須科目とし、国語（国語総合（古文・漢文を除く））、数学（数学 I・数学 II・数学 A）、理科（化学基礎、生物基礎）の 3 教科 4 科目から 2 科目を選択し、計 3 科目で実施している。後期日程は英語が必須科目でなくなり、4 教科 5 科目から 2 科目を選択する形で実施している。募集人員は 35 名である。

C. 大学入試センター試験利用入学試験

学力入試とは異なる視点の学力検査として、大学入試センター試験の成績を利用する入試区分である。前期日程は、外国語（『英語』（リスニング含む））を必須科目とし、国語（『国語』（近代以降の文章））、数学（「数学Ⅰ」「数学Ⅰ・数学A」「数学Ⅱ」「数学Ⅱ・数学B」）、理科（「化学Ⅰ」、「生物Ⅰ」）から高得点2科目を採用し、計3教科3科目の合計点で選考している。後期日程については、外国語が必須科目でなくなり、外国語、国語、数学、理科から高得点2科目を採用し、2教科2科目の合計点で選考している。募集人員は10名である。

D. 育成会奨学生入学試験

本学独自の奨学生制度である「四日市看護医療大学育成会奨学生」を採用する入試区分である。前期日程は、推薦入学試験「基礎テスト方式」と同様の入試問題と面接により選考しており、後期日程は、学力入学試験前期日程1日目と同様の入試問題と面接により選考を行っている。募集人員は30名である。

E. 社会人入学

社会人経験を有する者や、4年制大学を卒業した者および卒業見込みの者で、将来、看護師資格等を取得して社会貢献したい人材を求めるための入試区分である。選考方法としては、小論文、面接、調査書の内容を総合的に評価して選考している。募集人員は若干名である。

F. 編入学試験

看護師の資格を有し看護系大学または短大の既卒者及び卒業見込みの者、看護系専修学校の専門課程を修了した者及び修了予定の者を対象とする。なお、平成24年（2012）年度試験より編入学での募集は停止し、収容定員に欠員が見込まれる場合に限り、編入学試験の実施について協議することとした。

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

平成26(2014)年度入試の各区分における入学者数を下表に示す。

平成26(2014)年度入試区別の募集定員と入学者数の構成（学部）

	推薦入試	学力入試	センター試験 利用入試	育成会奨 学生入試	社会人等特 別選抜入試	計
募集定員	20	35	10	30	若干名	100
入学者数	46	30	2	30	2	110
計に対する 割合	41.8%	27.3%	1.8%	27.3%	1.8%	100%

各入試区分における合否判定は、入試委員会で試験結果を評価し作成された合否判定案を教授会に諮り、その審議を経て決定される。合格発表は入試区分ごとに合否結果を本人宛に郵送している。

2) 大学院の入試

大学院入試はⅠ期、Ⅱ期に分けて実施している。学力試験（専門科目、英語）、面接、調査書を総合的に評価し、大学院研究科委員会での審議を経て合否を決定する。

なお、平成26(2014)年度は10名の募集定員に対して、3名（Ⅰ期0名、Ⅱ期3名（転入学者1名））の入学者があった。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学では、入学者の受入れについては、入試実施作業部会、入試委員会、入試判定教授会での慎重な討議を経て入学者数を決定している。

過去5年間の入学者状況を下表に示す。

過去5年間の入学者状況（学部）

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
入学者定員	95	95	100	100	100
入学者数	104	116	119	116	110
定員倍率	1.09	1.22	1.19	1.16	1.10

過去5年間、入学者数は入学定員の1.09倍から1.22倍で推移しており、適正な入学者数を確保できている。なお、平成24年度の入学者定員が100名となっているが、これは編入学試験で確保していた入学定員を、1年次入学者の定員に振り替えたためである。

大学院に関しては、平成25（2013）年度以降、入学者数が募集人員を下回っており、今後の広報活動の改善が必要な状況である。

◇エビデンス（資料）

- 【資料2-1-1】 四日市看護医療大学ホームページ
- 【資料2-1-2】 2014年度四日市看護医療大学学生募集要項
- 【資料2-1-3】 2014年度社会人等特別選抜学生募集要項
- 【資料2-1-4】 2014年度四日市看護医療大学大学院学生募集要項
- 【資料2-1-5】 四日市看護医療大学学則
- 【資料2-1-6】 四日市看護医療大学入試委員会規程
- 【資料2-1-7】 四日市看護医療大学入試実施作業部会規則

- 【資料 2-1-8】 四日市看護医療大学教授会規程
- 【資料 2-1-9】 四日市看護医療大学大学院看護学研究科委員会規程
- 【資料 2-1-10】 エビデンス集データ編【表 2-1】
- 【資料 2-1-11】 エビデンス集データ編【表 2-3】
- 【資料 2-1-12】 2014 年度四日市看護医療大学大学案内
- 【資料 2-1-13】 四日市看護医療大学大学院案内
- 【資料 2-1-14】 平成 26 年度オープンキャンパス資料
- 【資料 2-1-15】 四日市看護医療大学育成会会則等

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

学部のアドミッションポリシーについて、「具体的な表現」を検討しているところではあるが、ここ数年、高等学校における学習指導要領改定により履修範囲の変更が行われたため静観している状況である。今後は、入学後の学修に必要な基礎学力の範囲を示すため、高等学校で履修することが望ましい科目等を明示し、本学の特色を表現することを含めて全体として具体的な表現に改めていく方向で構想中である。

大学院に関しては、今後も安定的な入学者を確保するために、継続的な広報活動が必要であると考えるが、特に地元医療機関を中心に訪問機会を増やし、アドミッションポリシーの浸透を図っていく。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2 の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

平成 23(2011)年 1 月 6 日に文部科学省より「保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令」が出されたことを受けて、本学においても平成 24(2012)年度以降の入学生から新カリキュラムを編成している。本学の教育目的に沿ってカリキュラムポリシーを策定し、それに基づき教育課程を編成した。本学の新カリキュラムにおけるカリキュラムポリシーは以下の通りである。

1. 大学の教育研究の理念、教育目標、学年別到達目標と教育内容・科目群を一貫的に対応させたマトリクス型のカリキュラムである。
2. 人の支援に関わる専門職の育成という視点から、教養教育を充実させるとともに、高い倫理性をもったヒューマンケアのできる看護実践力を育てるカリキュラムである。
3. 本学の立地特性を踏まえ、産業看護の精神・知識・技術をもとに、働く人々の健康支援を視野に入れたカリキュラムである。
4. ライフサイクル・プロセスに沿って、人々の健康課題の解決に向けて看護実践できる能力を育成するカリキュラムである。
5. 健康の概念は社会・心理・医療モデルを取り入れたカリキュラムである。

本学の教育課程は以下の通り、5 つの区分と 7 つの教育目標により編成している。

〈教育課程の編成〉

区分	教育目標	
看護を実践する	看護の原理	看護の本質を理解し、看護の専門性・責務を自覚するとともに高度な知識・技術に基づき看護を実践する能力を育てる。
	ライフプロセスと看護	人の成長と生活を軸としたライフプロセスにおける健康課題を理解し、あらゆる健康レベルの人々の健康と QOL の向上に向けて看護実践できる能力を育てる。
	産業看護	産業看護の知識・技術をもとに、働く人々の健康

		支援をあらゆる看護実践の場において実践できる基礎を育てる。
人とつながる	ヒューマンケア・看護倫理	豊かな人間性と高い倫理観を持ち、看護の対象となる人々と良好な人間関係を形成し、ヒューマンケアができる能力を育てる。
健康とつながる	統合体としての人間と健康	身体的、精神的、社会的に統合された存在としての人間の健康と環境とのダイナミックな関係において捉え、生活者の視点から看護援助できる能力を育てる。
社会とつながる	ヘルスケアシステムと看護	変化する社会状況を捉え、国際的視野で看護を考えるとともに、ヘルスケアシステムにおける健康支援の政策や展望を理解し、保健・医療・福祉の各専門職と協働して人々および地域の健康に寄与できる能力を育てる。
未来につながる	教養とキャリア発達	幅広い教養と広い視野での見識を育て、それを基盤に看護を主体的に学び続け、看護の課題を創造的に追求する基礎能力を育てるとともに将来看護専門職としてキャリア発達できる基礎を形成する。

平成 24(2012)年度以降の入学生適用の、教育目的・教育目標及びカリキュラムポリシーを踏まえた教育課程編成方針を以下に示す。

平成 24(2012)年度以降の入学生の教育課程は、カリキュラム区分の目標・学年別到達目標と教育内容・科目群を一貫的に対応させている。以下、1 年次～4 年次のカリキュラム区分の目標・学年別到達目標と科目群を示す。

《1 年次》

教育区分 1. 看護を実践する、教育目標 1. 看護の原理では「・(看護の活動や看護者の役割を学び、) 看護についての関心を持ち理解できる。・看護の概念、本質、機能、役割を学び、看護の専門性について考えることができる。・看護の対象について看護学的視点から理解できる。・看護の基本技術の要素をヒューマンサイエンスの視点から学び、安全で的確な看護の基本技術を習得する。」を到達目標とし、「看護学概論」、「看護技術論」「ヘルスマネジメント」を必修科目、「看護対象論」を選択科目として配置している。

教育区分 1. 看護を実践する、教育目標 2. ライフプロセスと看護では「・人の成長発達の原理・プロセス、各発達段階の特徴、発達課題について理解できる。・ライフサイクルにおける個人、家族、集団の特徴について理解できる。」を到達目標とし、「人間発達学」、「成人看護学概論」を必修科目として配置している。

教育区分 2. 人とつながる、教育目標 4. ヒューマンケア・看護倫理では「・さまざまな学問分野を学び豊かな人間性を育てる。・人間の尊厳と権利の尊重について理解できる。・人間社会、人の暮らしや生活について広い視野から関心を広げ考える。・人と人との関係、自分と他者との関係について関心を持つことができる。」を到達目標とし、「心理学」、「倫

理学」を必修科目、「ジェンダー論」を選択科目として配置している。

教育区分3. 健康とつながる、教育目標5. 統合体としての人間と健康では「・統合体としての人間を理解できる。・環境との相互作用の中で健康の成立、あり方を考えることができる。・文化、経済(貧困)、労働環境や労働状態、社会の仕組み等社会の様々な視点から健康を考えることができる。・自分自身の健康づくりをとおして、健康について考えることができる。」を到達目標とし、「健康科学概論」、「人体のしくみと働き」、「基礎病態学」、「内部環境の調節」、「健康と生活行動の科学」、「健康社会要因論」、「診断・治療学概論」、「保健医療統計学」を必修科目、「健康スポーツ」を選択科目として配置している。

教育区分4. 社会とつながる、教育目標6. ヘルスケアシステムと看護では「・変化する社会状況をとらえる基盤となる社会の成り立ちについて理解できる。」を到達目標とし、「社会医療福祉論」を選択科目として配置している。

教育区分5. 未来につながる、教育目標7. 教養とキャリア発達では「・大学教育にスムーズに適応し、大学生として主体的に学ぶ態度と学習技術を身につける。・知的好奇心をもち、さまざまな学問分野を学び、教養と感性を育てる。・社会の一員としての自己管理力、倫理観を身につけ、社会的責任を自覚することができる。」を到達目標とし、「基礎セミナーI」、「基礎セミナーII」、「基礎英語」、「医療英語コミュニケーション」、「情報科学概論」、「コンピューターリテラシーI」を必修科目として配置している。また「哲学」、「少子高齢社会論」、「環境科学論」、「科学的思考論」、「生物」、「ボランティア論」、「法学」、「地方自治論」、「化学」、「統計学」、「経済学」、「コンピューターリテラシーII」を選択科目として配置している。

《2年次》

教育区分1. 看護を実践する、教育目標1. 看護の原理では「・対象者のもつ健康問題を看護学的視点からアセスメントし、解決に向けて計画的、理論的、実践的に展開する方法を理解できる。・日常生活行動の援助技術を習得する。・診療過程にかかる看護の基本技術を医療の安全の視点から習得する。・看護の対象としての家族の特性、家族の抱える健康問題および援助の方法を理解できる。・看護の対象として地域の特性、地域に生活する対象者の健康課題を理解できる。」を到達目標とし、「看護技術論I」、「地域看護学概論」、「看護技術論II」、「看護過程論」、「家族看護学」、「基礎看護学実習I」、「基礎看護学実習II」を必修科目として配置している。また、保健師国家試験受験資格を得るために「学校看護学」、「地域看護活動論I」を選択科目として配置している。

教育区分1. 看護を実践する、教育目標2. ライフプロセスと看護では「・ライフプロセスにおける個人、家族、集団の健康課題を理解し、援助の方法を考えることができる。・看護の多様な活動の場、あらゆる健康レベルにおける各ライフステージにおける対象者および家族、集団への看護援助の特徴と方法を理解できる。」を到達目標とし、「成人慢性期援助論」、「老年看護学概論」、「小児看護学概論」、「母性看護学概論」、「精神看護学概論」、「成人急性期援助論I」、「成人慢性期援助論II」、「老年看護援助論I」、「小児看護援助論I」、「母性看護援助論I」、「精神看護援助論I」を必修科目、「リハビリテーション看護論」を選択科目として配置している。

教育区分1. 看護を実践する、教育目標3. 産業看護では「・産業保健、産業看護の目的について理解できる。・働く人々（個人・集団）の健康課題を理解し、それらが密接にかか

わっていることを理解できる。」を到達目標とし、「産業看護学概論」を必修科目として配置している。

教育区分2. 人とつながる、教育目標4. ヒューマンケア・看護倫理では「・医療、看護における倫理的感性を養う。・人間の成長発達、成熟に関与する人間関係についての基礎的な知識や理論について学ぶ。」を到達目標とし、「コミュニケーション論」を必修科目、「人間関係論」、「ケアリング論」を選択科目として配置している。

教育区分3. 健康とつながる、教育目標5. 統合体として人間と健康では「・健康障害の病態生理を理解できる。・人々の健康にかかわる医療の役割を理解できる。・健康関連事象を保健統計より現在の健康課題を理解できる。」を到達目標とし、「治療学Ⅰ」、「治療学Ⅱ」、「治療学Ⅲ」、「治療学Ⅳ」を必修科目として配置している。

教育区分4. 社会とつながる、6. ヘルスケアシステムと看護では「・地域社会、共同体における健康生活について理解できる。・日本におけるヘルスケアシステムについて理解できる。・異文化を理解し、多文化社会における看護の重要性について理解できる。・看護活動を通しての地域への貢献を考えることができる。」を到達目標とし、「公衆衛生学」、「ヘルスケアシステム論」、「保健医療福祉行政論」を必修科目とし、「国際看護事情」、「疫学」を選択科目として配置している。

《3年次》

教育区分1. 看護を実践する、教育目標1. 看護の原理では「・対象に応じた看護の過程を実践できる。・地域の健康課題を多角的にアセスメントし、解決・改善に向けて支援を計画することができる。」を到達目標とし、「看護リスクマネージメント」、「在宅看護学」、「地域看護活動論Ⅱ」を必修科目として配置している。

教育区分1. 看護を実践する、教育目標2. ライフプロセスと看護では「・ライフプロセスの各ステージにおける個人、家族、集団の健康課題をアセスメントし、健康レベル、看護の場面、個人、家族、集団に応じた看護援助を実践できる。」を到達目標とし、「成人急性期援助論Ⅱ」、「老年看護援助論」、「小児看護援助論Ⅱ」、「母性看護援助論Ⅱ」、「精神看護援助論Ⅱ」を必修科目、「助産学概論」を選択科目として配置している。

教育区分1. 看護を実践する、教育目標3. 産業看護では「・いずれの看護分野においても、労働の視点を持って、対象者の健康状態をアセスメント・計画・実施・評価できる。・産業保健専門職チームの一員としての産業看護の専門性を發揮した支援について理解できる。(保)・働く人々それぞれに応じて、労働と健康の調和をはかり、心身ともに健康で充実した職業生活を送るための働く人々に応じた具体的な支援について考えることができる。(保)」を到達目標とし、「産業看護活動論Ⅰ」、「産業看護活動論Ⅱ」を保健師国家試験受験資格を得る選択科目として配置している。

教育区分2. 人とつながる、4. ヒューマンケア・看護倫理では「・対象となる人々の尊厳や権利を守る行動がとれる。・基本的なヒューマンケアにおけるコミュニケーションスキルを身につけることができる。・共感的態度を身につけることができる。・対象となる人々と良好な人間関係を創ることができます。・看護場面で出会う倫理的問題について、既習の知識や自身が形成してきた看護観を基に考えることができる。」を到達目標とし、「看護倫理」を必修科目、「コミュニケーション論」、「看護カウンセリング」を選択科目として配置している。

教育区分 3. 健康とつながる、5. 統合体としての人間と健康では「・対象者の生活、文化等の視点から疾病の予防、健康の回復、維持増進、安らかな死への支援の根拠を実践を通して確認することができる。」を到達目標とし、「健康教育論」を必修科目として配置している。

教育区分 4. 社会とつながる、6. ヘルスケアシステムと看護では「・各国のヘルスケアシステムおよび健康支援に対する看護の役割を考えることができる。・保健医療福祉の専門職の役割を尊重し、対象者の健康福祉の向上のために相互に連携する重要性を理解し、実践することができる。」を到達目標とし、「国際看護学」を必修科目、「専門職連携」、「地域看護活動論Ⅲ」、「地域の保健医療・看護・福祉の現状と課題」を選択科目として配置している。

教育区分 5. 未来につながる、教育目標 7. 教養とキャリア発達では「・学んだ学問分野の知見をもとに自分の思考や価値観を構築することができる。・学んだ学問分野の知見を実践に生かすことができる。・看護の課題を創造的・研究的に追究する基礎を形成する。・看護者の役割モデルを見出すことができる。」を到達目標とし、「看護研究」、「研究演習Ⅰ」を必修科目、「看護教育・キャリア発達論」、「国際関係論」を選択科目として配置している。

《4年次》

教育区分 1. 看護を実践する、教育目標 1. 看護の原理では「・看護サービスの効果的提供のための看護組織とマネジメントについて理解できる。・看護の学びを通して自分なりの看護観を形成する。・さまざまな看護場面におけるさまざまな対象者に応じた看護の役割・活動及び専門性を実践を通して総合的・統合的に考えることができる。」を到達目標とし、「看護管理・看護マネジメント論」を必修科目、「高度実践看護学入門」、「助産管理」を選択科目として配置している。

教育区分 1. 看護を実践する、2. ライフプロセスと看護では「・個人、家族、集団の健康レベルの回復、維持、増進をはかるために、統合的に考え、看護が実践できる。・女性および女性を取り巻く地域社会の健康の保持・増進を図るために、統合的に考え、安全で確実な助産の実践ができる。(助)」を到達目標とし、「助産診断・技術学Ⅰ」、「助産診断・技術学Ⅱ」、「助産診断・技術学Ⅲ」を選択科目として配置している。

教育区分 2. 人とつながる、教育目標 4. ヒューマンケア・看護倫理では「・様々な看護場面から他者のこころを理解すると共に自己理解を深め、ヒューマンケアにおける人間関係について考察できる。」を到達目標とし、「看護実践と自己洞察」を選択科目として配置している。

教育区分 3. 健康とつながる、教育目標 5. 統合体としての人間と健康では「・健康概念の観点から対象者の生活の支援を総合的に評価し、考察することができる。」を到達目標とし、「周産期医学」を選択科目として配置している。

教育区分 4. 社会とつながる、6. 教育目標ヘルスケアシステムと看護では「・さまざまな健康レベルにある対象者に必要な健康支援の政策について理解を深めることができる。・地域における健康危機（感染症・虐待・DV・災害等）について管理体制、対応策を考えることができる。(保)・地域の健康課題を解決・改善し、地域の健康推進能力を高めるための実践ができる。(保)」を到達目標とし、「災害看護」、「地域看護活動論Ⅲ」を選択科目と配置している。

教育区分 5. 未来につながる、教育目標 7. 教養とキャリア発達では「・自分の課題を解決し、自己の関心のある看護の課題をさらに追求することができる。・看護専門職としての将来の自分像を考えることができる。」を到達目標とし、「研究演習Ⅱ」を必修科目とし、「地域政策論」を選択科目としている。

看護学部においては、講義・演習の実践の場として臨地実習の重要性が高い。2年次にはコミュニティケア実習（1単位）、基礎看護学実習Ⅰ（1単位）、基礎看護学実習Ⅱ（2単位）、3年次に領域別実習（18単位）、4年次に統合実習（2単位）、助産師履修生の助产学実習、保健師履修生の地域看護学実習Ⅰ（企業）、地域看護学実習Ⅱ（保健所・保健センター）が配置されている。平成23（2011）年度以前の入学生は、3年次後期から4年次前学期の1年を通して臨地実習科目を配置している。

臨地実習については、以下の通り、目的・目標を定め、その達成のため適切に展開している。

＜臨地実習の目的＞

既習の知識と技術を応用・展開し看護の実践を行い、様々な看護場面における対人関係能力、判断能力、看護実践能力、問題解決能力を養うとともに、看護専門職に必要な人間愛、倫理観に基づく人間尊重の態度と自己の成長を育むことを目的とする。

＜臨地実習の目標＞

- ・人の尊厳と人権の擁護の視点にたち、対象者の意思決定を支える看護に必要な基礎的能力を修得する。
- ・ケアに必要な対人関係を形成する基礎的能力を修得する。
- ・あらゆる健康レベル・発達段階にある対象者の身体的・精神的・社会的状況を理解し、対象者に応じた看護実践能力を修得する。
- ・様々な専門職種のチームにおける看護の役割を学び、チームでの協働・調整のための基礎的能力を修得する。
- ・看護の現象を客観的に表現し、看護における課題を探求するとともに、自己研鑽の基礎的能力を修得する。

＜実習の展開＞

1年次から4年次に、さまざまな場所で、ライフステージや健康レベルの違う生活者を対象に実習を展開する。

平成 24(2012) 年以降の入学生に適用

学年	実習科目	単位数	実習場所
2 年次後期	コミュニケーションケア実習	1	保健所・企業・健康増進施設
	基礎看護学実習 I	1	病院
	基礎看護学実習 II	2	病院
3 年次後期	成人看護学実習 I	3	病院
	成人看護学実習 II	3	病院
	老年看護学実習	4	施設・病院
	小児看護学実習	2	病院
	精神看護学実習	2	病院
	母性看護学実習	2	病院
	在宅看護学実習	2	訪問看護ステーション
4 年次前期	統合実習	2	病院など
4 年通年	助産学実習 *	9	病院
	地域看護学実習 I *	1	企業
	地域看護学実習 II *	1	保健所・市町村保健センター

* 選択科目

平成 23(2011) 年度以前の入学生に適用

学年	実習科目	単位数	実習場所
1 年次前期	地域看護学実習 I	1	病院、老人保健施設、市町村保健センター、企業、保育園
1 年次後期	基礎看護学実習 I	1	病院
2 年次後期	基礎看護学実習 II	2	病院
3 年次後期	成人看護学実習 I	2	病院
	成人看護学実習 II	2	病院
	成人看護学実習 III	2	病院
	成人看護学実習 IV	2	病院
	老年看護学実習 I	2	老人保健施設
	老年看護学実習 II	2	病院
	小児看護学実習 I	1	保育園
	小児看護学実習 II	1	病院
	母性看護学実習	2	病院
	地域看護学実習 II	1	企業
	地域看護学実習 III	1	訪問看護ステーション
	地域看護学実習 IV	2	保健所・市町村保健センター
	精神看護学実習	2	病院
4 年次後期	助産学実習 *	6	病院

* 自由科目

<臨地実習進度表>

平成23年度以前の入学生に適用													
年次	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1年次					地域看護学 (ふれあい) 実習 I					基礎看護学 実習 I			
2年次											基礎看護学 実習 II		
3年次						成人看護学実習 I・IV(慢性期・終末期) 成人看護学実習 II・III(急性期・回復期) 老年看護学実習 I・II(施設・病院) 小児看護学実習 I・II(保育園・病院) 母性看護学実習 地域看護学実習 II・III(企業・在宅) 地域看護学実習 IV(保健所・市町村保健センター) 精神看護学実習						→	
4年次		成人看護学実習 I・IV 成人看護学実習 II・III 老年看護学実習 I・II 小児看護学実習 I・II 母性看護学実習 地域看護学実習 II・III 地域看護学実習 IV 精神看護学実習				助産学実習(*自由科目)							

平成24年度以降の入学生に適用													
年次	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
2年次						コミュニケーション 実習	基礎看護学 実習 I				基礎看護学 実習 II		
3年次							成人看護学実習 I(急性期) 成人看護学実習 II(慢性期) 老年看護学実習(施設・病院) 小児看護学実習(病院) 母性看護学実習(病院) 精神看護学実習(病院) 在宅看護学実習(訪問看護ステーション)				→		
4年次		統合実習	* 地域看護学実習 I (企業) * 地域看護学実習 II (保健所・市町村・保健セントラル) * 保健師課程履修科目(25名)				* 地域看護学 実習 I (企業) * 地域看護学 実習 II (保健所・市町村・保健セントラル) * 保健師課程履修科目(25名)						

大学院では、平成 25（2013）年度、本大学院の教育目的に基づき、新たにカリキュラムポリシーを策定し、それを踏まえて、平成 26（2014）年度入学生より、専攻分野・領域の一部変更、授業科目の追加・変更を行った。

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成については、4 年間で必要科目を無理なく修得できるよう、原則として、5 つの教育区分・7 つの教育目標、学年別の到達目標と教育内容・科目群を一貫的に対応させ、系統的に配置している。

1 年次に、**教育区分 1. 看護を実践する、教育目標 1. 看護の原理**の科目「看護科学概論」、「看護技術概論」、「ヘルスアセスメント」、**教育区分 3. 健康とつながる、教育目標 4. 統合体としての人間と健康**の科目「人体のしくみと働き」、「基礎病態学」、「内部環境の調節」、「健康と生活行動の科学」、「健康社会要因論」、「診断治療学概論」、**教育区分 5. 未来につながる、教育目標 7. 教養とキャリア発達**の科目「基礎英語」、「医療英語コミュニケーション」、「基礎セミナー I」、「基礎セミナー II」、「コンピューターリテラシー I」、「情報科学概論」などを配置し、教養の育成とともに、初年次より専門的に必要な科目も修得できるよう配置している。

また、特定の授業科目には先修条件をつけている。このことにより、知識・技術のより確実な修得が可能になるものと考える。

先修条件をつけている授業科目は次表の通りである。

平成 24(2012) 年度以降の入学生適用

履修しようとする授業科目	左の授業科目を履修するために修得していなければならぬ授業科目（先修科目条件）
基礎看護学実習 I（日常生活援助）	看護学概論 看護技術概論 ヘルスアセスメント *看護技術論 I【実習前試験に合格した者】
基礎看護学実習 II（看護過程）	基礎看護学実習 I（日常生活援助） 看護技術論 I *看護過程論【中間試験に合格した者】
コミュニティケア実習	地域看護学概論 産業看護学概論
統合実習	3 年次配当実習科目を全て修得
成人看護学実習 I（急性期の看護）	成人急性期援助論 II（救急看護）
成人看護学実習 II（慢性期の看護）	—
老年看護学実習	老年看護援助論 II（高齢者の健康障害と看護）
小児看護学実習	小児看護援助論 II（子どもの健康障害と看護）
母性看護学実習	母性看護援助論 II（周産期の看護）
精神看護学実習	精神看護援助論 II（精神障がいと看護）

在宅看護学実習	在宅看護学
助産学実習	助産学概論 *周産期医学【科目終了試験に合格した者】 *助産診断・技術学Ⅰ【科目終了試験に合格した者】 *助産診断・技術学Ⅱ【科目終了試験に合格した者】 *助産診断・技術学Ⅲ【科目終了試験に合格した者】 地域看護活動論Ⅲ *看護管理・看護マネジメント論 【科目終了試験に合格した者】 母性看護学実習
地域看護学実習Ⅰ（産業看護）	産業看護活動論Ⅰ 産業看護活動論Ⅱ
地域看護学実習Ⅱ (保健所・保健センター)	地域看護活動論Ⅱ（地区診断） 地域看護活動論Ⅲ（地域の健康支援Ⅱ・危機管理）

【備考】統合実習は、3年次開講実習科目7科目の内6科目単位修得以上は、可とする。

平成23年度以前の入学生適用

履修しようとする授業科目	左の授業科目を履修するために修得していなければならない授業科目（先修科目条件）
基礎看護学実習Ⅰ（日常生活援助）	看護学概論 看護基礎援助論Ⅰ（共通基本技術）
基礎看護学実習Ⅱ（看護過程の展開）	基礎看護学実習Ⅰ（日常生活援助） 看護基礎援助論Ⅱ（基本的日常生活援助技術） 看護基礎援助論Ⅲ（診療に伴う技術）
成人看護学実習Ⅰ（慢性期） 成人看護学実習Ⅳ（終末期）	成人看護学概論 成人看護学Ⅱ（慢性期・終末期）
成人看護学実習Ⅱ（急性期） 成人看護学実習Ⅲ（回復期）	成人看護学概論 成人看護学Ⅰ（急性期・回復期）
老年看護学実習Ⅰ（老人保健施設等）	老年看護学概論 老年看護学Ⅰ（健康な高齢者への看護）
老年看護学実習Ⅱ（病院）	老年看護学概論 老年看護学Ⅱ（入院中の高齢者への看護）
小児看護学実習Ⅰ（保育園） 小児看護学実習Ⅱ（病院）	小児看護学概論 小児看護学
母性看護学実習	母性看護学概論 周産期看護学
地域看護学実習Ⅱ（企業）	地域看護学概論 産業看護学Ⅰ（総論） 産業看護学Ⅱ（各論Ⅰ） 産業看護学Ⅲ（各論Ⅱ）
地域看護学実習Ⅲ（在宅）	地域看護学概論 在宅看護学
地域看護学実習Ⅳ (保健所・市町村保健センター)	地域看護学概論 公衆衛生看護学Ⅰ（総論） 公衆衛生看護学Ⅱ（各論）

精神看護学実習	精神看護学概論 精神看護学Ⅰ（健康な人への看護） 精神看護学Ⅱ（入院中の患者の看護）
助産学実習	助産学概論 助産診断技術学Ⅰ（妊娠期） 助産診断技術学Ⅱ（分娩・産褥期） 助産技術援助論

教授方法の工夫としては、1年次の必修科目である「基礎セミナーⅠ」及び「基礎セミナーⅡ」は、大学で学ぶためには聴く・読む・書く・調べる・整理する・まとめる・表現する・伝える・考えるの9つの力が必要だとして、それらの力が、段階的に身につけられるように少人数編成にするとともに、「基礎英語」および「コンピューターリテラシーⅠ」については教育効果を考慮して3グループ編成で行っている。看護学の演習科目についても、必要に応じてグループ編成し、学生が十分に演習を行える体制をとっている。

また、平成19（2007）年度からFD（Faculty Development）研修会を通して、教育目的の理解と教育力の向上を目指して全学的に取り組んでいる。

教授方法の工夫・開発に関連して行った研修会のテーマを平成24（2012）年度から以下に記す。

平成24（2012）年度

第2回研修会 テーマ：教育の充実

第3回研修会 テーマ：初年次教育における学生に必要な学習姿勢

平成25（2013）年度

第1回研修会 テーマ：授業評価の現状と今後の方向性

平成26（2014）年度

第1回研修会 テーマ：大学の質評価

大学院では、平成26（2014）年度より、策定したカリキュラムポリシーに沿って、「修士論文コース」、「専門看護師（CNS）コース」の2コース、「看護学基盤分野」、「産業看護学分野」、「看護学実践分野」の3分野、「基礎看護学領域」、「在宅看護学領域」、「看護管理学領域」、「産業看護学領域」、「母子支援看護学領域」、「急性看護学領域」、「慢性看護学領域」、「老年看護学領域」、「精神看護学領域」、「急性看護学（急性・重症患者看護）領域」の10領域体制としている。また、新たに共通科目として、「看護情報統計学」、「総合英語演習」を加え、「特別研究」を「特別研究Ⅰ」と「特別研究Ⅱ」に、「課題研究」を「課題研究Ⅰ」と「課題研究Ⅱ」に分けてより柔軟性を持たせるなど、カリキュラムポリシーに沿って、改善を加えている。

◇エビデンス（資料）

【資料2-2-1】 四日市看護医療大学ホームページ

【資料2-2-2】 四日市看護医療大学学生便覧

【資料2-2-3】 四日市看護医療大学大学院学生便覧

【資料2-2-4】 四日市看護医療大学看護学実習要項＜共通＞

【資料2-2-5】 四日市看護医療大学時間割

- 【資料 2・2・6】 四日市看護医療大学大学院時間割
- 【資料 2・2・7】 ファカルティ・ディベロップメント研修会記録
- 【資料 2・2・8】 授業評価アンケート集計結果

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

教授方法の工夫・改善については、各教員が必要に応じて、授業ごとにリアクションペーパー等を使い、学生の反応を確かめながら、その都度教授方法の工夫・改善を行う取り組みをしている。また、FD 研修会や授業評価アンケートを通して、その都度レベルアップを図っている。授業評価については、平成 25(2013)年度・平成 26(2014)年度の 2 年間で講義・演習・実習科目の評価項目の見直しを図った。その結果、学生の学修時間の少なさが浮き彫りになった。また、授業評価結果を専任教員に示し、その結果についてのリフレクションペーパーの提出を求め、リフレクションペーパーを含めた授業評価結果を図書館などに一定期間公開することで、各専任教員の授業改善を図ることができたのではないかと考えている。学生の学修時間の少なさを改善するためのシラバスの活用や専任教員のオフィスアワーの利用などを学生に提示することで改善を図るとともに、今後も、さらに教授方法の工夫・改善を組織的に運営できるよう、FD 委員会を中心に検討を続ける予定である。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3 の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学生への学修支援及び授業支援に関しては、教務委員会、学生委員会、実習委員会及び学生支援センターを中心に教員と職員が協働し、全学的に取り組んでいる。

平成 26(2014) 年度より、教務委員会に学生支援センターチーフ（事務職）が充て職の委員として加わり、制度的にも教職協働を整えた。

以下に、具体的な学修支援についてまとめる。

1) シラバスの充実

シラバスについては、開学時より教務委員会を中心として毎年掲載内容の見直しを行った。平成 24(2012) 年度のシラバスにおいては、それらに加えて、「教員メールアドレス一覧」を掲載し、学生がいつでも授業内容の質問等を問い合わせができるようにした。平成 25(2013) 年度のシラバスにおいては、シラバス作成方法を統一し、学生の時間外学修の内容等についても項目を追加した。またチェックリストの作成及び第三者チェックの実施を行った。平成 26(2014) 年度のシラバスにおいては、シラバス作成の手引き・チェックリストに関する書式の一部変更及び第三者チェックの実施を行った。

2) 新入生オリエンテーションの実施

新入生のスムーズな大学生活への移行を支援するために、学生支援センターと教務委員会・学生委員会が中心となって、入学式後の 2 日間、新入生オリエンテーションを実施している。本オリエンテーションでは、学生生活全般、図書館・コンピュータ演習室などの学修支援施設、大学の授業の仕組み・履修登録などの学修に関わる基本事項、また健康管理（健康診断を含む）、生活安全などに関わる諸事項など、学修及び学生生活に関わる情報を提供している。

また、この時に、アドバイザーとなる教員を発表し、同時にアドバイザーティングを実施し、アドバイザーティングが学修上、生活上の相談窓口となることを学生に知らせている。

3) 各学期オリエンテーションの実施

在学生に対しても、学生支援センターと教務委員会・学生委員会が中心となって、各学期開始時にオリエンテーションを実施し、履修登録、学生生活について説明している。また、在学生に対してもオリエンテーション時にアドバイザーミーティングを行っている。

4) アドバイザーによる学修支援

アドバイザーは随時、以下の学修支援を行っている。

- ・授業科目の履修登録に関する相談・助言

- ・履修状況に関する指導・助言
- ・休学・復学・退学の相談
- ・留学に関する相談
- ・新入生の修学相談
- ・心身に障がいを持つ学生に対する修学上の支援
- ・その他学修に関すること

5) 休学者・退学者等への対応

休学者、退学者については、必ず届を提出する前に、アドバイザー教員または学生支援センター長が個別面談を行い、状況の確認及びその後の予定確認を行っている。

6) オフィスアワー制度

平成 24（2012）年度よりシラバスに「教員メールアドレス一覧」を掲載し、学生の質問等に対応できる体制をとったが、平成 25（2013）年度よりオフィスアワーを導入し、オフィスアワーの実施日時・実施場所・予約の可否・教員のメールアドレスをシラバスに掲載した。

大学院については、学部に準じる形で、シラバスの改善、オリエンテーションの実施等、学修支援及び授業支援を実施している。また、大学院では平成 24（2012）年度よりオフィスアワーを導入し、運用している。

◇エビデンス（資料）

- 【資料 2-3-1】 四日市看護医療大学シラバス
- 【資料 2-3-2】 四日市看護医療大学大学院シラバス
- 【資料 2-3-3】 四日市看護医療大学オリエンテーション資料
- 【資料 2-3-4】 四日市看護医療大学大学院オリエンテーション資料
- 【資料 2-3-5】 アドバイザー制度－アドバイザーの手引き－
- 【資料 2-3-6】 アドバイザー研修会記録

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

オフィスアワーについては、大学院では平成 24（2012）年度より、学部では平成 25（2013）年度より導入した。現時点では、学生の利用状況等の客観的なデータがないので、アンケート等により利用実態を把握し、より効果的な制度へと改善していく。

TA については、平成 24（2012）年度に制度を整えた。まだ運用には至っていないが、必要に応じて活用していく。

中途退学者、休学者等への対応については、前述の通り、退学願、休学願等を提出する前に、原則としてアドバイザー教員（アドバイザー教員が対応できない場合は学生支援センター長）と面接し、その理由等を確認している。アドバイザー教員によって対応に差が生じないよう、アドバイザー研修会等の機会を通じて意識の統一を図っていく。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学の単位認定、進級及び卒業・修了認定については、「四日市看護医療大学学則」及び「四日市看護医療大学大学院学則」に則り、厳正に運用している。

単位認定については、「四日市看護医療大学学則」第 22 条に「授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える」と規定しており、また成績評価については、同 23 条に「成績の評価は 100 点満点とし、S (100~90 点)、A (89~80 点)、B (79~70 点)、C (69~60 点)、D (59 点以下) 評語をもって表し、S、A、B、C を合格とする」としている。

本学は、平成 23 (2011) 年度から、各学期の授業を 15 回の授業と 1 回の試験で行っている。また、学生便覧において「授業の 3 分の 2 以上出席していない者」は定期試験の受験資格を失うと掲げており、単位認定のためにより厳正さを求めている。ただし、定期試験については、追試験及び再試験を認めており、学生が再挑戦できるよう配慮している。

本学は、平成 26(2014)年度入学生から CAP 制度の導入を決定し、1 年間の履修制限を 48 単位とした。同時に GPA 制度を設けた。GPA 制度は以下の通りである。

成績の評価(S・A・B・C・D)にそれぞれ GP(グレードポイント)(4.0・3.0・2.0・1.0・0.0)をつけて全履修科目の平均を算出したものであり、学業成績を総合的に評価する指標である。

この制度について、今後どう活用するかについては教務委員会で検討を続ける予定である。

大学院については、「四日市看護医療大学大学院学則」第 22 条に「各授業科目を履修し試験又は論文審査に合格した者には、学長は、認定の上、単位を与える」、同条 2 項に「各授業科目について、所定の出席時間数に達した学生に限り、その授業科目を履修したものとみなす」と規定している。単位の授与及び成績の評価については、同 24 条に「単位の授与及び成績の評価については、本学学則第 21 条から第 23 条の規定を準用する」と規定しており、その通り運用している。

進級については、本学は、3 年次に進級するためには、2 年次終了時に、専門基礎科目全てと 2 年次までに開講される必修の専門科目全ての単位を修得していることが必要で、1 科目でも未修得の場合は、進級を認めていなかった。平成 22 (2010) 年度までの 3 回の進級判定ではその条件を適用してきた。

しかし、この基準については、学生にとって厳しすぎる基準であるという意見が出たた

め、学内で検討した結果、平成 23（2011）年度の進級判定より、「専門基礎科目的単位が未修得の科目が 2 科目以内の場合には、仮進級として 3 年次への進級を認めることができる」と改正した。このことにより、従来 2 年次の科目的再履修しかできなかつた学生が、3 年次の科目も履修可能となった。なお、進級の認定は教授会で行っている。

新カリキュラムにおける進級判定は以下の通りである。

(平成 24 年度以降の入学生適用)

- ・看護学に関する以下の科目 25 科目 36 単位及び健康科学・保健社会学に関する以下の科目 15 科目 23 単位をすべて修得していること。
- ・但し、健康科学・保健社会学に関する科目的未修得科目が 2 科目以内の場合には、仮進級として第 3 年次への進級を認めることができる。

〈看護学に関する科目〉

看護学概論、看護技術概論、ヘルスアセスメント、人間発達学、成人看護学概論、看護技術論 I、地域看護学概論、看護技術論 II、看護過程論、家族看護学、基礎看護学実習 I、基礎看護学実習 II、コミュニケーションケア実習、成人慢性期援助論 I、老年看護学概論、小児看護学概論、母性看護学概論、精神看護学概論、成人急性期援助論 I、成人慢性期援助論 II、老年看護援助論 I、小児看護援助論 I、母性看護援助論 I、精神看護援助論 I、産業看護学概論

〈健康科学・保健社会学に関する科目〉

健康科学概論、基礎病態学、人体のしくみと働き、内部環境の調整、健康と生活の科学、健康社会要因論、保健医療統計学、診断・治療学概論、治療学 I、治療学 II、治療学 III、治療学 IV、公衆衛生学、ヘルスケアシステム論、保健医療福祉行政論

卒業認定においては、本学学則第 27 条に規定しており、新カリキュラムにおいては、本学の卒業に必要な修得単位数は以下の通り定めている。

(平成 24 年度以降の入学生適用)

本学の卒業に必要な修得単位数は 126 単位以上とし、内容は以下の通りとする。

必修科目：109 単位 選択科目：17 単位以上 合計 126 单位以上

大学院については、「四日市看護医療大学大学院学則」の第 38 条及び第 39 条で修了認定を規定している。

◇エビデンス（資料）

- 【資料 2-4-1】 四日市看護医療大学学則
- 【資料 2-4-2】 四日市看護医療大学大学院学則
- 【資料 2-4-3】 四日市看護医療大学履修及び試験規則
- 【資料 2-4-4】 四日市看護医療大学学位規程

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、平成 26(2014)年度入学生より、1 年間に履修できる卒業に必要な単位数の上限を 48 単位と定めた（CAP 制）。CAP 制の導入は、学生に十分な学修時間を確保させ、単位の実

質化を図ることを目的としているが、少なくとも初年度は問題なく運用できている。

また、GPAについても平成26（2014）年度入学生より導入した。ただ、現時点では、それをどのように活用するかについて明確な方針は定まっていない。今後、大学としてGPAをどのように活用するか検討を進めていきたい。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5 の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は看護学部の単科大学であり、大半が看護師・保健師・助産師等の看護職として就職することを希望している。また、これまでの卒業生の就職先をみても、病院、保健所等であるため、就職活動支援の中心は、看護職者の育成を前提としたものとなっている。

こうしたなか、教育課程内においては臨地実習科目がキャリア教育の役割を果たす面が大きいといえる。また、臨地実習を通じて病院や保健所等において看護職者に必要な技術、職業観を育みながら、同時に、教育課程外では学生委員会および就職担当職員を中心に就職活動支援を実施し、学生自身のキャリアビジョンの明確化と就職意識を高める取組みをしている。具体的には、3 年次、4 年次のオリエンテーションを通じて、就職活動のスケジュール説明や基本的なマナー指導を行う他、エントリーシートの記入や面接指導等の個別指導を行っている。なお、臨地実習科目については平成 26（2014）年度時点においては、平成 23（2011）年度以前入学生が旧カリキュラムとなり、平成 24（2012）年度以降入学生が新カリキュラムとなっている。

臨地実習科目	
旧カリキュラム	新カリキュラム
1 年次（前学期） 地域看護学実習 I	2 年次（後学期） 基礎看護学実習 I
1 年次（後学期） 基礎看護学実習 I	2 年次（後学期） 基礎看護学実習 II
2 年次（後学期） 基礎看護学実習 II	2 年次（後学期） コミュニティケア実習
3 年次（後学期）～4 年次（前学期） 各領域別実習	3 年次（後学期） 各領域別実習
	4 年次（前学期） 統合実習

上記実習においてはすべて、実習先の指導員の協力を得て、本学教員が指導している。また、就職・進学指導に関するオリエンテーションについては、下表のとおりである。

時 期	内 容
3 年次オリエンテーション時 (4・9 月)	本学の就職・進学の支援について、就職活動の流れと学内就職関連行事について等。臨地実習に対する心構えや留意事項、事前学習の重要性について説明。
4 年次オリエンテーション時 (4・9 月)	就職登録、就職の手引き、大学専用履歴書配付、就職活動に関わる事務手続き等。基本的なビジネスマナーに関する説明。

また、本学は卒業と同時に全員が看護師国家試験受験資格を得る。保健師国家試験の受験資格取得については、平成 23 年（2011）年度以前の入学者は全員が対象となっていたが、平成 24（2012）年度以降の入学者からはカリキュラム改訂に伴い、当該学年 50 人としている。さらに、一部の学生は助産師国家試験受験資格も得ることができる。前述のとおり、多くの卒業生が看護職に従事することを前提としており、これらの国家試験に合格できないと、就職に影響を及ぼすこととなるため、本学では全学的に国家試験対策に取り組んでいる。

国家試験対策については、国家試験対策支援担当の専任教員が中心となって、学生の現状把握や成績状況に応じて個別指導をしている。さらに、主として 4 年生を対象に、年間を通じて国家試験対策の特別講義や模擬試験を行うとともに、基礎学力の向上を狙いとした学習会を開催し、各専門領域の教員からの講義や、必修問題に特化した個別プログラムを通じて、学生の学力の保障に努めている。

◇エビデンス（資料）

- 【資料 2-5-1】 就職進路状況資料
- 【資料 2-5-2】 就職ガイダンス資料
- 【資料 2-5-3】 プレ就職ガイダンス資料
- 【資料 2-5-4】 就職の手引き 他就職関連資料
- 【資料 2-5-5】 国家試験対策行事参加人数一覧
- 【資料 2-5-6】 国家試験対策行事予定表

（3）2-5 の改善・向上方策（将来計画）

就職・進学に対する相談・助言体制については、学生支援センター及び学生委員会に担当の教職員を配置し、適切に運営していると考えている。また、学生への就職・進学に関する情報提供として、病院・企業等の資料を学生支援センター内に閲覧用・配布用として常設し、既卒者の「就職結果報告書」の閲覧も可能としている。そして、平成 27（2015）年 3 月に 5 期生を社会に送り出すこととなったが、既卒生からの情報等についても、現状では病院や卒業生本人から提供される近況報告等を可能な範囲で収集し、適切に学生へ提供するように心がけている。

今後については、キャリア支援の内容を細分化したうえで、サポート体制を強化していくとともに、学生の意見・要望等や病院・企業からの人材育成ニーズを的確に把握するためのシステムの構築を目指していきたいと考えている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6 の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

本学は看護学部の単科大学であり、教育目的の達成状況については、毎年の看護師・保健師・助産師の各国家試験合格状況と就職状況が指標の一つとなる。

近年の国家試験結果及び就職状況は以下の通りである。

【平成 24（2012）年度】

＜国家試験結果＞

区分	志願者数	受験者数	合格者数	合格率
第 102 回看護師	86	86	72	83.7%
第 99 回保健師	90	90	78	86.7%
第 96 回助産師	7	7	7	100.0%

＜就職状況＞

項目	合計
卒業者	83
就職	就職希望者
	71
	就職者
	71
	就職率
	100.0%
進学	進学希望者
	0
	進学者
	0
	進学率
	0.0%
その他	12

【平成 25（2014）年度】

＜国家試験結果＞

区分	志願者数	受験者数	合格者数	合格率
第 103 回看護師	128	128	124	96.9%
第 100 回保健師	121	121	89	73.6%
第 97 回助産師	6	6	6	100.0%

<就職状況>

項目		合計
卒業者		117
就職	就職希望者	109
	就職者	109
	就職率	100.0%
進学	進学希望者	1
	進学者	1
	進学率	100.0%
その他		7

【平成 26（2015）年度】

<国家試験結果>

区分	志願者数	受験者数	合格者数	合格率
第 104 回看護師	114	113	105	92.9%
第 101 回保健師	112	112	110	98.2%
第 98 回助産師	10	10	10	100.0%

<就職状況>

項目		合計
卒業者		113
就職	就職希望者	109
	就職者	104
	就職率	95.4%
進学	進学希望者	0
	進学者	0
	進学率	0.0%
その他		4

4 年生には年数回の国家試験対策模擬試験を課し、学力の定着と国家試験の合格を目指しているが、同時に、2 年生・3 年生の低学年に対しても、解剖生理学や病態生理学のアセスメント・テストを課し、学生の学習習熟度を確認しながら、4 年間を通して教育目的達成を目指している。

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

本学は平成 19（2007）年度後学期より、各学期の授業最終回に、学生に対して授業評価アンケートを実施している。その結果は集計終了後、学生の授業に対する感想・要望（自由記載欄）も含めて担当教員に返却し、各教員の授業改善に活用してきた。しかし、集計結果を非公開としていたため、各教員がそれをどのように活用しているのか客観的なデータがないという弱点があった。

そこで平成 25（2013）年の FD 委員会・教授会において、授業評価アンケート結果の公開を決定し、平成 26（2014）年度前学期からは、授業評価アンケートの結果を学生・教職員に公開した。さらに、担当教員には授業評価アンケートの結果に対するリフレクションペーパーの提出を求め、そのリフレクションペーパーについても公開した。また、集計結果を FD 委員会で分析・評価し、平成 26（2014）年度の教授会において、「授業評価結果に関する報告」として提出し、全教職員に配付した。

大学院においても、各学期終了後、授業評価アンケートを実施しているが、アンケート対象が少人数であることを踏まえて、各授業科目についてではなく、授業科目全体としての評価を訊く内容となっている。集計結果については、研究科委員会で報告され、授業内容、教育研究環境の改善に役立てている。

◇エビデンス（資料）

- 【資料 2-6-1】 国家試験結果資料
- 【資料 2-6-2】 就職進路状況資料
- 【資料 2-6-3】 授業評価アンケート集計結果
- 【資料 2-6-4】 授業評価結果に関する報告

（3）2-6 の改善・向上方策（将来計画）

国家試験の合格状況に関しては、当然のことながら 4 年生全員の合格を目指しており、不合格者がいることは改善すべき点があると考える。4 年生になってから国家試験対策を行うのではなく、2 年生・3 年生の低学年のうちから、アセスメント・テストや補習授業等を使って、授業でいったん身に着けた学力を定着させる方策が必要と考える。

授業評価アンケートの活用については、アンケート結果に対するリフレクションペーパーの提出および公開まで改善が進んだ。次は、さらに一歩進んで、具体的な改善計画書の提出、評価の高い教員の表彰など、教員の教育力向上のための方策を検討していく。

2-7 学生サービス

«2-7 の視点»

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7 の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

(2) 2-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

本学では、学生支援の一環として、平成 21（2009）年度よりアドバイザーリング制度を設けている。アドバイザーは、学生生活の安定のための支援を担うこととなっており、学生の日常的な問題に関して相談・指導・助言を行い、必要に応じて専門的アドバイザーリングとの連携・協働の役割を担う教員を指しており、原則として役職者を除く全教員に割り当てることとなっている。そして、アドバイザーは 1 年次 2 年次担当と 3 年次 4 年次担当に分かれ、2 年間を通じて同じ学生を支援していくこととし、主に以下の役割を担っている。

①相談・助言項目

【修学に関すること】

- ・ 授業科目の履修登録に関する相談・助言
- ・ 履修状況に関する指導・助言
- ・ 休学・復学・退学の相談
- ・ 留学に関する相談
- ・ 新入生の修学相談
- ・ 心身に障がいを持つ学生に対する修学上の支援
- ・ その他修学に関すること

【学生生活に関すること】

- ・ 日常生活に関する相談・助言
- ・ 事件・事故に関する相談・指導・助言
- ・ 経済的な問題に関する相談・助言
- ・ 心身に障がいを持つ学生への生活支援
- ・ 課外活動に関する相談・指導・助言
- ・ その他学生生活に関すること

【進路・就職に関すること】

- ・ 進路に関する相談・指導・助言
- ・ 就職に関する相談・指導・助言
- ・ 進学に関する相談・指導・助言
- ・ その他進路・就職に関すること

【心身の健康に関すること】

- ・ 身体的な健康に関する相談・助言

- ・メンタルヘルスに関する相談・助言
- ・その他心身の健康に関する相談・指導・助言

【国家試験受験に関すること】

- ・国家試験に関する相談・指導・助言

【その他】

- ・資格取得に関する指導・助言
- ・人権侵害・ハラスメントに関すること
- ・その他学生生活全般に関すること

②相談・指導内容例

【修学に関すること】

項目	内容	アドバイザー連携先
(1) 授業科目の履修登録に関する相談・助言	<ul style="list-style-type: none"> ・学部履修細則等（学生便覧参照）で定められている基準に従って、わかりやすく説明する。 ・必修科目、選択科目や自由科目について、適切な登録ができるように指導・助言をする。 ・学生の進路や資格取得の希望にあった履修について助言をする。 	教学課 教務委員会
(2) 履修状況に関する指導・助言	<ul style="list-style-type: none"> ・授業（実習も含む）の欠席が目立つ学生について、適切な修学指導を行う。 ・単位の履修状況の確認と指導・助言をする。 ・学業の不成績に対する指導・助言をする。 ・進級できなかった学生と連絡をとり、卒業および卒業後の進路に向けての指導・助言をする。 	教学課 教務委員会
(3) 休学・復学・退学・留学等の相談	<ul style="list-style-type: none"> ・学生本人の希望や考えを確認し、将来の進路を踏まえた指導・助言をする。 ・保護者等との連絡をとり、学生本人と保護者等の意見を尊重した指導・助言をする。 ・復学した学生には、既習得の科目的確認と、今後履修する科目的履修計画を指導・助言し、将来設計についても相談に応じる。 	教学課 教務委員会
(4) 新入生の修学相談	<ul style="list-style-type: none"> ・新入生が適切に修学できるように、カリキュラムについてわかりやすく説明し、履修指導・助言をする。 ・4年間の履修計画や、在学中に希望の資格が取得できるための履修方法が理解できる 	教学課 教務委員会

	<p>のように指導・助言をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学生活を充実したものにできるよう、学生の修学に対する動機づけと学生生活全体にわたる指導・助言をする。 	
(5) 心身に障がいを持つ学生に対する修学上の支援	<ul style="list-style-type: none"> 心身の障がいの状態を把握し、履修に困難をきたさないように連携をとって、指導・助言をする。 履修に困難をきたした場合は、すぐに申し出るようにあらかじめ説明しておく。 	教学課 教務委員会
(6) その他	<ul style="list-style-type: none"> 学生に上記以外の修学上の問題が生じた場合、すぐに申し出るようにあらかじめ説明しておく。 	

【学生生活に関すること】

項目	内容	アドバイザー連携先
(1) 日常生活に関する指導・助言	<ul style="list-style-type: none"> 健康管理に関する指導・助言をする。場合によっては、保健室との連携をとり、継続的に観察し、医療機関への受診を勧める。 生活習慣への指導・助言をする。 施設・教室使用、ゴミの分別収集の指導・助言をする。 メンタルヘルスの問題が生じていないか注意を向け、場合によっては連携を図りつつ、指導・助言をする。 	教学課 学生委員会
(2) 事件・事故に関する指導・助言	<ul style="list-style-type: none"> 通学途中の交通事故や、学内や学習活動中の事故に遭遇した場合は、教学課に連絡をとり、保険の手続きをとるように学生に指導・助言するとともに、受診を勧める。場合によっては、保護者への連絡をする。 学内で盗難に遭遇した場合は、教学課に届けを提出するよう指導・助言をする。 事故から身を守る学生自身の意識を高める。 	教学課 学生委員会
(3) 経済的な問題を抱えている学生への指導・助言	<ul style="list-style-type: none"> 徴収猶予制度を紹介する。 各種奨学金制度について、適切な助言をする。 	教学課 学生委員会
(4) 心身に障がいを持つ学生への生活支援	<ul style="list-style-type: none"> 学内外における生活上の悩みや困難、要望等を聞き、学生支援センターと連絡をする。 	教学課 庶務課 学生委員会
(5) 課外活動に関する指導・助言	<ul style="list-style-type: none"> 課外活動の状況を把握し必要時、課外活動 	教学課

する指導・助言	担当の教員等と連絡・調整を図る。	学生委員会
(6) その他	・上記以外の学生生活上の問題について相談に応じる。	

【進路に関すること】

項目	内容	アドバイザー連携先
(1) 進路に関する指導・助言	・卒業後の進路や方針を視野に入れつつ、学生生活を設計・計画していくように、相談に応じ、指導・助言をする。	教学課 学生委員会
(2) 就職に関する指導・助言	・就職試験に必要な面接や小論文対策については、進路・就職支援を利用するよう勧める。 ・就職活動の際のマナーについて、指導・助言をする。	教学課 学生委員会
(3) 進学に関する指導・助言	・進学についての相談に応じる。	教学課 学生委員会
(4) その他	・就職状況や進学状況について、アドバイザーと教学課に報告するように指導・助言をする。	教学課 学生委員会

【心身の健康に関すること】

項目	内容	アドバイザー連携先
(1) 健康に関する指導・助言	・体調不良の学生や、長期欠席の学生、欠席や遅刻の目立つ学生に注意を払い、不調の早期発見に努めるとともに、健康問題の症状については適切な対応を促す。心身に問題のある学生の状況に関しては担当教員へ連絡する。 ・慢性疾病を持つ学生には、学生生活が継続できるように、保健室と連携をとりながら、指導・助言・支援をする。 ・急激な体重増減や、授業中の中座が目立つ学生の健康状態に注意を払う。	カウンセリング 教学課 学生委員会

【国家試験受験に関すること】

項目	内容	アドバイザー連携先
(1) 国家試験受験に関する指導・助言	・国家試験に向けての学習状況について注意を払い、必要に応じて適切な指導・助言をする。 ・国家試験模擬試験の受験状況、成績等を学生に確認し、専門領域の教員と連携しながら適切な指導・助言・支援をする。	教学課 学生委員会

【その他】

項目	内容	アドバイザー連携先
(1) 資格取得に関する指導・助言	・各種資格（保・助・看以外）を取得しようとする学生の相談に応じ、授業科目の選択などの適切な助言をする。	教学課
(2) ハラスメントに関する相談	・ハラスメントの意識を高め、不当な圧力をうけている学生の相談に応じ、ハラスメント相談を促す。 ・ハラスメント相談員につなぐ。	ハラスメント対策委員会

アドバイザー教員の資質・能力の向上のための方策については、アドバイザー制度を開始した平成 21（2009）年度より、毎年、研修会を実施している。近年の活動については下表のとおりである。

平成 24（2012）年度
日 時：平成 24 年 7 月 31 日（火）13：30～16：00 テーマ：アドバイザー制度の改善・充実に向けて 形 式：グループディスカッション及び全体討議
平成 25（2013）年度（ハラスメント対策委員会との共催）
日 時：平成 25 年 7 月 30 日（火）13：00～15：00 テーマ：「指導するつもりがアカハラに？？—これまでの自分を振り返り、学生への支援方法を考えるー」 形 式：全体会、グループワーク
平成 26（2014）年度
日 時：平成 26 年 12 月 25 日（木）9：30～12：00 テーマ：学生面談時の面接技法の基本 形 式：講演（講師：臨床心理士 伊藤姿先生）、全体会

アドバイザーは学生が相談する場合の最初の窓口の一つであり、学生に対する健康相談、メンタルヘルス支援、生活相談については、アドバイザー担当教員が対応する他、学生支援センターの保健師が常駐し対応している。さらに、臨床心理士によるカウンセリングの機会を週 2 回設けている他、必要に応じてアドバイザーや学生支援センターを介して、学校医（契約）心療内科医（契約）を紹介する体制をとっている。

また、奨学金などによる学生に対する経済的支援については、学生支援センターに担当の事務職員を置き、適切に実施している。

奨学金の受給状況（大学把握分）は次表のとおりである。

入学 年度	四日市看護医療 大学育成会奨学 金	日本学生支援機 構		合計（延人 数）
		一種	二種	
平成 23	30	8	25	63
平成 24	30	12	42	84
平成 25	30	9	30	69
平成 26	30	16	25	71

上記の他に、地方自治体ならびに病院等施設の看護職員修学資金制度等がある。これらの情報については、学生掲示版や病院別ファイルを通じて、適宜、学生への情報提供を行っている。

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用については、学生委員会において、平成 19（2007）年度と平成 21（2009）年度、平成 24（2012）年度に「学生生活満足度調査」を実施。また、平成 26（2014）年度からは「学生生活調査」に発展させ、学生生活支援の施策を検討する基礎資料として、学生の学習時間、学習行動を含めた生活全般の把握に努めている。調査結果については、学生に公開するとともに、そこで出てきた学生の要望等については、検討の上、対応可能な事案については対応していきたいと考えている。

◇エビデンス（資料）

- 【資料 2-7-1】 アドバイザー制度－アドバイザーの手引き－
- 【資料 2-7-2】 アドバイザー担当一覧
- 【資料 2-7-3】 アドバイザー研修会記録
- 【資料 2-7-4】 平成 24 年度学生生活満足度調査結果
- 【使用 2-7-5】 平成 26 年度学生生活調査結果

（3）2-7 の改善・向上方策（将来計画）

本学における学生支援の中心的役割を担ってきたアドバイザー制度については、導入から 5 年以上が経過したこともあり、さらなる充実を図る施策を講じる必要があると考えている。平成 26（2014）年度の学生生活調査を通じて得られた、学生からの具体的な意見、要望や、担当教員からの意見等を整理し、まずは実態把握に努めていくこととする。そのうえで、平成 26（2014）年度の学生生活調査において、あらたに追加された学習に関する項目の結果もふまえながら、教育支援の面との有機的な連携システムを構築し、学生支援体制の強化に努めていきたいと考えている。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8 の視点》

- 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置
- 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み
- 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8 の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2) 2-8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

平成 26（2014）年 5 月 1 日現在、本学専任教員は 35 人、内訳は、教授 12 人（特任教授 4 人含む）、准教授 9 人、講師 9 人、助教 4 人、助手 1 人である。領域別では、一般基礎科目 3 人、専門科目 32 人で、専門領域の内訳は、基礎看護学 6 人、成人看護学 6 人、老年看護学 3 人、小児看護学 3 人、母性看護学 3 人、地域看護学 6 人、精神看護学 4 人である。助手 1 人は領域に属していない。教員については必要な確保と配置がなされていると考える。

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

教員の採用については、本学教員人事審議会において「四日市看護医療大学専任教員等採用選考規程」に則って行われている。教員人事審議会は会長である学長、学科長、研究科長、事務局長で構成され、会長が必要と認める場合には審議委員以外の者を出席させることができるとしている。

採用については、「四日市看護医療大学専任教員等採用選考規程」に基づき、理事長との合議を経て、原則として毎年 7 月末日までに採用を必要とする人数、担当授業科目名、職位、採用学期、採用を必要とする理由等を記載した「翌年度に係る教員等配置計画書」を作成し、それをもとに教員人事審議会で選考している。

昇任については、「四日市看護医療大学専任教員等昇任審査規程」に基づき、学科長が 11 月末日までに学長に申請し、学長が教授会に報告するものとしている。教授会が設置した専任教員等昇任審査委員会で、教授・准教授・講師・助教の区分別に選考基準を明確にしている「四日市看護医療大学看護学部専任教員等資格審査基準細則」に基づき審査する。本学では、とりわけ募集領域の看護実践や教育活動での経験及び研究実績を重視している。また、任免は理事長が行う。

上記規程に則り、平成 24（2012）年度は 3 人の昇任（准教授→教授 1 人、助手→助教 2 人）、平成 25（2013）年度は 1 人の昇任（助教→講師 1 人）、平成 26（2014）年度は 1 人の昇任（助手→助教 1 人）が認められた。

なお、非常勤講師の任用については、「学校法人暁学園期限を付して採用された教職員

及び嘱託勤務規程」を準用して行われている。

教員の資質・能力向上への取組みについては、本学では、開設当初より、FD委員会を中心として、教員の資質・能力向上に取組んでいる。

FD活動は次表の通りである。

平成24（2012）年度

第1回研修会	日 時：平成24年8月9日（木）13：30～16：30 形 式：講演・グループワーク 講演者：楣山女学園大学 人間関係学部 吉田あけみ 教授 演 題：キャンパス内におけるハラスメントの防止に向けて
第2回研修会	日 時：平成24年12月27日（木）9：50～15：30 形 式：講演・グループワーク 後援者：山口大学 大学教育センター 川崎勝 教授 演 題：教育の充実
第3回研修会	日 時：平成25年3月21日（木）13：00～15：30 形 式：グループワーク テーマ：初年次教育における学生に必要な学習姿勢

平成25（2013）年度

第1回研修会	日 時：平成25年12月25日（水）10：00～12：00 形 式：討議・グループワーク テーマ：授業評価の現状と今後の方向性について
--------	---

平成26（2014）年度

第1回研修会	日 時：平成26年7月23日（木）13：30～15：00 形 式：講演 講演者：山梨大学 教育研究開発センター 日永龍彦 教授 演 題：大学の質評価
--------	---

また、大学院においても、FD活動として以下の通り、研修会を開催した。

平成24（2012）年度	日 時：平成25年3月8日（金）14：00～15：30 形 式：講演 講演者：慶應義塾大学 看護医療学部 宮脇美保子 教授 演 題：看護教育と倫理
平成25（2013）年度	日 時：平成26年8月19日（月）13：30～16：00 形 式：講演・グループワーク 講演者：京都橘大学 看護学部 竹下夏美 准教授 演 題：研究資金獲得に向けて－申請書の書き方とそのポイント－
平成26（2014）年度	日 時：平成27年2月14日（土）13：00～15：30 形 式：講演 講演者：情報工房 山浦晴男 代表 演 題：質的統合法について

また、教員の資質・能力向上のために、本学では、文部科学省科学研究費補助金をはじめとした各種の研究費補助金獲得の奨励サポートを行っている。

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

教養教育実施のための体制については、本学では、英語（「基礎英語」・「医療英語コミュニケーション」と情報（「情報科学概論」・「コンピューターリテラシー I (基礎)」）を必修科目として配置している。さらに少人数教育で行われる「基礎セミナー I」と「基礎セミナー II」を必修科目として 1 年次に配置しており、専門教育につながる教養教育として位置づけられている。基礎セミナーは年度ごとに教務委員会で協議し、教授内容の統一と質の保証を行い、カリキュラムに反映される形となっている。

以上のことから、人間形成に配慮した教養教育ができるように組織上の運営体制・責任体制が共に確立されているといえる。

◇エビデンス集 資料編

- 【資料 2-8-1】 四日市看護医療大学教員人事審議会規程
- 【資料 2-8-2】 四日市看護医療大学専任教員等採用選考規程
- 【資料 2-8-3】 四日市看護医療大学専任教員等昇任審査規程
- 【資料 2-8-4】 四日市看護医療大学看護学部専任教員等資格審査基準細則
- 【資料 2-8-5】 学校法人暁学園期限を付して採用された教職員及び嘱託勤務規程
- 【資料 2-8-6】 四日市看護医療大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程
- 【資料 2-8-7】 四日市看護医療大学大学院ファカルティ・ディベロップメント担当者会議規則
- 【資料 2-8-8】 四日市看護医療大学ファカルティ・ディベロップメント活動記録

(3) 2-8 の改善・向上方策（将来計画）

現在、教員の確保と配置については教育課程に即したものとなっている。

今後、看護の専門分野によっては教員の獲得が難しいことが懸念されるが、これらを念頭に改善への努力を重ねる。

また、FD 活動については、FD 委員会を中心として、これまで教員の「教育力の向上」と「研究力の向上」を柱に活動してきたが、平成 24 (2012) 年度の第 2 回 FD 委員会（5 月 16 日開催）において、本年度は「教育力の向上」に特化して活動していくことを決定した。平成 25(2013)・平成 26(2014) 年度は、授業評価の見直しを中心に学部と大学院の FD が合同に授業評価の研修を開催するなどして授業評価の見直し活動を進め、講義科目・臨地実習の授業評価項目の見直しと授業評価方法の検討を行い、一定の期間ではあるが、専任教員の授業評価結果及びその結果を受けて専任教員が記載したリフレクションペーパーを公開とした。今後は、教員に向けてさらに大学組織として取り組む予定である。

2-9 教育環境の整備

《2-9 の視点》

2-9-① 校地、校舎、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

本学の校地面積は 15,468 m²、校舎面積は 11,236.4 m²である。その他、隣接する四日市大学との共用施設として、グラウンド 24,000 m²、体育館 2,576.5 m²、クラブハウス 690 m²、食堂 1,126.6 m²がある。

学部校舎は、4 階建ての講義棟と 5 階建ての実習棟からなる。講義棟には、大小合わせた講義室が 6 室と学長室、保健室、事務室等がある。実習棟には、分野別の実習室 4 室、演習室 4 室、講師以上の個別研究室 24 室、助教室 3 室、助手室 2 室、図書館、コンピュータ演習室、学生ラウンジ等がある。

平成 22(2010)年 3 月には、隣接する四日市大学から本大学院が設置されている校舎全体 (B 館) が本学に移管されており、教室、演習室、研究室等の利用が可能となっている。この校舎の 3 階に大学院生研究室 2 室、演習室 2 室、講師控室、5 階に教員研究室 10 室がある。

PC(Personal Computer)の設置状況については、大学は、2 階コンピュータ演習室に 42 台、図書館内のコンピュータ室に 15 台設置されている。これらは、開学から 5 年が経過した平成 24 (2012) 年 3 月に新機種へのリプレースが実施されている。大学院生用には、合計 20 台の設置となっている。利用可能時間は、コンピュータ演習室は月曜日から金曜日の 8:30 から 17:00 (試験期間中などは 18:00 まで延長の場合あり)、コンピュータ室は月曜日から金曜日の 9:00 から 21:00、土曜日の 10:00 から 18:00 までの授業以外の時間に自由利用ができる。大学院の PC 利用に関しては、特に制限はない。

上記の教育用 PC の他に各研究室には教員用 PC が設置され、また、事務職員全員に PC が配備されている。これらは、学内ネットワークに接続されており、ファイルサーバー、アカウント認証サーバー、メールサーバー、WEB サーバー等、学内に設置された各サーバー群のサービスが受けられる。さらに、ファイアウォールを介してインターネットに接続され、メールの送受信、WEB 検索等のインターネットサービスの利用が可能となっている。また、学生や教職員の自宅等、学外からでも WEB メールサービスを利用してメールの送受信が可能となっている。このようにネット上でのサービスはセキュリティ上、問題となるものを除いて、ほぼ利用可能となっている。大学の情報環境はオープンであることから情報セキュリティ対策は非常に重要である。本学では、全ての PC にウィルス対策ソフトを常駐させてコンピュータウィルス感染を防ぎ、ファイアウォール及びプロキシー

サーバーにより学外からの不正アクセスを遮断するなどのセキュリティ対策をしている。また、学外の有害サイトへのアクセスを遮断するフィルタリング処理を施している。

図書館は、図書 22,315 冊、逐次刊行物 357 誌、視聴覚資料 709 種を所蔵している(平成 27 (2015) 年 3 月現在)。開館時間は月曜日から金曜日の 9:00 から 21:00、土曜日の 10:00 から 18:00(長期休暇期間等は変更有)となっている。また、同敷地内の四日市大学情報センター(図書館)の図書約 15 万 5 千冊も特別な手続きなく利用できる。

平成 26(2014)年度の活動状況については、年間開館日数は 252 日、利用者数は 41,954 人、貸出冊数は 8,936 冊であった。図書の貸出・返却処理等の図書館業務は、図書館業務システムにより電算化されている。また、インターネット上の医学・看護系論文検索サービスの利用が可能となっている。

障がい者への配慮として、本学の学部校舎は、三重県バリアフリーのまちづくり推進条例に規定する整備基準に適合している。具体的には、講義棟及び実習棟の全面バリアフリ化、車椅子・視覚障害者対応エレベータ、視覚障害者用ブロック、障害者用トイレ等が挙げられる。

設備管理業務、清掃管理業務を外部業者に委託しており、定期的に点検及び清掃を実施している。管理業務の内容については、次表の通りである。

管理業務一覧（委託業務明細書）

項目	内 容	回数・頻度
設備管理業務	電気設備保安管理	通年
	電気設備保守（蛍光管交換、照明設備等）	通年
	電気設備定期点検	1 回／年
	消防設備定期点検	2 回／年
	自家発電機運転確認	1 回／年
	貯水槽内部清掃	1 回／年
	給水ポンプ定期点検	2 回／年
	給湯設備定期点検	2 回／年
	汚水ポンプ運転調整	2 回／年
	環境測定	2 回／年
	簡易専用水道検査	1 回／年
	飲料水水質検査	1 回／年
	空調機保守・定期点検	2 回／年
	空調機フィルター洗浄	2 回／年
	換気扇（ロスナイ含む）保守・定期点検	2 回／年
	換気扇（ロスナイ含む）フィルター洗浄	2 回／年
	自動ドア保守・定期点検	1 回／年

清掃管理業務 日常清掃作業	四日市看護医療大学校舎（教室、実習室、演習室、図書館、コンピュータ演習室、コンピュータ室、更衣室、準備室、事務室、教室、印刷室、会議室、応接室、学長室、副学長室、理事室、学生ホール、トイレなど） 校舎外の四日市看護医療大学敷地内の清掃、除草、排水溝清掃を含む 機材及び消耗品（トイレットペーパー、石鹼液など）を含む 管理経費を含む	月曜日～金曜日 年末年始を除く
清掃管理業務 定期清掃作業	タイルカーペット清掃	2回／年
	長尺シート清掃	4回／年
	磁器タイル清掃	4回／年
	ガラス清掃	2回／年
	ガラス（カーテンウォール）清掃	2回／年
	ネズミ・害虫予防駆除	2回／年
	汚水槽清掃	2回／年

本学の学部校舎は、正面を前面ガラス張りにし、その他の面にもできる限り多くの窓を取り付け、光をふんだんに取り入れることができる設計となっている。また、事務室と教員の研究室の廊下側をガラス張りにし、明るい空間づくりを実現している。

学生ラウンジは、大小合わせて6箇所配置した。各階の実習室と研究室の間にあるラウンジは、学生と教員が気軽に交流できる場と位置づけている。また、図書館前のラウンジには飲料等の自動販売機や、お弁当などを温めることのできる電子レンジを設置している。

更衣室は、女子用2室と男子用1室があり、女子用には、指紋認証システムと防犯カメラを設置しており、セキュリティには万全を期している。

大学院校舎には、大学院生研究室、演習室と同じ3階に休憩室があり、電子レンジも設置されている。

清掃については、清掃担当員と連携し、校舎内のきめ細かい清掃を心掛けている。また、階段手摺部分の補修や実習室窓への転落防止用ストッパー取り付けなど、危険と思われる箇所の改修も実施している。現時点における設備管理と清掃管理はほぼ万全といえる。

竹林に囲まれた場所に建てられたガラス張りと吹き抜けのメリットを最大限に活かした本学の校舎は、教育研究の場として適していると考える。

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

本学は1学年100人程度の学生数であり、原則として講義科目は大教室（定員120人）で行っている。

教育効果を考えて少人数の方が望ましい科目については分割して行っている。具体的には、1年次前学期配当の「基礎英語」と「コンピューターリテラシーI（基礎）」（ともに必須科目）は3グループ（1グループ30～35人程度）、また、看護科目のうち演習科目についても必要に応じグループに分けて授業を行っている。

1年次の「基礎セミナーI」、「基礎セミナーII」、3年次の「研究演習I（文献講読）」、4年次の「研究演習II（卒業研究）」は1教員に10人程度の少人数教育を行っている。ま

た、実習科目については、1教員につき5~6人の学生体制で実施している。

◇エビデンス（資料）

- 【資料2-9-1】 四日市看護医療大学図書館規程
- 【資料2-9-2】 四日市看護医療大学図書館利用規則
- 【資料2-9-3】 四日市看護医療大学図書館利用案内（学内用）
- 【資料2-9-4】 四日市看護医療大学図書館利用案内（学外用）
- 【資料2-9-5】 四日市看護医療大学施設等管理規程
- 【資料2-9-6】 四日市看護医療大学体育施設使用規則
- 【資料2-9-7】 四日市看護医療大学課外活動共用施設規則
- 【資料2-9-8】 委託業務明細書

（3）2-9の改善・向上方策（将来計画）

開学9年目となり、施設・設備等にも汚れや傷みが生じる時期である。定期的な設備管理と清掃管理を徹底していくこととする。

図書館前の学生ラウンジが手狭なため、試験期間中など夜遅くまで勉強をする学生が夜食をとる休憩スペースが少ない。B館のラウンジや四日市大学と共有する学生食堂（席数：454）の有効利用等を検討していく。

[基準 2 の自己評価]

平成 24（2012）年度の大学機関別認証評価により指摘を受けた事項を始め、本学の懸案事項であった、GPA、CAP、オフィスアワー、授業評価アンケートの組織的活用、シラバス記載内容の充実といった項目については、この 3 年間で概ね対応できたものと考えている。しかし、GPA の活用方法、オフィスアワーの非常勤講師への拡大といった課題は残っている。次はこれらの仕組みの実態を確認・検証しながら教育の質向上につなげるため全学的に取り組んでいきたいと考えている。

平成 27（2015）年 4 月より、本学は教学マネジメントを一元的に運営するため、「教育推進・学生支援センター」を設置した。センターの下に、教務委員会・実習委員会・FD 委員会・学生委員会といった教学の主要委員会を配置、新たな委員会も設置して、学長を議長とした「教育推進・学生支援センター会議」で教学全般に関する PDCA を審議する機関とした。

新カリキュラムの検証と改善、教学 IR の仕組み作り、アクティブ・ラーニングの検討、教員の教育力向上など、教育の質向上のために取り組まなければならない課題は多いが、教育推進・学生支援センターを中心として教学の改革に取り組んでいきたいと考える。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に
関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

経営の規律と誠実性を維持するために、学校教育法、私立学校法、大学設置基準、大学院設置基準等の法令を遵守し、学校法人の基本規則である「学校法人暁学園寄附行為」において、法人の目的をはじめ、役員について、さらに業務に対する最終的な決定機関である「理事会」及び理事長の諮問機関である「評議員会」の設置等を定めている。「学校法人暁学園寄附行為施行規則」では、第1 条に理事会に提出すべき議案18 項目が、また、第2 条には理事会に報告すべき事項4 項目が示されている。評議員会については、第3 条に評議員会議決事項、第5 条に評議員会に報告すべき事項が明記されている。その他にも「学校法人暁学園組織規程」「学校法人暁学園事務分掌規程」等において法人の管理及び運営に関する基本的事項を定め、「学校法人暁学園公益通報者保護規程」等により法令・規則の遵守を通じた法人の規律維持を図っており、これらの規則を遵守し、経営の規律と誠実性を維持することは、暁学園のホームページのアカデミックポリシーにおいて表明している。

経営に関する基本的事項が明確に定められており、経営の規律と誠実性の維持が明確に表明されていると判断している。

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

学校法人暁学園、四日市看護医療大学及び大学院の目的は、「学校法人暁学園寄附行為」第3条、「四日市看護医療大学学則」第1条及び「四日市看護医療大学大学院学則」第1条に規定されており、これらの目的の実現に向け、関連法令に則った管理・運営体制を整備し、継続的な努力を続けている。大学に関しては、「四日市看護医療大学学則」及び「四日市看護医療大学大学院学則」において、大学及び大学院の目的のほか、自己点検・評価や情報の公開について定めている。学則以外にも組織・運営関係、人事関係、学術研究関係、学務関係、附属施設関係及び学生関係に分けて諸規程・規則等が整備されて

おり、これらの規定に則り「大学運営委員会」「教授会」「学科会議」「研究科委員会」及び各種委員会等が設置・運営され、それぞれの課題が審議されている。

特に、本学では、大学運営に関する最高協議機関として「大学運営委員会」が設置されており、これが本学における管理部門と教学部門との連携の基盤となっている。「四日市看護医療大学学則」第55条に「本学の管理運営に関する重要な事項を審議するため、大学運営委員会を置く」と定められており、同条第2項の「大学運営委員会に関して必要な事項は別に定める」に従って「四日市看護医療大学大学運営委員会規程」が整備されている。同規程第5条において「大学運営委員会」の委員長は理事長とすることが定められており、その所掌事項及び構成員は次の通りとなっている。

所掌事項

- (1) 本学の組織、運営の基本方針に関する事項
- (2) 学則、その他の学内諸規程の制定及び改廃に関する事項
- (3) 本学の教育研究目標・計画の策定に関する事項
- (4) 本学の専任教員配置及び教員人事に関する事項
- (5) 本学の予算に関する事項
- (6) 本学の将来計画に関する事項
- (7) その他、本学の運営に関する事項で、理事長が必要と認めた事項

構成員

- (1) 理事長
- (2) 学長
- (3) 理事（若干名）
- (4) 副学長
- (5) 企画部長
- (6) 学科長
- (7) 学生支援センター長
- (8) 研究科長
- (9) 事務局長

また、「四日市看護医療大学教授会規程」「四日市看護医療大学学科会議規程」及び「四日市看護医療大学大学院看護学研究科委員会規程」において、「教授会」「学科会議」及び「研究科委員会」の設置及び役割について規定しており、これらの規程に基づき円滑な管理・運営がなされている。さらに、「四日市看護医療大学学長に関する規程」「四日市看護医療大学副学長に関する規程」「四日市看護医療大学学科長に関する規程」「四日市看護医療大学大学院研究科長に関する規程」及び「四日市看護医療大学学生支援センター長に関する規程」を設け、学長をはじめとする役職者等の選任・任命について定めている。

大学の使命・目的を実現するための組織体制が整備され、規定にもとづき適切に運営されており、使命・目的の実現へ向けての継続的努力がなされていると判断している。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関する法令の遵守

大学の運営にあたっては法令に沿って様々な規程・規則等を定めており、法令改正の際には、隨時、学園内の諸規程を見直す体制を整えている。また、寄附行為変更、改組等行なった際には速やかに所轄庁への届出を行うとともに、所轄庁からの通達等すべての文書については、対応漏れがないように、庶務課長、会計課長、事務局長へと回覧し、チェックする体制をとっている。さらに必要に応じて大学運営委員会、教授会、研究科委員会等、関連する会議へ報告し、必要な情報を共有する体制をとっている。

法令遵守のための規程整備の役割分担及びプロセスが定められており、適切に運用されていると判断している。

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

本学の環境方針としての基本理念は、「持続可能な循環型社会」の実現に貢献するため、地球環境問題の重要性を認識し、教職員及び学生一人ひとりが、環境への配慮に自覚と責任を持ち、教育・研究活動をはじめとするキャンパスにおける全ての活動を通じて、豊かな地球環境の保全という視点に立ち、環境負荷の低減に向け積極的に貢献することである。これに基づく基本方針は、下記のとおり定められている。

- ① 省資源・省エネルギー及び廃棄物の減量・再資源化に努める。
- ② 環境に関する法令等を遵守する。
- ③ 地球環境問題についての教育・研究及び啓発活動に取り組む。
- ④ 環境方針は積極的に公表していく。

本学の人権への対策として、世界人権宣言、日本国憲法、男女共同参画社会基本法、男女雇用機会均等法、労働法、教育基本法および学校教育法の精神に基づき、本学で学び、研究し、働くすべての人に対し、ハラスメント、さまざまな差別や偏見などの人権侵害を防止・排除するとともに、個人の人権が尊重され、安全で公正な環境の下で学び、研究し、働く権利を保障するために「ハラスメント対策ガイドライン」を定めている。このガイドラインに基づき、ハラスメントの防止に努め、発生したハラスメントに厳正に対処するものとしている。上記に対応していくために、「ハラスメント対策委員会」を設置し、本学でハラスメントが発生しないように、啓発活動や研修等を行い、ハラスメントに対する理解を深めるよう努めている。

本学では、教職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とし、安全衛生管理体制を整えていくために、労働安全衛生法にもとづき「安全衛生委員会」を設置している。委員会は、総括安全衛生管理者、産業医、教職員代表で構成されている。毎年、安全衛生活動計画を基に活動方針・目標を設定している。また、「新型インフルエンザ等への対策について」を策定し、学生及び教職員の感染予防、感染状況の把握（サーベイランス）、学内で感染者が発生した場合の対応、休校等の措置について、具体的に定めている。

大規模災害の発生時の対応策として、「消防計画（防火・防災共通）」「防災マニュアル」を作成して、大規模災害が発生した際の避難誘導、救助、消火等の具体的な分担と対策を定めている。それに基づき、防災訓練を年1回実施している。防災訓練は、避難誘導、安否確認、避難生活構築等、学生と教職員が協力して難局を乗り切れるよう、具体的な実施計画にもとづき、実施している。

環境保護、安全対策、人権に対する配慮について規程等に明確に定められており、組織体制も整っており、適切に実施されていると判断している。

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

学校教育法施行規則第172条の2に基づき、以下の項目について、本学のホームページ上で公表している。

- ア. 大学の教育研究上の目的に関すること（大学の特色、教育研究目的）
- イ. 教育研究上の基本組織に関すること（大学所在地、学部・学科、沿革、アクセス方法）
- ウ. 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び実績に関すること（教員数、教員紹介、主な研究業績・活動等）
- エ. 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他の進学及び就職等の状況に関すること（入学者受入方針、入学定員・収容定員、在籍者数・入学者数・卒業者数、就職状況、進学状況）
- オ. 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること（授業について、学期について、授業科目について、シラバスについて、履修モデルについて）
- カ. 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること（試験・試験・卒業要件・取得可能学位について）
- キ. 校地、校舎等に施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関するこ（校地、校舎等の面積、キャンパスマップ、施設紹介）
- ク. 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関するこ（授業料について、奨学金制度について）
- ケ. 大学が行う学生に修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関するこ（キャリア支援体制、学生サポート体制、健康相談、学生相談、セクハラ相談）
- コ. 教育上の目的に応じた学生が修得すべき知識及び能力に関するこ（教育内容、目指す資格）
- サ. 上記以外の教育研究上の情報（教育条件、教育内容、学生の状況、国際交流・社会貢献等の概要）
- シ. 財務情報（財務概要、事業報告書、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録、監査報告書等）

また、私立学校法第47条を一部改正する法律の施行に基づき、①財産目録、②貸借対照表、③収支計算書、④事業報告書、⑤監事による監査報告書を作成し、閲覧請求があつた場合には、閲覧できるよう事務所に備え付けている。

教育情報と財務情報はホームページ等により適正に公表されていると判断している。

◇エビデンス（資料）

【資料3-1-1】学校法人曉学園寄附行為

【資料3-1-2】学校法人曉学園寄附行為施行規則

- 【資料 3-1-3】学校法人暁学園組織規程
- 【資料 3-1-4】学校法人暁学園事務分掌規程
- 【資料 3-1-5】学校法人暁学園公益通報者保護規程
- 【資料 3-1-6】四日市看護医療大学学則
- 【資料 3-1-7】四日市看護医療大学大学院学則
- 【資料 3-1-8】四日市看護医療大学大学運営委員会規程
- 【資料 3-1-9】四日市看護医療大学教授会規程
- 【資料 3-1-10】四日市看護医療大学学科会議規程
- 【資料 3-1-11】四日市看護医療大学大学院看護学研究科委員会規程
- 【資料 3-1-12】四日市看護医療大学学長に関する規程
- 【資料 3-1-13】四日市看護医療大学副学長に関する規程
- 【資料 3-1-14】四日市看護医療大学学科長に関する規程
- 【資料 3-1-15】四日市看護医療大学ホームページ（情報公開 > 財務情報）
- 【資料 3-1-16】四日市看護医療大学環境方針
- 【資料 3-1-17】四日市看護医療大学ハラスマント対策ガイドライン
- 【資料 3-1-18】四日市看護医療大学ハラスマント対策委員会規程
- 【資料 3-1-19】四日市看護医療大学安全衛生委員会規程
- 【資料 3-1-20】平成 26 年度 四日市看護医療大学安全衛生活動計画
- 【資料 3-1-21】四日市看護医療大学教職員の感染症検査およびワクチン接種に関する内規
- 【資料 3-1-22】四日市看護医療大学新型インフルエンザ等への対策について
- 【資料 3-1-23】四日市看護医療大学消防計画（防火・防災共通）
- 【資料 3-1-24】四日市看護医療大学防災マニュアル（防火・防災共通）

（3）3-1 の改善・向上方策（将来計画）

文部科学省・中央教育審議会での各答申や国の高等教育施策により、大学への教育改革の要請は、強くなりつつある。社会からの要請に応じて大学教育のあり方を見直すことは当然のことであり、これらに対して適切に対処していくことが必要となる、柔軟に検討・対応していく。

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

理事会は、学園の最高意思決定機関として、「学校法人暁学園寄附行為」第 19 条に基づき設置されており、「学校法人暁学園寄附行為」に則した運営を行っている。議決事項は、理事・評議員の選任、予算編成、借入金、重要な規則の制定・改廃、重要な施設の設置・廃止などであり、「学校法人暁学園寄附行為施行規則」第 1 条に基づいた重要事項に関する決議が行われている。また、財政状況、人事報告、学生募集状況など、寄付行為施行規則第 2 条に基づいた報告も行われている。

理事会は、「学校法人暁学園寄附行為」第 9 条に基づき、四日市大学学長 1 人、四日市看護医療大学学長 1 人、評議員から選任された者 3 人（3 人以上 5 人以内）、学識経験者 5 人（5 人以上 8 人以内）の計 10 人で構成されている。現在の理事会構成員には、民間企業の現役経営者も含まれており、学園運営に関する意思決定には企業経営的な視点など、戦略的な意見が取り入れられる体制となっている。理事会への理事の出席状況は、平成 24 年 5 月出席 9 人／10 人中（90.0%）、平成 24 年 12 月出席 8 人／10 人中（80.0%）、平成 25 年 3 月 8 人／10 人中（80.0%）、平成 25 年 5 月 8 人／10 人中（80.0%）、平成 25 年 12 月 7 人／10 人中（70.0%）、平成 26 年 3 月 8 人／10 人中（80.0%）、平成 26 年 5 月 7 人／10 人中（70.0%）平成 26 年 12 月 8 人／10 人中（80.0%）、平成 27 年 3 月 9 人／10 人中（90.0%）である。

理事会は、「学校法人暁学園寄付行為施行規則」第 6 条に基づき、原則として定例会を年 3 回開催しているが、これとは別に、法人運営の円滑化を図ることを目的とした「常任理事会」を毎月 1 回開催している。「常任理事会」は、常任理事 5 人で構成されており、学園全体の財政改善や将来計画、各学校の課題等について協議するほか、日常的な各学校の報告とそれに関する意見交換も行っている。「常任理事会」は、理事会の協議事項を事前に検討する機能をも持ち合わせており、理事会での戦略的意味決定を補佐する上で大きな役割を果たしている。

理事会の機能について明確に定まっており、戦略的に意思決定ができる体制が整っており、適切に機能していると判断している。

◇エビデンス（資料）

【資料 3-2-1】学校法人暁学園寄付行為

【資料 3-2-2】学校法人暁学園寄付行為施行規則

【資料 3-2-3】学校法人暁学園理事及び監事名簿

【資料 3-2-4】学校法人暁学園常任理事会名簿

【資料 3・2・5】学校法人暁学園理事会開催状況表

【資料 3・2・6】学校法人暁学園評議員会開催状況表

【資料 3・2・7】学校法人暁学園常任理事会開催状況表

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後についても、戦略的な意思決定が行える体制づくりを継続して進めていく。また、「常任理事会」は、理事会での意思決定を円滑に行うために重要な役割を担っているので、今後も定期的に開催し、十分な協議と意見交換に努める。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3 の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

本学運営に関する重要事項は、大学の最高意思決定機関である「大学運営委員会」において審議・決定される。本委員会は、議長となる理事長のほか、学長、学科長、研究科長、学生支援センター長、事務局長に若干名の理事が委員として加わることで法人側も合わせた一元的な大学運営が可能となるように設置されている。おもな審議事項は、学則等諸規程の制定・改廃、教員配置計画、入試基本方針などで、これらが大学の設置目的に沿っているか、また経営面での健全性が確保されるかについて審議される。法人側からは、必要に応じて法人運営の基本方針及び法人共通の課題への取り組み状況が報告される。この委員会は原則として毎月 1 回開催される。これに関することは、「四日市看護医療大学大学運営委員会規程」にて定められている。

学則やカリキュラムの改正などの重要課題は、「大学運営委員会」と「教授会」においてそれぞれ視点の異なる審議を経ることが原則となっている。

大学の諸課題の解決にあたっては、多面的な審議が要求され、多くの大学構成員の合意形成を必要とする。そのなかで本学の意思決定の仕組みは、迅速性をもたせることのできる現実的なものとして機能している。

大学の意思決定の仕組みが整備されており、権限と責任体制が明確化され、重要な諸課題について適切に対処していると判断している。

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

大学運営、特に教学に関する重要事項は、学長が意思決定と執行責任を負っている。学長は、諸課題を必要に応じてそれぞれの委員会に委ね、いくつかの重要な委員会においては自ら委員長を務め、その審議の過程で学内の合意形成を図り、必要に応じて「教授会」の審議を経て意思決定を行う。学科長及び研究科長も同様に学長を補佐する立場として、いくつかの委員会の委員長を務めて学長のリーダーシップの発揮を支援している。各委員会の委員は、教職員の中から適任者を選任している。委員会に関することは、「教務委員会規程」、「学生委員会規程」等、各種委員会規程にて規定される。

「教授会」は、教学における重要事項を審議する会議として位置付けられている。「教授会」は、原則として教授の職位を持つ教員で構成され、毎月 1 回開催される。「教授会」に関することは、「四日市看護医療大学教授会規程」にて規定されている。学長は教授会の議長を務めており、審議の過程で合意形成を図ることが可能となっている。

学長は、大学の教育目的遂行のために教学側の代表として法人側との協議・調整を担う。学長は、法人の理事を兼任しており、法人側との調整が可能となっている。学長、副学長に関する事は、「四日市看護医療大学学長に関する規程」「四日市看護医療大学副学長に関する規程」にて規定される。

学長のリーダーシップを発揮するための体制は、整えられており、大学の意思決定と業務執行において、適切に機能していると判断している。

◇エビデンス（資料）

- 【資料 3-3-1】四日市看護医療大学大学運営委員会規程
- 【資料 3-3-2】四日市看護医療大学教授会規程
- 【資料 3-3-3】四日市看護医療大学教務委員会規程
- 【資料 3-3-4】四日市看護医療大学学生委員会規程
- 【資料 3-3-5】四日市看護医療大学各種委員会の任期及び構成一覧表
- 【資料 3-3-6】四日市看護医療大学学長に関する規程
- 【資料 3-3-7】四日市看護医療大学副学長に関する規程
- 【資料 3-3-8】四日市看護医療大学学則

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

大学の諸課題の解決には、様々な視点からの多様な審議を経ることが望ましい。特に教育に関わる重要課題については、入念な審議が求められる。今後もさらなる意思決定プロセスの透明化を図り、学内の合意形成を入念に行っていくこととする。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4 の視点》

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

学園の最高意思決定機関である理事会の構成員には、「学校法人暁学園寄附行為」第9条に基づき、四日市大学学長1人、四日市看護医療大学学長1人が選任されている。評議員会においても、「学校法人暁学園寄附行為」第26条に基づき、四日市大学学長1人、四日市看護医療大学学長1人がその構成員として選任されている。さらに、理事会を円滑に運営するために設置された常任理事会においても、法人側の常任理事に加えて大学側の大学担当理事と四日市看護医療大学の副学長が構成員となり、理事会の協議事項の事前検討や学園全体の財政改善、将来計画などの重要事項に関して、法人側と大学側がどちらかが一方的に意思決定することのないよう相互に意見を出し合い、協議できる体制としている。また、この常任理事会は毎月1回開催し、各学校の課題の意見交換や日常的な各学校の報告も行っており、頻繁な意見交換や情報共有がより一層円滑な意思決定を行う上での一助となっている。

また、大学の最高意思決定機関である大学運営委員会では、学長、学科長、研究科長、学生支援センター長、事務局長の大学役職者に理事長、常務理事が加わっている。これは、大学における重要事項が経営的に学園全体に影響を及ぼす可能性のある事項が多いためであり、そのような重要事項についても大学側が一方的に意思決定するのではなく、法人側と大学側が協議を経た上で意思決定できる体制を取っている。

さらには、各部署の責任者で構成する事務連絡会議のメンバーに事務局長が含まれているため、各部署と大学運営委員会の意思疎通が常に十分図られている。このように理事会、常任理事会、大学運営委員会、事務連絡会議が共通する構成メンバーを通して連携しコミュニケーションを図ることにより意思決定をより円滑なものとしている。

法人と大学、大学内の各部門間でのコミュニケーションは、適切に確保されており、複数部門の意思を踏まえた意思決定が可能な体制となっていると判断している。

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

本学園では、「学校法人暁学園寄附行為」第10条に基づき、2人の監事を選任し、寄附行為第18条に基づき、法人の業務及び財産の状況等について監査を実施している。理事

会へも出席して意見を述べており、学園の最高議決機関である理事会に対するチェック機能が働いている。監事は1～2ヶ月に1回の頻度で理事長と面会し、意見交換を行っている。

評議員会は、「学校法人暁学園寄附行為」第22条に基づき設置し、予算、借入金、基本財産の処分等、「学校法人暁学園寄附行為施行規則」第4条に基づいた重要事項について諮詢している。評議員会は、寄附行為第26条に基づき、四日市大学学長1人、四日市看護医療大学学長1人、法人職員7人、卒業生7人、学識経験者15人の計31人で構成されており、評議員会は、学園の最高議決機関である理事会に対する重要事項のチェックだけでなく、法人と大学が相互にチェックし合う場ともなっている。また、多様な意見を採り入れるという観点から、約半数の評議員を学園の外部から選任している。

また、理事会を円滑に運営するために設置されている常任理事会を毎月1回開催しているが、構成員には大学担当理事が含まれていることから、その中においても法人と大学の相互チェックが図られている。

法人と大学との相互チェックの体制は適切に確保されていると判断している。

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

大学においては、管理運営に関する重要事項は大学の最高意思決定機関である大学運営委員会において審議・決定される。同委員会は、原則として毎月1回開催しており、委員には議長を務める理事長のほか、学長、学科長、研究科長、学生支援センター長、事務局長及び法人の常務理事が加わっており、学則等諸規程の制定・改廃、教員配置計画、収容定員の変更、入試基本方針、予算計画など、大学の運営に関する重要事項に対して法人側からもチェックできる体制となっている。

「大学運営委員会」での審議結果は、「教授会」へ報告される。そして「教授会」での審議結果や報告事項は、各専門領域の代表である教授から各領域の教員へ伝達される。「専門領域」とは、看護学の専門分野別にまとまった教員のグループであり、専門科目の授業や実習を実施する際に教員間の連携を図る仕組みである。「専門領域」では必要に応じて領域ごとの会議が持たれており、その中の意見を集約して領域代表者から「教授会」へ反映することが可能となっている。これについては明確に制度化されたものではないが、「専門領域」は、「講座制」に似た看護系大学独特の教員組織編制として本学では実質的に機能している。

「教授会」には、構成員である教授の他に事務局長をはじめ事務部門の関係者が出席して必要に応じて発言する機会があり、教学と事務部門双方の情報交換が可能となっている。

「学科会議」は、全教員で構成され、学科全体の運営に関する諸問題を審議する会議である。事務部門からも各部署の責任者が出席し、大学における最大規模の会議となっている。出席者は自由に発言することができ、この場で意見等のフィードバックが可能となっている。

「研究科委員会」は、大学院の専任教員で構成され、大学院の運営に関する諸問題を審議する会議である。その位置づけは学部の教授会に相当している。

事務部門の各部署の責任者で構成される「事務連絡会議」においても大学の重要事項が報告され、所属長は各部署に持ち帰って職員に伝達する。

これらの会議に関することは、「教授会規程」、「学科会議規程」、「研究科委員会規程」、「事務連絡会議規則」にて規定されている。いずれも毎月 1 回開催される。

学長を中心としたリーダーシップの発揮と各構成員からのボトムアップ（意見の吸い上げ、提案制度等）のための仕組みは、確保されており、バランスよく適切に運営されていると判断している。

◇エビデンス（資料）

【資料 3-4-1】学校法人曉学園寄附行為

【資料 3-4-2】学校法人曉学園寄附行為施行規則

【資料 3-4-3】四日市看護医療大学大学運営委員会規程

【資料 3-4-4】四日市看護医療大学教授会規程

【資料 3-4-5】四日市看護医療大学学科会議規程

【資料 3-4-6】四日市看護医療大学大学院看護学研究科委員会規程

【資料 3-4-7】四日市看護医療大学事務連絡会議規則

（3）3-4 の改善・向上方策（将来計画）

監事は、学校法人の管理運営を適正に行うために極めて重要な役割を果たすものであることから、理事会への出席率も常に 100% を維持できるように働きかける。

評議員は、理事会の法人運営のチェック機関としての役割は大きく、出席率を常に 90% 以上を維持できるように働きかけるとともに、選任についても、多様な観点を取り入れるためにも半数以上を学園外部の人材から選任されるように配慮する。

また、運営改善の促進を図るために、より積極的に教職員の意見等をくみ上げるしくみづくりを検討し、できるだけ多くの大学構成員の意見集約をすすめる。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5 の視点》

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

本学の事務組織は、大学の事務部門が果たすべき諸機能に対応して編制されている。これらは、教学、学生支援（学生サービス）、企画・調査、入試・広報、図書館、会計、庶務の各機能に分けられている。各部署の事務分掌は、「学校法人暁学園事務分掌規程」に規定されている。

事務組織の指揮命令系統については、「学校法人暁学園就業規則」に定められているとおり、各所属長に属する。そして、事務部門全体の統括責任は、事務局長が負う。

学生の教育及び生活支援を充実させるために「学生支援センター」を置いている。「学生支援センター」には、学生へのサポートを重視すべきことから多くの職員を配置している。また、各部署の責任者で構成される「事務連絡会議」をおき、月1回の開催において、各部署間での連絡・調整及び情報の共有を図っている。

各規程に定められるとおり、各部署への権限と責任の分散については、適切に確保されている。また、職員の配置数も小規模大学としては、概ね適切と判断している。

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

事務部門では、あらかじめ年間の事業・予算計画を作成し、それをもとに業務を計画的に実施している。事務局長は、担当課へのヒアリングを通してそれぞれの事業計画をチェックし、必要な修正を加えた上で事務部門全体の事業計画と予算案をまとめる。これは、法人側での審議を経て最終決定される。各事業計画は、担当部署の責任者の管理のもとに遂行される。年度途中で事業計画の見直しや新規事業の追加が必要となった場合は、担当部署の責任者と事務局長との協議を経て担当理事の決裁により可否が決定される。オープンキャンパス、入学試験、公開講座等、各事業の実施状況は、「大学運営委員会」へ適宜、報告される。事業執行後の評価は、各部署の責任者が総括し、次年度の事業計画に反映される。臨地実習、進級判定、卒業判定、就職先等進路、国家試験成績、学生相談の状況など教学での活動状況は、「大学運営委員会」へ報告される。「大学運営委員会」の構成員は、教学と事務局の主要な部署の責任者を務めており、理事長と学長のもとでの業務の一元管理が可能となっている。必要に応じてその場で適切な指示が出せるため、業務執行の機能

性も確保されている。

定型的な大学業務とは別に、大学では様々な検討課題が存在する。これは、課題に応じてそれぞれの委員会にて審議される。委員会に関連した作業部会を置き、実務作業を担当する場合もある。諸問題の解決には、丁寧な審議と大学全体での合意形成が望まれるが、そのためには少なからぬ人的コストと時間が消費され、場合によっては大学業務を圧迫するおそれもある。委員会の運営にあたっては、審議と意思決定、合意形成のバランスをとることが必要であり、委員会の運営手腕が要求される。これについては、極力、委員会の役割に適した教職員を選任することにより適切な運営が図られるよう配慮されている。

業務執行の管理体制は適切に構築されており、その機能性も確保されていると判断している。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

教員と事務職員の組織連携については、各委員会運営の中で部分的に認められるが、各委員会規程に定められる通り、教員が委員を務め、事務職員が庶務を担当することから教員主体で事務職員が補助的であることが一般的となっている。事務職員にとって主体的に進められる業務の範囲は限定的であり、業務の円滑な遂行と改善のためには、企画・提案能力、各方面との綿密な調整能力などが必要となる。こうしたことから事務職員の資質向上と能力開発を図る研修を重要視している。本学では、事務職員の能力開発と研修に関する事を審議するために、事務局長と各課の長で構成される「事務職員研修委員会」を置いている。事務職員研修の到達目標を定め、あらかじめ研修計画を周知すること、すべての事務職員が公平に研修を受けられること、研修結果等を記録し、研修目標の達成度を把握すること等が、「事務職員研修委員会規程」にて規定されている。平成26年度からは、三重県内の私立高等教育機関が共同運営する「コンソーシアム三重」の教職員研修事業にも積極的に参加している。

職員の資質・能力向上のための研修体制は、適切に確保されていると判断している。

◇エビデンス（資料）

- 【資料3-5-1】学校法人曉学園事務分掌規程
- 【資料3-5-2】学校法人曉学園就業規則
- 【資料3-5-3】学校法人曉学園事務組織図
- 【資料3-5-4】四日市看護医療大学事務職員研修会規程
- 【資料3-5-5】四日市看護医療大学事務職員研修記録

(3) 3-5の改善・向上方策（将来計画）

年度進行に伴い、本学の委員会運営は、成熟してきており、課題解決へ成果をあげつつある。今後も、審議すべき諸課題を峻別し、重要課題については、時間をかけて十分審議を尽くすよう、メリハリのある運用をめざす。

また、「コンソーシアム三重」の研修事業に積極的に参加して県内の高等教育機関の教職員の資質向上に資するよう貢献していく。

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学園では、昭和 63 (1988) 年より 5 カ年ごとに「暁学園中期経営計画」を策定し、それを基にした予算案を毎年度編成し、運営にあたっている。現在、6 期目にある「第 6 次暁学園中期経営計画」の進行中ではあるが、より健全な財政運営の確立を目的として、平成 20 (2008) 年に暁学園常務理事等 4 名に公私協力関係にある四日市市より選出された委員 3 名を加えた計 7 名を構成員とする「暁学園財政改善委員会」を立ち上げ、「第 5 次暁学園中期経営計画」を見直した「財政改善計画案」を新たに策定した。この「財政改善計画案」は、学生確保策による収入増、人件費削減、不要不急の経費削減を柱としたものであり、平成 20 (2008) 年度から平成 24 (2012) 年度までの資金収支差額累計の大幅な改善と平成 25 (2013) 年度以降の資金収支差額黒字化を目指している。

さらに、この「財政改善計画案」の進捗状況を検証するための第三者機関として、四日市市、外部コンサルタント、公認会計士を委員とした「暁学園財政評価検討委員会」を設置し、毎年、「財政改善計画案」の進捗状況について検証を受け、助言を得ている。「暁学園財政評価検討委員会」での検証は今年度で 4 年目に入るが、「財政改善計画案」の策定とその実行とにより、当初の「第 5 次暁学園中期経営計画」に比して大幅な改善効果が得られている。

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

学園全体の過去 5 カ年の収支状況は、下表「学園全体の過去 5 カ年収支状況」のとおり、消費収入超過額が支出超過で推移しているが、平成 22 (2010) 年度以降その超過額は減少している。平成 18 (2006) 年度から 19 年 (2007) 度にかけて超過額が特に多いのは、四日市看護医療大学の施設・設備取得に係る多額の基本金組入れと同大学が学年進行中であることに起因するものである。帰属収支差額についても支出超過で推移しているものの、平成 19 (2007) 年度をピークにその超過額は大きく減少しており、「財政改善計画案」の目標である平成 25 (2013) 年度の収支均衡に向け順調な進捗状況を示している。

大学においては、開学当初の平成 19 (2007) 年度では消費収支、帰属収支のいずれも支出超過であったが、その後の安定的な学生数の確保、国庫補助金の獲得、受託事業の拡大等によって平成 21 (2009) 年度からは収入超過に転じている。下表の「大学単独の過去 5 カ年収支状況」を見てもわかるように、完成年度を迎えた平成 22 (2010) 年度においては、消費収入超過額 1 億 643 万円、帰属収支差額 1 億 1,486 万円を計上するまでになってい

る。その後も、年度によって変動はあるものの、収入超過の状態を維持しており、極めて安定した財政運営がなされているといえる。

また、今後、更に安定的に収入確保を行うためには、より積極的な国庫補助金獲得に取り組むことも重要である。平成 25（2013）年度より、「大学力」の向上のための大学教育の質的転換や特色を發揮して地域の発展を重層的に支える大学づくりなど、私立大学等が組織的・体系的に取り組む大学改革の基盤充実を図るための重点的支援としての「私立大学等改革総合支援事業」が開始されている。現在、本学ではその獲得に向けて、様々な制度の見直しや規程整備の検討など、全学的に準備を進めているところである。

以上のとおり、平成 20（2008）年度から継続して取り組んでいる、学生確保の強化、人件費削減、不要不急の経費削減などを柱とした「財政改善計画案」に基づいた予算編成と「曉学園財政評価検討委員会」による進捗状況の検証・助言によって、財政状況は順調に好転している。特に大学単独では平成 21(2009)年度以降、収支バランスを保ちながら盤石な財政基盤のもと極めて安定した運営を行うことができている。

学園全体の過去 5 カ年収支状況

(千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
帰属収入	4,382,635	4,307,126	4,158,010	4,324,346	4,100,184
基本金組入	△ 209,239	△ 90,980	△ 62,209	△ 134,914	△ 155,497
消費収入	4,173,396	4,216,145	4,095,801	4,189,432	3,944,687
消費支出	4,520,543	4,433,384	4,330,472	4,383,586	4,222,598
消費収入超過額	△ 347,147	△ 217,239	△ 234,671	△ 194,154	△ 277,911
帰属収支差額	△ 137,908	△ 126,258	△ 172,462	△ 59,240	△ 122,414

大学単独の過去 5 カ年収支状況

(千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
帰属収入	894,995	849,536	876,260	924,770	888,795
基本金組入	△ 8,432	△ 11,710	△ 6,479	△ 6,924	△ 10,267
消費収入	886,563	837,826	869,781	917,846	878,528
消費支出	780,129	809,497	819,351	798,206	789,379
消費収入超過額	106,434	28,329	50,430	119,640	89,149
帰属収支差額	114,866	40,039	56,909	126,564	99,416

◇エビデンス（資料）

- 【資料 3-6-1】平成 27 年度 学校法人曉学園事業計画
- 【資料 3-6-2】平成 27 年度 学校法人曉学園予算編成について
- 【資料 3-6-3】第 6 次曉学園中期経営計画
- 【資料 3-6-4】学校法人曉学園財政改善計画案
- 【資料 3-6-5】曉学園財政改善委員会議事録
- 【資料 3-6-6】曉学園財政改善委員会名簿

- 【資料 3-6-7】 晓学園財政評価検討委員会名簿
- 【資料 3-6-8】 消費収支計算書関係比率（法人全体）
- 【資料 3-6-9】 消費収支計算書関係比率（大学単独）
- 【資料 3-6-10】 貸借対照表関係比率（法人全体）
- 【資料 3-6-11】 計算書類（平成 22 年度から平成 26 年度）
- 【資料 3-6-12】 平成 26 年度 学校法人曉学園財産目録
- 【資料 3-6-13】 平成 27 年度 学校法人曉学園予算書
- 【資料 3-6-14】 要積立額に対する金融資産の状況（平成 22 年度から平成 26 年度）

(3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

平成 24(2012)年度までは、これまで通り、「第 5 次曉学園中期経営計画」および「財政改善計画案」を基にした予算編成を行い、「曉学園財政評価検討委員会」による検証を行っていく。平成 25(2013)年度からは、新たに始まる「第 6 次曉学園中期経営計画」に基づいた予算編成を行い、収支バランスの確保と磐石な財務基盤の構築に臨む。平成 25(2013)年度以降も「曉学園財政評価検討委員会」による進捗状況の検証と助言を継続することにより、より一層適切な財務運営を確立させる。

3-7 会計

《3-7 の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7 の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学の予算編成については、編成時期（12月）に学園本部より予算方針が提示される。予算方針は、「暁学園財政改善計画」に基づき策定された対象年度予算を再度検討（各学校種の長、学園本部常務理事・財務担当理事）した後、理事会において決定される。これを受け、事務局長より各部署課長に対し方針の説明がなされ、各部署においての年間計画に基づいた予算計画が策定される。策定された予算計画は、各部署所属長と事務局長・会計課長においてヒアリングを実施、個々の予算額の調整を行った後、大学予算案として決定される。その後、大学予算案は、学園本部へ提出され、学園全体での調整を経た後に理事会・評議員会で最終決定される。

予算執行については、各部署において隨時予算執行状況が確認できる仕組みを備えたシステムを使用し個別に管理できるようにしている。各部署で起案された請求は、担当部署でチェックを行い事務局長決済で執行される。これら執行状況は全てデータ化されており、適宜状況を把握することができ、より適切な予算管理が行える環境が整っている。

会計処理については、学校会計基準を遵守し、「学校法人暁学園経理規程」に基づき適切に行っている。会計処理等で疑義が生じた場合には、監査法人、私学事業団経営相談室へ相談を行いながら適正な会計処理に努めている。

また、学校法人全体を統括的に管理できる会計ソフトを導入しており、伝票データの入力、決済、検索、出力等、操作毎に権限を付与することが可能であり、チェック機能も強化され、会計処理は極めて適切に行われていると言える。これら本学が行っている会計処理のしくみについては、監査法人の会計監査（内部統制の検証）からも高い評価を得ている。

学園の会計監査については、監査法人による会計監査と監事による監査を行っている。監査法人による監査は、会計帳簿書類および決算書類等によって定期的に行われ、会計業務内容・処理方法、予算管理・執行、組織運営状況等内部統制の検証などについても年度比較を行いながら監査されている。これにより指摘された事項は、次回に改善状況を確認し、確実な是正を行っている。

監事 2 名による監査は、私立学校法第 37 条第 3 項及び寄附行為第 17 条の定めに基づき、財務状況と理事の業務執行状況等について行っている。また、理事長との面談により、学校法人業務が管理面、教務面で適切に運営されているかの意見交換も行っている。

◇エビデンス（資料）

- 【資料 3-7-1】平成 27 年度 学校法人暁学園予算編成について
- 【資料 3-7-2】平成 26 年度 監事による監査報告書
- 【資料 3-7-3】平成 26 年度 学校法人暁学園理事会議事録
- 【資料 3-7-4】平成 26 年度 学校法人暁学園評議員会議事録
- 【資料 3-7-5】学校法人暁学園資産運用規程
- 【資料 3-7-6】学校法人暁学園経理規程
- 【資料 3-7-7】四日市看護医療大学公的研究費取扱規程
- 【資料 3-7-8】四日市看護医療大学公的研究費の管理・監査のガイドライン
- 【資料 3-7-9】四日市看護医療大学公的研究費不正防止に係る調査等の関する規程
- 【資料 3-7-10】四日市看護医療大学公的研究費不正防止計画
- 【資料 3-7-11】四日市看護医療大学研究費のハンドブック

(3) 3-7 の改善・向上方策（将来計画）

近年の社会経済状況の大きな変化、会計のグローバル化等を踏まえた様々な他の会計基準の改正、私学を取り巻く経営環境の変化を受け、特に公教育を担う学校法人の経営状態について、社会よりわかりやすく説明できる仕組みとすることが強く求められている。これら「社会の要望に対して説明責任を的確に果たすこと」の考え方より、平成 27 (2015) 年度 4 月から学校法人会計基準の改正が行われることとなる。今回の改正では、一般的にわかりやすく、かつ的確に財政及び経営状況が把握できるものとなるように、計算書の見直しを中心に大きな変更が加えられている。本学においても監査法人等と事前打合せを十分に行いながら、確実な会計処理を行える体制を整えていくことが必要となる。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 (2007) 年 2 月 15 日文部科学大臣決定）について、平成 26 (2014) 年 2 月 18 日に改正が実施された。今回の改正は、昨今、大きな社会問題となっている公的研究費等不正事案に対応、今後講じるべき対策等についてまとめられており、大学に対して実効性のある取り組みが求められている。公的研究費は、国民の貴重な税金が原資であり、管理・説明責任を果たすために、適正かつ厳正なる処理・執行・管理を行い、規程等の整備、防止計画の策定、コンプライアンス教育の実施等確実に行っていくことが重要となる。

[基準3の自己評価]

本学及びその設置者である本学園は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準、大学院設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関する法令を遵守し、学校法人の基本規則である「学校法人暁学園寄附行為」や「四日市看護医療大学学則」「四日市看護医療大学大学院学則」等の組織倫理に関する種々の規程に基づき、適切な運営を行っている。

「学校法人暁学園安全管理・危機管理に関する指針」「学校法人暁学園防犯・防災等対策規程」「四日市看護医療大学危機管理規程」などの規程を設け、学内外に対する危機管理の体制も整備し、適切に機能させている。

理事会は、本学の使命・目的の達成に向けて「常任理事会」を設けるなど戦略的意思決定ができる体制を整備しており、「学校法人暁学園寄附行為」に基づき適切に運営されている。理事及び監事の選考に関しては、「学校法人暁学園寄附行為」及び「学校法人暁学園寄附行為施行規則」に規定されており、公正かつ適切に選考している。理事会への理事及び監事の出席状況は概ね良好である。

評議員会は、「学校法人暁学園寄附行為」に基づき適切に運営されている。評議員の選考に関しては、「学校法人暁学園寄附行為」及び「学校法人暁学園寄附行為施行規則」に規定されており、公正かつ適切に選考している。評議員の評議員会への出席状況は概ね良好である。教職員や卒業生からも評議員に選任されることが規定されており、評議員会が理事会に意見具申等をする仕組みも設けることで、運営の改善に反映させている。

教育に関わる学内の最高意思決定機関として「大学運営委員会」を設けており、適切に機能させている。法人側からは理事長、理事（若干名）が、大学側からは学長、学科長、研究科長、学生支援センター長、事務局長が構成員となっている同委員会において、管理部門（理事会など）と教学部門をはじめ、各管理運営機関並びに各部門間の連携が適切に行われると同時に、法人と大学の各管理運営機関が相互にチェックし合う場ともなっている。また、教学に関する重要な審議機関として、学部には「教授会」「学科会議」を、大学院には「研究科委員会」をそれぞれ設けている。これらの組織は、各々の規程により組織上の位置付けが明確になっており、本学の使命・目的及び学修者の要求に対応できるよう適切に機能している。このような組織的な意思決定に基づき、学長が大学としての意思決定を行い、適切なリーダーシップが発揮できる体制を整備している。

事務体制については、本学の使命・目的の達成のため、事務の遂行に必要な職員を確保し、適切に配置している。事務局長以下、各部署に次長、課長等の管理職を配し、業務執行の管理体制を構築するとともに、各部署間の連絡調整を図るため「事務連絡会議」を設けるなどして適切に機能させている。また、職員の資質・能力向上のための研修にも組織的に取り組んでいる。

財務については、使命・目的及び教育目的の達成のため、収入と支出のバランスを考慮した運営を行うとともに、外部資金の導入にも努力している。財政の中長期的計画として、5カ年の財政改善計画案に基づく運営を行っている。財務状況は順調な推移を示しており、財務基盤は安定化の方向に好転している。特に、本学単独では、収支バランスのとれた安定した運営が遂行できている。

会計については、学校法人会計基準や「学校法人暁学園経理規程」等に基づく会計処

理を適正に実施しており、予算編成から執行、管理に至るまで、人とシステムの両面から二重、三重にチェックできる体制で業務を遂行している。なお、予算と著しくかい離がある決算額の科目について、補正予算を編成している。会計監査は、監査法人により会計帳簿書類および決算書類等の監査を受けるとともに、会計業務内容・処理方法、予算管理・執行、組織運営状況等内部統制の検証などについても年度比較を行いながら厳正に実施しており、監査法人からも高い評価を受けている。

基準4. 自己点検・評価

4-1. 自己点検・評価の適切性

《4-1の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1の自己判定

基準項目4-1を満たしている。

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

本学は設置の基本理念として、「人間重視を根幹とした教育研究の実践」、「高度な知識・技術の教授と研究」、「地域社会への積極的な貢献」の3つを掲げている。このうち、「人間重視を根幹とした教育研究の実践」と「高度な知識・技術の教授と研究」については、日本高等教育評価機構の評価基準「基準2. 学修と教授」の中で自己点検・評価する。

3つ目の「地域社会への貢献」については、「特に産業都市である四日市市への貢献として、産業看護の教育と研究に力点をおく」とあることを踏まえて、本学独自の評価基準として、「基準A. 産業看護分野の研究と発展への貢献」と「基準B. 地域社会への貢献」の2項目を設定し、日本高等教育評価機構の「基準1～4」及び本学の使命・目的に即した独自基準「基準A・B」の計6つの評価基準で自己点検・評価を実施し、平成24（2012）年3月に2回目の自己点検・評価報告書をまとめた。

今回、3回目の自己点検・評価報告書をまとめるにあたり、自己点検・評価委員会において、評価基準の検討を行った結果、評価基準については、前回同様、日本高等教育評価機構の評価基準に沿って自己点検・評価を実施すること、また本学の独自基準である「基準A. 産業看護分野の研究と発展への貢献」と「基準B. 地域社会への貢献」について、基準Aは基準Bの中で自己点検・評価できること、また自己点検・評価できない部分は他の基準に振り分けることで対応できると判断し、「地域社会への貢献」のみを本学独自の基準とした。

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

本学は平成19（2007）年、開学と同時に「自己点検・評価委員会」及び「自己点検・評価作業部会」を発足させた。自己点検・評価委員会の委員は、学長、学科長、研究科長（大学院開設後）、事務局長及び学部から選出された教員2人で組織し、学長を委員長とした。また、自己点検・評価作業部会は事務局長及び学部から選出された教員3名で組織した。委員会及び作業部会の運営に関する必要な事項は「四日市看護医療大学自己点検・評価委員会規程」及び「四日市看護医療大学自己点検・評価作業部会規則」に定めた。

この体制のもとで、平成 20（2008）年 3 月及び平成 24（2012）年 3 月に自己点検・評価報告書をまとめた。

平成 24（2012）年度、本学は全教職員より現行の学則・規程等について意見を聴取し、また当年度に受審した大学機関別認証評価での指摘を受け、さらに法改正への対応として、大幅な規程の見直しを行った。委員会・作業部会等の整理・統合、開催時期の弾力化など、より実質性がありかつ弹力的な運営を目指した改正となっている。

自己点検・評価委員会についても、①委員の学長を削除し、委員長を学長の充て職から委員の互選に変更、②「原則として月 1 回開催」から「委員長が必要に応じ開催」と変更、③自己点検・評価作業部会を廃止し、委員会で活動を一本化する、といった改正を行い、平成 25（2013）年 4 月 1 日から施行となった。

改正後の自己点検・評価委員会は、学科長、研究科長、事務局長と選出された教員数名で構成されている。学科、研究科、事務局の責任者が充て職として委員会に入っており、全学的な自己点検・評価体制となっている。

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

平成 25（2013）年度の自己点検・評価委員会において、数年に 1 度の自己点検・評価報告書の作成では、自主的・自立的な真の自己点検・評価活動とはならないとの方針から、審議を重ね、毎年、各部門単位で年次活動報告書（自己点検・評価を含む）の提出を求め、自己点検・評価委員会でその結果を分析し、提案書としてまとめ、教授会で提出することとした。

平成 25（2013）年度の年次活動報告書は、平成 26（2014）年 3 月に各部門より提出、自己点検・評価委員会で問題点の抽出、分析を実施し、同年 7 月の教授会で「平成 26 年度自己点検・評価委員会提案書」として提出、報告した。なお、提案書は全教職員にも配付した。

また、同教授会で、年次活動報告書は毎年作成すること、3 年ごとに自己点検・評価報告書としてまとめることを報告した。

自己点検・評価報告書の作成実績及び今後の予定は下記の通りである。

- ・平成 19 年 3 月（平成 19 年度 1 年間分）
- ・平成 24 年 3 月（平成 20 年度～平成 23 年度の 4 年間分）
- ・平成 27 年 6 月（平成 24 年度～平成 26 年度の 3 年間分）<この報告書>
- ・平成 30 年 6 月（平成 27 年度～平成 29 年度の 3 年間分）

年次活動報告書により、各部門単位で毎年度、自己の活動を振り返り、次年度への向けての改善点を見出す、それを自己点検・評価委員会で提案書としてまとめていく、そして 3 年に一度、それらを総括して全学的な自己点検・評価報告書にまとめるという周期を確立した。

◇エビデンス（資料）

- 【資料 4-1-1】 平成 24～26 年度自己点検・評価委員会議事録
- 【資料 4-1-2】 四日市看護医療大学自己点検・評価報告書（2012 年 3 月）
- 【資料 4-1-3】 四日市看護医療大学自己点検・評価報告書（2008 年 3 月）
- 【資料 4-1-4】 四日市看護医療大学自己点検・評価委員会規程

- 【資料 4-1-5】 平成 25 年度第 5 回教授会議事録
- 【資料 4-1-6】 平成 25 年度年次活動報告書
- 【資料 4-1-7】 平成 26 年度第 4 回教授会議事録
- 【資料 4-1-8】 平成 26 年度自己点検・評価委員会提案書
- 【資料 4-1-9】 自己点検・評価報告書作成スケジュール

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

平成 25（2013）年度、自己点検・評価体制の改正を行い、同年の自己点検・評価委員会で自己点検・評価の方法、周期についても確定することができた。今後は、この体制を維持しつつ、本学の自己点検・評価活動が大学の改善に有効に機能しているのか、ということを意識しながら検証し、必要に応じて変更していくべきことは変更していきたいと考えている。

4-2. 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

平成 25（2013）年度に作成した各部門単位の年次活動報告書（自己点検・評価報告書）について、以下の評価項目で実施した。

《評価項目》

（1）年次活動報告

（2）自己点検・評価

　①成果が上がった事項

　②改善すべき事項

（3）改善・向上方策

　①成果が上がった事項について

　②改善すべき事項について

（4）上記内容のエビデンスとなる資料名

上記の《評価項目》にあるように、報告書を作成する全部門に、その報告内容のエビデンスとなる資料の記載を義務付けた。このことにより、報告内容はエビデンスに基づく報告書となった。

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

年次活動報告書については、特定の個人の見解ではなく、大学の教育・運営の単位となる以下の部門とした。

《実施部門》

（1）原則として、教育研究活動の単位となっている全委員会、全領域、全事務部署を実施部門とする。

（2）具体的には以下の通り。（ ）内は責任者。

<学長管轄部門>

・大学運営委員会（学長）・教員人事審議会（学長）・危機管理委員会（委員長）

・ハラスメント対策委員会（委員長）・個人情報保護委員会（委員長）

・公益通報者保護委員会（委員長）・入試委員会（委員長）

- ・自己点検・評価委員会（委員長）・国際交流委員会（委員長）
 - ・公開講座委員会（委員長）・安全衛生委員会（委員会）
- <教授会管轄部門>
- ・教授会（学長）・学科会議（学科長）・教務委員会（委員長）
 - ・実習委員会（委員長）・学生委員会（委員長）・研究倫理委員会（委員長）
 - ・紀要委員会（委員長）・ファカルティ・ディベロップメント委員会（委員長）
 - ・図書委員会（委員長）・臨地教授等選考委員会（委員長）
- <研究科委員会管轄部門>
- ・研究科委員会（研究科長）・教務担当者会議（担当者）
 - ・ファカルティ・ディベロップメント担当者会議（担当者）
 - ・自己点検・評価担当者会議（担当者）・入試担当者会議（担当者）
 - ・研究倫理担当者会議（担当者）
- <領域部門>
- ・基礎科目（領域の長）・基礎看護学（領域の長）・成人看護学（領域の長）
 - ・老年看護学（領域の長）・母性看護学（領域の長）・小児看護学（領域の長）
 - ・地域看護学（領域の長）・精神看護学（領域の長）・産業看護学（領域の長）
- <事務部門>
- ・企画部（課長）・学生支援センター教学課（センター長・次長・課長）
 - ・試広報課（課長）・事務局会計課（課長）・事務局庶務課（課長）
 - ・図書館図書課（課長）

上記部門は、大学の教育・運営面の組織の最小単位であり、全部門より年次活動報告書の提出を求ることで、大学の現状、問題点等をほぼ把握できる体制となった。

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

自己点検・評価報告書については、冊子を作成し、全教職員に配付している。また、併せて、本学ホームページ上で公開し、社会への公表をしている。

平成 25（2013）年度の年次活動報告書については、学内で議論したが、公開を前提とした報告書ではないとの意見もあり、公開を見送ることとなった。

◇エビデンス（資料）

【資料 4-2-1】 平成 25 年度自己点検・評価の依頼文

【資料 4-2-2】 平成 26 年度自己点検・評価の依頼文

（3）4-2 の改善・向上方策（将来計画）

平成 25（2013）年度の年次活動報告書については、一部の反対意見もあり、公開を見送った。このことに関しては、公開が前提では踏み込んだ報告書が書きにくいという考え方もあるが、やはり公開の上で、議論を深めていくのが適切であり、平成 26（2014）年度の年次活動報告書については、公開を決定している。

4-3. 自己点検・評価の有効性

《4-3 の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

平成 24（2012）年に受審した大学機関別認証評価の評価報告書において指摘のあった事項については、自己点検・評価委員会を含め、関連各委員会・各部署が指摘事項の改善に向けて検討し、同年度及び翌年度までに概ね対応している。

以下、主な指摘事項とその対応である。

<基準 2 について>

「CAP 制について、必修科目の多いカリキュラム編成の関係などから難しさがあることは理解できるが、学生の学修の質の担保のためにも導入を検討されたい。」

【対応】

平成 25（2013）年度に教務委員会で検討し、平成 26（2014）年度入学生より CAP 制を導入した。

「学部におけるオフィスアワー制度の実施について、早急に検討されたい。」

【対応】

平成 25（2013）年度より学部においてオフィスアワーを実施した。

「授業評価アンケートなどが実施されているが、その結果の活用が個々の教員レベルでの対応にとどまっていることから、教育目標達成状況の点検、評価について大学としての組織的な取組みが望まれる。」

【対応】

平成 26（2014）年度、授業評価アンケートの集計結果及び教員のリフレクションペーパーを学生及び教職員に公開した。また、FD 委員会でその結果分析を行い、教授会において報告・提案を行った。

「保健室及び学生相談室は、アドバイザー教員とは違う機能や役割があるので、学生がより利用しやすいように、保健室についてはスタッフの常駐、学生相談室については開室時間の延長など検討することが望まれる。」

【対応】

保健室については、人的資源の関係でスタッフの常駐に至っていない。学生相談室については、開室時間の延長はしていないが、授業時間割を見ながら最も学生が利用しやすい時間帯への変更等を行っている。

<基準 3 について>

「法人や大学の規定について、規定された内容と現状にかい離が見受けられることや、法

令上必要な内容が規定されていない点もあったので、法人や大学運営の充実に向けて、諸規定の再点検を行った上で制定・改正を行うなど、規定の整備が望まれる。」

【対応】

適切に対処した。

「理事会における評議員の推薦手続きが、寄附行為に定められている選出区分どおりに運用されていない点について改善を要する。」

【対応】

平成 25 年度 5 月理事会において評議員の定数内訳の変更を行い、同時に選任区分が不適切な 5 名の評議員を法人職員枠から学識経験者・学園功労者枠に異動させた。

<基準 4 について>

「自己点検・評価の結果を全学的に共有するとともに、その結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みを早急に構築するよう改善が必要である。」

【対応】

平成 25 (2013) 年度より、各部門単位での年次活動報告書による自己点検・評価活動の推進、自己点検・評価報告書の周期的な作成等、改善に向けて方策を打ち立てている。

また、平成 25 (2013) 年度に実施した各部門単位の年次活動報告書（自己点検・評価報告書）については、平成 26 (2014) 年度の自己点検・評価委員会で、その報告書を分析・検討した上、同年 7 月の教授会において「提案書」として、以下の通り報告した。

公益財団法人日本高等教育評価機構による「大学機関別認証評価」の結果および平成 25 (2013) 年度末に提出された各部署および委員会等の活動報告書を鑑みて、自己点検・評価委員会は関係諸機関に対して下記のとおり提案するものである。

重点対策項目として、以下の 5 点を上げる。

- 1 大学教職員間において、必要な情報の共有について強化を図ること
- 2 学生の教育に関して、適切な方法による教育の実施を実現すること
- 3 学生へのサービスが、適切に実施されること
- 4 教員の教育力向上に資する企画を計画立案すること
- 5 大学に求められる課題を探求し、地域貢献を図ること

具体的対策は以下の通りである。

1 大学教職員間において、必要な情報の共有について強化を図ること について

- 1) 規程・マニュアルなどの内容を確認し、整合性をはかる。
- 2) 会議・委員会では、審議プロセスの効率化をはかる。
- 3) 指示・命令については、組織上のルール（約束事）を遵守する。

学長直轄の組織（10 審議会・委員会）は、定期的に学長へ活動報告を行う。

- | | |
|--------------|---------------|
| 1 教員人事審議会 | 2 危機管理委員会 |
| 3 自己点検・評価委員会 | 4 入試委員会 |
| 5 安全衛生委員会 | 6 ハラスメント対策委員会 |

7 個人情報保護委員会 8 公益通報者保護委員会

9 國際交流委員会 10 公開講座委員会

教授会傘下の組織（9会議・委員会）は、定期的に教授会へ活動報告を行う。

1 看護学科会議 2 教務委員会

3 学生委員会 4 ファカルティ・ディベロップメント委員会

5 研究倫理委員会 6 紀要委員会

7 実習委員会 8 図書委員会

9 臨地教授等選考委員会

2 学生の教育に関して、適切な方法による教育の実施を実現すること について

- 1) 新カリキュラム評価の方法を検討する。
- 2) GPA を学修指導の中に取り入れて活用する。
- 3) カリキュラム改正を検討する。
- 4) 実習委員会の機能を強化する。
 - ①実習指導者との連携強化
 - ②実習施設の確保、また実習施設として適切か否かの検討
 - ③実習の新しい評価システムの検討
 - ④臨床教授等の活用
- 5) 適切な授業評価を行い、活用する。（リアクションペーパーの活用など）
- 6) 國際交流の対象となる大学拡大を検討する。

3 学生へのサービスが、適切に実施されること について

- 1) 事務局は業務の合理化や効果的な遂行のため、必要な研修を行う。
- 2) 図書館の環境を維持・改善する対策を実施する。
- 3) 学生のメンタルな問題に対して、適切な対応をはかる。
- 4) 学生の委員に過重な負担がかからないような配慮をする。
- 5) オフィスアワー制度の実施と充実をはかる。
- 6) 事務局における学生への対応は、遗漏なく迅速に行う。
- 7) 受験生確保のための、さらなる分析を行う。

4 教員の教育力向上に資する企画を計画立案すること について

- 1) 各教員が自主的に研修に取り組める方法を検討する。
- 2) 授業改善への取り組みをはかる。
 - ①授業の工夫などについて、教員が発表できる場を設置
 - ②教員による授業評価の導入
- 3) 各部門、専攻領域内での意見交換を促進する。
- 4) 必要な教員の補充を行う。

5 大学に求められる課題を探求し、地域貢献を図ること について

- 1) 大学直轄で設立された看護研究交流センターの活用を図る。
- 2) 公開講座の内容を、対象者に合わせて修正する。
- 3) 自治体などとの共同研究などを含め、研究における外部組織との連携をはかる。

◇エビデンス（資料）

- 【資料 4-3-1】 平成 24～26 年度学生便覧
- 【資料 4-3-2】 平成 24～26 年度シラバス
- 【資料 4-3-3】 平成 26 年度前学期授業評価アンケート集計結果
- 【資料 4-3-4】 平成 25 年度理事会議事録
- 【資料 4-3-5】 平成 24～26 年度自己点検・評価委員会議事録
- 【資料 4-3-6】 平成 26 年度第 4 回教授会議事録
- 【資料 4-3-7】 平成 26 年度自己点検・評価委員会提案書

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

平成 26（2014）年度の年次活動報告書においては、各部門により PDCA への意識を高めてもらうため、評価項目を PDCA に沿って報告を求める形式に変更した。これにより、学内の現状、問題点等はより明確に現れると考えており、学長への提言、教授会への提言を通して学内の PDCA を確立していきたいと考えている。

[基準4の自己評価]

平成24（2012）年度の大学機関別認証評価の指摘「自己点検・評価の結果を全学的に共有するとともに、その結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みを早急に構築するよう改善が必要である。」を受けて、同年度及び翌平成25（2013）年度は指摘事項の改善を図った。

平成25（2013）年度より、自己点検・評価の仕組み作りに取り掛かり、各部門単位の年次活動報告書の提出、その報告書に基づく問題点の洗い出し、改善方策の提言等を自己点検・評価委員会で行うことを決定した。これについては、毎年実施することを決めており、平成26年度（2014）年度についても各部門に提出の依頼をした。これを毎年続けることができれば、1年という単位で各部門の、そして大学全体の問題点を洗い出すことが可能となる。また、改善の提言も報告書というエビデンスがあり、より説得力のある提言をすることができるを考える。

また、これまで作成期間が曖昧であった大学としての自己点検・評価報告書の作成に関しても、3年ごとに作成することを決定した。これにより、1年ごとの振り返りは年次活動報告書で、3年ごとの振り返りは自己点検・評価報告書で対応でき、大学の改善に向けてより確実な前進が期待できると考える。

基準 A. 地域社会への貢献

A-1 地域社会との協力体制

«A-1 の視点»

A-1-① 四日市市との公私協力体制の推進

A-1-② 地域の保健・医療・福祉機関との協力体制の推進

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

本学は四日市市の公的資金を受けて設置されたこと、四日市市からの要望、四日市市立四日市高等看護学院の発展的解消をもって設置されたという経緯から、開学以来変わらず、四日市市との強固な協力体制が整えられている。

四日市市との連携による独自の奨学金制度、「四日市看護医療大学育成会奨学金」はその一つである。卒業後、ただちに市内の医療機関において看護職に従事しようとする強い意志を持つ学生に対して、授業料相当額を 4 年間貸与し、卒業後 5 年間、市内の所定の医療機関に従事した場合、全額返還免除としている。各学年 30 人、全体で 120 人がこの奨学金制度を利用している。

学生が主として臨地実習を行う市立四日市病院は、救命救急センターを擁する三重県北勢部の最大の高機能急性期病院であり、本学は講義、実習のいずれにおいても市立四日市病院からの全面的な協力を得ている。市立四日市病院では実習生受け入れのため、技術指導・臨床の様々な研修を用意し、大学で修得した理論が現場での経験と結びつき、生きた知識として身につくようプログラムが組み立てられている。

オープンキャンパスの際に奨学金の制度を含めた協力体制の概要を四日市市の幹部職員から受験希望者や保護者に対して説明することが継続して実施されており、他にも四日市市の広報誌を通じて、入試概要等を市民に向けて周知を図るなど広報面でも多大なる協力を得ている。

四日市市では、すべての市民が安心して暮らせるまちづくりの一環として、「安心の地域医療検討委員会」が設置され、その委員会の下に設置されている在宅医療市民啓発部会では、本学の教員が部会長を務め、訪問看護の充実ワーキンググループでも他の教員が活動するなど、四日市市の地域医療の推進に参画している。なお、平成 23 (2011) 年度から四日市市の委託を受けてはじめられた訪問看護師養成研修は回を重ね、平成 26 年 11 月 6 日～平成 27 年 2 月 12 日には第 4 回目の研修が実施された。

今後のさらなる協力体制推進のため、平成 27 (2015) 年 1 月には四日市市と本学の間で包括連携協定が締結された。包括的な連携のもと相互に協力し、地域社会の発展、人材の育成及び学術の振興に寄与することを目的とするものである。

地域の保健・医療・福祉機関との協力体制に関しては、三重県が行う医療・健康・福祉産業の振興をめざすメディカルバレープロジェクトの事業の一環として運営している「み

えメディカル研究会」には教員が委員として委嘱されていることをはじめ、健康に関する委員会にも学識経験者の立場で、積極的に参画している。

市立四日市病院のほかにも約 80 カ所の地域の保健・医療・福祉機関が実習施設となつており、県内の保健所、保健センター、訪問看護ステーションや老人保健施設、四日市市立の保育園や産業看護職を置く一般企業からも協力を得ている。

平成 26（2014）年に学園本部より移管された「地域研究機構」では、「地域研究センター」「産業看護研究センター」「看護研究交流センター」の 3 つの部門のそれぞれが、人的資源の提供や生涯学習機会の提供を図り、地域社会への貢献の推進に努めている。

平成 23（2011）年に設置された本大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）では、実践看護学領域急性看護学専門看護師（CNS）コースを修了した 2 名が公益社団法人日本看護協会の行う専門看護師認定審査に合格し、急性・重症患者看護専門看護師の資格を得た。三重県初の急性・重症患者看護専門看護師の認定者として地域の医療機関で看護力推進の大きな牽引力となり活躍している。

平成 26（2014）年 1 月には三重県私立大学高専協会の会員校である県内の 8 機関が三重県私立高等教育機関の包括的連携協定を締結した。これは県内高等教育機関の魅力向上のため、自主自立を尊重しつつ、高等教育機関相互の連携を図るものである。地域社会及び産業界等との連携を深める役割を担い、教育研究交流、人材育成、情報発信、社会貢献等により、高等教育の機能強化及び地域社会の発展に寄与することを目的としており、連携コンソーシアムも設置された。

◇エビデンス（資料）

- 【資料 A-1-1】 四日市看護医療大学育成会会則
- 【資料 A-1-2】 四日市看護医療大学学生募集要項
- 【資料 A-1-3】 四日市看護医療大学ホームページ
- 【資料 A-1-4】 四日市看護医療大学シラバス
- 【資料 A-1-5】 広報よっかいち
- 【資料 A-1-6】 訪問看護師要請事業に関する資料
- 【資料 A-1-7】 四日市看護医療大学就職進路状況

（3）A-1 の改善・向上方策（将来計画）

開学後の卒業生は 536 名を数え、市立四日市病院には延べ 138 名の卒業生が就職をしている。今年度末には「四日市看護医療大学育成会奨学金」の貸与を受けた 1 期生が奨学金の全額返還免除期間となる 5 年間の従事期間を終えることとなるが、制約がなくなることでどの程度の退職者や転職者がいるのかを調べ、地域への定着を高める改善・向上方策を立てることを検討している。卒業生に対するアンケート等も実施し、今後多くの優秀な学生が地域社会で活躍できるようフォローしていく。

また、締結された包括連携協定に基づき、四日市市の施策に対しては、今後も積極的に協力、協働していく。

A-2 生涯学習機会の拠点

《A-2 の視点》

A-2-① 公開講座開催による地域社会への生涯学習機会の用意

A-2-② リフレッシュ教育による生涯学習機会の用意

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

学内には教員 5 人で構成される公開講座委員会が組織されている。委員会は、企画・立案から運営までを担っている。

平成 24 (2012) 年度から平成 26 (2014) 年度の間に本学が行った公開講座は以下の通りである。

- ・平成 24 (2012) 年 7 月 29 日
テーマ「認知症の方の QOL を支える」
- ・平成 25 (2013) 年 7 月 28 日
テーマ「在宅で介護している家族への支援」
- ・平成 26 (2014) 年 7 月 27 日
テーマ「こどもをみんなで育てましょう」

リフレッシュ教育としては、四日市市の訪問看護師養成研修の実施運営を行っている。この研修は在宅医療の充実を図ることや、安心して家で療養ができる環境を整えることを目的に四日市市との協働により企画・実施している。

「地域研究機構」の「産業看護研究センター」が行っている三重産業看護研究会の活動支援は、教員の参画や会場の提供により、県内で産業看護活動に従事する 30 名程の看護職のリフレッシュ教育の場として活用されている。また、「地域研究機構」の「地域研究センター」では月に 2 回、企業 OB、議員、元市長、主婦も含めた多彩な顔ぶれの地域住民を集め、地方都市の持つ課題など、毎回テーマを決めて議論を展開する形の勉強会を開催している。

◇エビデンス (資料)

【資料 A-2-1】 平成 24 年度四日市看護医療大学公開講座チラシ

【資料 A-2-2】 平成 25 年度四日市看護医療大学公開講座チラシ

【資料 A-2-3】 平成 26 年度四日市看護医療大学公開講座チラシ

【資料 A-2-4】 四日市看護医療大学公開講座委員会規程

【資料 A-2-5】 訪問看護師要請事業に関する資料

(3) A-2 の改善・向上方策(将来計画)

三重県内外の他の大学や研究機関、医療機関、自治体、NPO、企業、高等学校、地域住

民に向け、より多くのメニューを用意し、「人の集まる大学」としての機能を高めていく必要があると考える。

保健師・助産師・看護師の実践能力は、生涯にわたる看護実践を通して研鑽を重ね専門性を深めるものである。これには、日々の実務の中で特定の専門的能力を高める方法や各種の研修・講習への参加等も含まれる。地域社会の現職の保健師・助産師・看護師及び潜在的有資格者に対して、自ら研鑽する生涯学習の場を提供し、施設等での研究指導者等として看護研究の方法等について学ぶための研修・講習等を今後も積極的に開催していくことが本学の重要な役割であると考える。

大学における生涯学習の場では、教員が作成したカリキュラムを受講生が受動的になりがちだが、能動的に学び、より満足が得られるカリキュラムの構築も視野に入れたい。引き続き講座の開催を通じて、医療技術、健康意識等の高揚のため、積極的に地域社会への貢献活動に取り組んでいく。

A-3 人的・物的資源の提供

《A-3 の視点》

A-3-① 大学が持つ人的資源の地域社会への提供

A-3-② 大学が持つ物的資源の地域社会への提供

(1) A-3 の自己判定

基準項目 A-3 を満たしている。

(2) A-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

大学の機能を地域に活用することや大学の施設・設備を地域住民に開放すること等は、開学の経緯からして当然の責務であると認識している。

また、四日市市をはじめ近隣自治体及び三重県等の行政機関からも各種委員会委員への就任要請が多く、その委嘱に関しては可能な限り受諾している。その内容は以下の表に示すとおりである。

平成 24(2012)年度～平成 26(2014)年度

四日市市	市立四日市病院倫理委員会委員
三重県	みえメディカルバレー企画推進会議委員
桑名市	桑名市入札監視委員
四日市市	市立四日市病院治験審査委員
四日市市	四日市市地域保健運営協議会委員
四日市市	四日市市営住宅入居者選考委員会委員
三重県	情報公開審査会委員
四日市市	四日市市食育推進会議委員
四日市市	四日市市男女共同参画審議会委員
三重県	三重県准看護師試験委員
四日市市	四日市市下水道事業運営委員会委員
四日市市	四日市市開発審査会委員
菰野町	三重郡介護給付費等支給審査会委員
四日市市	都市計画審議会委員
いなべ市	都市計画審議会委員
朝日町	都市計画審議会委員
菰野町	都市計画審議会委員
桑名市	建築審査会委員
四日市市	建築審査会委員
四日市市	行財政改革推進委員会
桑名市	行政改革推進委員会
いなべ市	行政改革推進委員会

いなべ市	総合計画審議会委員
四日市市	情報公開審査会・個人情報保護審査会委員
熊野市	情報公開審査会・個人情報保護審査会委員
尾鷲市	情報公開審査会・個人情報保護審査会委員
四日市港管理組合	情報公開審査会・個人情報保護審査会委員
三泗鈴亀農業共済事務組合	情報公開審査会・個人情報保護審査会委員
三重県道路公社	三重県道路公社理事
まちづくり文化財団	まちづくり文化財団評議員
菰野町商工会	道の駅検討委員会委員

人的資源の地域社会への提供として教員だけでなく学生ボランティアの果たす役割も大きい。ボランティアサークル「くれよん」では、地域の児童養護施設や特別支援学校を訪問し、運動会や学園祭などの行事への参加など子どもたちとの交流を軸に活動を続けている。別のボランティアサークル「災害支援の会」では、東日本大震災の被災地や避難者の支援や研究なども行っている。これらは一例であるが、地域のニーズと地域活動を希望する学生とが上手くマッチングし、地域課題の解決に向けて取り組むことで改善が図られ、学生も人間的な成長を遂げているなど高く評価されている。活動を通じて学生たちが問題解決能力や企画力を高めること、また多世代間のコミュニケーション能力を身に付けるなど大きな成果が得られている。

物的資源の提供として図書館では、開学当初から地域の医療関係者への開放を行っている。利用者証の発行は登録制だが、一般登録者数の累計は平成 27（2015）年現在、670名となっている。一般利用者への開館は平日 9:00～17:00 とし、利便性を高めるため土曜日も利用できるように開放している。

（単位：人）

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
貸出利用人数	総 数	5,779	6,075	5,498	4,774
	学 生	4,553	4,724	4,298	3,899
	教 員	433	411	400	280
	一 般	469	492	395	251
一般登録者数（新規）		67	42	130	100

◇エビデンス（資料）

【資料 A-3-1】 四日市看護医療大学施設等管理規程

【資料 A-3-2】 ボランティア活動新聞記事

【資料 A-3-3】 四日市看護医療大学図書館利用案内（学外用）

(3) A-3 の改善・向上方策(将来計画)

大学と地域社会との連携を維持しながら、協力関係をより強化していくためには、教職員が地域社会についての理解を深め、地域社会から本学に何が求められているのかについて模索し続けることが重要となる。大学が保有する物的・人的資源を活かすべく、ホームページの活用などにより魅力ある情報提供の頻度を高め、一人でも多くの地域住民が関心を持ち、満足する企画を提供していく。すでに行われている学生のボランティア活動などをはじめ、今後も地域社会との連携や学生参加型の地域貢献活動の活性化に取り組むとともに、人的・物的支援を拡充していく。

[基準 A の自己評価]

大学と地域社会との連携を強化していくために、教職員だけでなく在籍する学生や卒業生が地域社会とかかわる意義を理解し、地域社会のニーズを共有するための努力を重ねている。とりわけ、地域の要望に応じて幅広い知識や意識の高い看護師・保健師・助産師を社会に送り出していることが、地域貢献の強力な基盤の構築に役立っていると認識している。人的資源・物的資源を活かした生涯学習の拠点としての機能も十分果たせており、産官学連携の体制も包括連携協定等の締結により、さらに強固なものになったと言える。

エビデンス(データ)

目 次

【表F-1】 大学名・所在地等	101
【表F-2】 設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	102
【表F-3】 学部構成（大学・大学院）	103
【表F-4】 学部・学科の学生定員及び在籍学生数	104
【表F-5】 大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	105
【表F-6】 全学の教員組織（学部等）	106
【表F-6】 全学の教員組織（大学院等）	107
【表F-7】 附属校及び併設校、附属機関の概要	108
【表F-8】 外部評価の実施概要	109
【表2-1】 学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去5年間）	110
【表2-2】 学部、学科別の在籍者数（過去5年間）	113
【表2-3】 大学院研究科の入学者数の内訳（過去3年間）	115
【表2-4】 学部、学科別の退学者数の推移（過去3年間）	116
【表2-5】 授業科目の概要	117
【表2-6】 成績評価基準	121
【表2-7】 修得単位状況（前年度実績）	122
【表2-8】 年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	124
【表2-9】 就職相談室等の利用状況	125
【表2-10】 就職の状況（過去3年間）	126
【表2-11】 卒業後の進路先の状況（前年度実績）	127
【表2-12】 学生相談室、医務室等の利用状況	128
【表2-13】 大学独自の奨学生金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	129
【表2-14】 学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	130
【表2-15】 専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	131
【表2-16】 学部の専任教員の1人当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	132
【表2-17】 学部、学科の開設授業科目における専兼比率	133
【表2-18】 校地、校舎等の面積	134

【表2-19】 教員研究室の概要	135
講義室、演習室、学生自習室等の概要	136
【表2-20】 附属施設の概要（図書館除く）	137
その他の施設の概要	138
【表2-21】 図書、資料の所蔵数	139
【表2-22】 学生閲覧室等	140
【表2-23】 情報センターや等の状況	141
【表2-24】 学生寮等の状況	142
【表2-25】 学生寮等の状況	142
【表2-26】 職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	143
【表3-1】 大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	144
【表3-2】 教育研究活動等の公表状況	151
【表3-3】 財務情報の公表（前年度実績）	152
【表3-4】 消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）（過去5年間）	153
【表3-5】 消費収支計算書関係比率（大学単独）（過去5年間）	154
【表3-6】 貸借対照表関係比率（法人全体のもの）（過去5年間）	155
【表3-7】 要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去5年間）	156

※原則として平成27年5月1日現在のデータを記載しています。前年度等指定の場合も、毎年5月1日時点のデータを記載しています。

表F-1
大学名・所在地等

大学名	四日市看護医療大学	設置形態	<input checked="" type="radio"/> 私立・国立・公立・株式会社立
キャンパスの所在地	〒512-8045 三重県四日市市萱生町1200番地		
〒			
〒			

理事長名	宗村 南男	学長名	丸山 康人
学部長名	看護学科長 豊島 泰子		
研究科長名	看護学研究科長 福原 隆子		
大学事務局長名	三宅 真一		

- ① 設置形態は該当箇所に○印をつけること。
- ② 複数のキャンパスを有する場合は、すべてのキャンパスの所在地を記載すること。
- ③ 学部長、研究科長はすべての学部、研究科において記載すること。
- ④ 大学事務局長の欄には、大学事務局長又は相当者を記載すること。

表F-2
設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等

名 称	設置認可年月日	開設年月日	所 在 地	備 考
看護学部・看護学科	2006年11月30日	2007年4月1日	三重県四日市市萱生町1200番地	
看護学研究科・看護学専攻(修士課程)	2010年10月29日	2011年4月1日	三重県四日市市萱生町1200番地	

- ① 学部・学科・大学院研究科・専攻・研究所等ごとに記載すること。
- ② 当該研究科もしくは専攻が、専門職大学院である場合は、備考欄にその旨を記載すること。
- ③ 教養教育科目・外国语科目・保健体育科目・教職科目等を担当する独立の組織がある場合には、学部にならって記載すること。
- ④ その場合は、「設置認可年月日」欄は斜線を引くこと。
- ⑤ 通信教育課程、専攻科、別科等があれば、これも記載すること。
- ⑥ 学部、学科、改組または名称変更等をしている場合は、備考にその時期と名称等を記載し、変遷がわかるようにすること。
- ⑦ 学部、学科、研究科等が、届出のみで認可を受けた場合の「設置認可年月日」は、届出年月日を記載し、その旨を備考に記載すること。
- ⑧ 現在、文部科学省に設置申請中の学部・学科・大学院研究科・専攻・課程（修士・博士）がある場合は、下表に記載すること。

開設予定の学部・学科・大学院研究科等

名 称	開設予定年月日	所 在 地	備 考

表F-3
学部構成（大学・大学院）
【学部】

看護学科	看護学部	
------	------	--

【大学院】	看護学研究科	
看護学専攻（修士課程）		

表F-4

学部・学科の学生定員及び在籍学生数

学 部	科 学	入 定 員	編 入 学 定 員	收 容 定 員 (a)	在 籍 学 生 総 数	編 入 学 生 数 (内数)	b/a	1年次		2年次		3年次		4年次		男女比率 男：女 留年者数 (内数)	備 考
								学生数 (内数)	留年者数 (内数)	学生数 (内数)	留年者数 (内数)	学生数 (内数)	留年者数 (内数)	学生数 (内数)	留年者数 (内数)		
看護学部	看護学科	100	0	400	455	0	1.14	111	0	112	2	116	4	116	4	1:9	
	看護学部計	100	0	400	455	0	1.14	111	0	112	2	116	4	116	4	1:9	
	学部																
学部計		100	0	400	455	0	1.14	111	0	112	2	116	4	116	4	1:9	
合 計																	

- ① 昼夜開講制をとっている学部については、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記載すること。
- ② 4年間（医、歯、薬、獣医に関する学部・学科は6年間）の入学定員、臨時的定員、編入学定員を確認の上、収容定員を計算すること。
- ③ 現在の在籍学生に変更があった場合、また行っている場合には、入学定員及び編入学定員の欄には変更後の数を記入すること。
- ④ 現在の入学定員及び編入学定員（現在の入学定員×4年間又は6年間+編入学定員）を記載するともに括弧書きで1年から4年または6年までの入学定員を足した実際の定員の数を記載し、 b/a の欄に両方の計算結果を記入すること。また、「備考」にその旨を記載すること。新設学部、学科の記載も同様です。
- ⑤ 学部、学科の改組等により、新旧の学部、学科が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載すること。
- ⑥ 年度により定員が変動している場合は、備考欄にその理由を記載すること。
- ⑦ 医、歯、薬、獣医学部（あるいは獣医（関係）学科をもつ学部）の場合には、6年次まで作成すること。
- ⑧ 留年者には、休学や留学によって進級が遅れた者は含めないこと（進級要件を設定していない大学で、2年次に留学もしくは休学した学生が、4年で卒業できず、留年となつた場合は2年次、4年次のいずれの留年者数にも含めないこと）。
- ⑨ 「 b/a 」欄については、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで表示すること。
- ⑩ 通信教育課程、専攻科、別科等についても学部の表に準じて作成すること。
- ⑪ 男女比率については、全体を10として、整数で表示すること。
- ⑫ 編入学定員については、「若干名」の場合は「0」と記載すること。

表F-5
大学院研究科の学生定員及び在籍学生数

研究科	専攻	入学定員		収容定員		在籍学生数						c/a	d/b	男女比率 男：女	備考	
		修士課程	博士課程	修士課程(a)	博士課程(b)	一般	社会人	留学生	計(c)	一般	社会人	留学生	計(d)			
看護学研究科	看護学専攻	10		20		15		15						0.75		2:8
	看護学研究科計	10		20		15		15						0.75		2:8
研究科	専攻															
	研究科計													0.75		2:8
合計				10		20		15		15		15		0.75		2:8

- ① 博士課程を前期と後期に区分している場合は、前期課程は修士課程の欄に後期課程は博士課程の欄に記載すること。また、5年一貫制及び4年一貫制（医・歯学部、獣医学系あるいは獣医（関係）学科をもつ学部）の博士課程は博士課程の欄に記載すること。
- ② 専門職学位課程は、備考欄に（専門職）と記載し、付与する学位の種類に対応する欄に記載すること。
- ③ 「c/a」及び「d/b」欄については、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで表示すること。
- ④ 「一般、社会人、留学生」欄について、社会人は社会人枠による、留学生は留学生枠による学生、それ以外は一般とみなす。
- ⑤ 男女比率については、全体を10として、整数で表示すること。

表F-6
全学の教員組織（学部等）

学部・学科、その他の組織		専任教員数			助手 教授 准教授 講師 助教 計(a)	設置基準上 必要専任教員数	専任教員 1人当た りの在籍 生数	兼任 (非常勤) 教員数 (c)	非常勤 教員率 (%) $\frac{c}{a+c} * 100$	TA・RA等			備考				
		教授	准教授	講師	助教					TA	RA	その他					
看護学部	看護学科	8	8	11	11	38	2	12	6	1	65	63.1	0	0	3	3	
看護学部計		8	8	11	11	38	2	12	6	12.4	1	65	63.1	0	0	3	3
その他の組織																	
大学全体の収容定員に応じ 定める専任教員数																	
合 計		8	8	11	11	38	2	19	10	1	65	0	0	3	3		

*次ページあり

表F-6
全学の教員組織（大学院等）

研究科・専攻、研究所等	専任教員数				助手	設置基準上必要研究指導教員数及び研究指導助教員数合計	研究指導教員数 研究指導助教員数合計	兼任教員数 (b)	兼任教員数 (c) (非常勤教員数)	TA・RA等 備考
	教授	准教授	講師	助教						
看護学研究科	8	5	1	14		6	12	13	7	6
看護学研究科計	8	5	1	14		6	12	13	7	6
合 計	8	5	1	14		6	12	13	7	6

① 教員については、学部・大学院研究科・研究所等、所属組織ごとに大学の発令に基づき記載すること。また、学部・大学院研究科に授業を担当しない専任教員がいる場合、その人数を専任教員数に含めて記載し、備考欄にその内訳を記載すること。

② 専任教員とは、常勤する者をいい、兼任教員とは、所属している学部等以外の学部等に専任教員として所属する者をいう。兼任教員とは、学外からの兼務者をいう。また、兼任教員は、同一法人内の短大、専門学校等の教員も含む。

③ 現在の在籍学生に関する入学定員及び編入定員に変更がある場合は、また、行っている場合には、学則に記載してある収容定員（現在の入学定員×4年間または6年間+編入定員）に基づき、設置基準上必要教員数を算出するとともに6年から4年または6年までの入学定員を足した実際の定員数により算出された教員数を記載すること。

④ 「設置基準上必要専任教員数」欄の記載方法は大学設置基準第13条、別表第1、別表第2に基づき記載すること。

⑤ 教養教育科目、外国语科目、保健体育科目、教職科等学部に開講する独立の組織がある場合には、「（その他の組織）」欄に、その名称を記載すること。

⑥ 大学院大学の場合は、設置する研究科・専攻について、「全学の教員組織（大学院等）」の記載欄に準じて記載すること。また、専門職大学院の専任教員が他の組織で専任教員になつていている場合は、

⑦ 専門職大学院を有する場合、「全学の教員組織（大学院等）」の記載欄に準じて、新たに表を作成すること。また、専門職大学院の専任教員数を記載し、その旨を備考欄に記載すること。

⑧ 名称変更している学科や統合した学科については、新旧の2つの学科を作成すること（重複可）。もしくは、大学の実状によつては、兼任教員数の欄は学部ごとではなく学部全体で記載してもよい。

⑨ 1人の兼任教員が複数の学部を担当する場合は、それぞれカウントすること（重複可）。もしくは、大学の実状によつては、学部間に開わる兼任教員数の欄は、学部ごとではなく学部全体で記載してもよい。

⑩ 1人の兼任教員が複数の学部を担当する場合は、本務以外の学部の兼任教員欄にそれぞれカウントすること（重複可）。

⑪ 学部の教員が研究科の教員を兼ねている場合、兼任とみなす。

⑫ 履修者がいない科目を担当している教員、及び修士の論文指導だけを担当している教員についても専任教員としてカウントすること。

⑬ 専任教員に渡航者がいる場合は、渡航者を含んだ教員数を記述し、渡航者の状況についても備考欄に記載すること。

⑭ TA(Teaching Assistant)、RA(Research Assistant)及び「設置基準上必要研究指導教員数」欄の記載方法は「大学院設置基準第9条の規定に基づき記載すること。

⑮ 「設置基準上必要研究指導教員数合計」欄の記載方法は「大学院設置基準第9条の規定に基づき記載すること。

⑯ 医学、歯学関係の研究科を有する場合は、「博士課程」「修士課程」に分けて、それぞれ記載すること。

表F-7

附属校及び併設校、附属機関の概要

名 称	開設年月日	所 在 地	機関の長
四日市大学	昭和63年4月1日	〒512-8045 三重県四日市市萱生町1200	宗村 南男
暁高等学校	昭和24年4月1日	〒512-8538 三重県四日市市萱生町238	荒木 崇男
暁中学校・高等学校	昭和58年4月1日	〒512-8538 三重県四日市市萱生町238	武藤 和成
暁小学校	昭和23年4月1日	〒510-8022 三重県四日市市蒔田3-3-37	水谷 浩三
暁幼稚園	昭和21年4月1日	〒510-8001 三重県四日市市天ヶ須賀5-2-5	松永 高弘

- ① 同一法人内の附属校（幼稚園、小・中学校、高等学校、短期大学等）及び併設校がある場合はすべて記載すること。
 ② 附属機関（附属病院、附属研究所、博物館等）がある場合はすべて記載すること。ただし、図書館は除くこと。

表F-8

外部評価の実施概要

評価機関名	評価時期(年月)	機関別・プログラム別	備考
公益財団法人日本高等教育部評価機構	平成25年3月	大学機関別認証評価	

- ① 認証評価を含め、JABEE（日本技術者教育認定機構）、ISO（環境、情報セキュリティ等）、その他第三者評価等の外部評価を受けた実績がある場合はすべて記載すること。
- ② 評価時期には、評価結果を受け取った時期を記載すること。また、進行中の場合も記載し、その旨を備考に記載すること。

表2-1

学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去5年間）

【学科】

学部	学科	入試の種類	募集定員			平成25年度	平成26年度	平成27年度
			志願者	合格者	入学者			
看護学部	一般入試	募集定員	40	45	45	45	40	40
		志願者	268	258	258	258	312	249
		合格者	80	78	78	86	88	88
		入学者	41	39	40	40	30	27
		募集定員	10	10	10	10	10	10
	センター入試	志願者	1111	105	107	93	75	75
		合格者	28	26	25	25	30	30
		入学者	4	2	4	2	0	0
		募集定員						
		志願者						
公募推薦入試	一般入試	合格者						
		入学者						
		募集定員	0	0	0	0	0	0
		志願者	6	9	7	5	5	8
		合格者	6	9	7	5	5	8
	指定校推薦入試	入学者	2	7	5	4	4	7
		募集定員						
		志願者						
		合格者						
		入学者						
社会人・留学生・帰国生徒等を含む)	一般入試	募集定員	45	45	45	45	20	20
		志願者	231	296	286	286	271	252
		合格者	112	114	96	109	107	107
		入学者	68	71	64	42	47	47
		募集定員	0	0	0	30	30	30
	学科合計	志願者	4	4	7	89	81	81
		合格者	1	1	3	32	30	30
		入学者	1	0	3	32	30	30
		募集定員	95	100	100	100	100	100
		志願者	620	672	665	770	665	770
		合格者	227	228	217	254	263	263
		入学者	116	119	116	110	111	111

【学部】

		入試の種類		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		募集定員		40		45		45		40		40	
	一般入試	志願者	合格者	268		258		258		312		249	
		入学者		80		78		86		88		88	
		募集定員		41		39		40		30		27	
	セイ-入試	志願者	合格者	10		10		10		10		10	
		入学者		111		105		107		93		75	
		募集定員		28		26		25		20		30	
	AO入試	志願者	合格者	4		2		4		2		0	
		入学者											
		募集定員		0		0		0		0		0	
	附属校推薦	志願者	合格者	6		9		7		5		8	
		入学者		6		9		7		5		8	
		募集定員		2		7		5		4		7	
	指定校推薦	志願者	合格者										
		入学者											
		募集定員		45		45		45		20		20	
	公募推薦入試	志願者	合格者	231		296		286		271		252	
		入学者		112		114		96		109		107	
		募集定員		68		71		64		42		47	
	その他 (社会人・留学生・ 帰国生徒等を含む)	志願者	合格者	0		0		0		30		30	
		入学者		4		4		7		89		81	
		募集定員		1		1		3		32		30	
		志願者	合格者	1		0		3		32		30	
	看護学部合計	志願者	合格者	95		100		100		100		100	
		入学者		620		672		665		770		665	
		募集定員		227		228		217		254		263	
		志願者	合格者	116		119		116		110		111	

【全学部】		入試の種類	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般入試	志願者	募集定員	40	45	45	40	40
		合格者	268	258	258	312	249
		入学者	80	78	86	88	88
	センター入試	募集定員	41	39	40	30	27
		志願者	10	10	10	10	10
		合格者	111	105	107	93	75
AO入試	志願者	募集定員	28	26	25	20	30
		合格者	4	2	4	2	0
		入学者					
	志願者	募集定員	0	0	0	0	0
		合格者	6	9	7	5	8
		入学者	6	9	7	5	8
指定校推薦	志願者	募集定員	2	7	5	4	7
		合格者					
		入学者					
	志願者	募集定員	45	45	45	20	20
		合格者	231	296	286	271	252
		入学者	112	114	96	109	107
公募推薦入試	志願者	募集定員	68	71	64	42	47
		合格者	0	0	0	30	30
		入学者					
	(社会人・留学生・帰国生徒等を含む)	志願者	4	4	7	89	81
		合格者	1	1	3	32	30
		入学者	1	0	3	32	30
総合計	志願者	募集定員	95	100	100	100	100
		合格者	620	672	665	770	665
		入学者	227	228	217	254	263
			116	119	116	110	111

- ① 「その他」の欄には社会人、外国人留学生、帰国生徒に対する入試等についてまとめて記載すること。ただし、上の表に該当しない推薦入試を実施している場合は、「その他の推薦入試」欄を作成し、記載すること。
- ② セメスター制の採用により、秋学期入学など、年に複数回の入学時期を設定している場合は、それぞれの学期について作表すること。
- ③ 編入学生は除くこと。
- ④ 募集定員については、「若干名」の場合は「0」と記載すること。
- ⑤ 学部のみについて記載すること（研究科、通信教育とともに記載不要）。ただし、通信教育課程のみの大学の場合は、この表に準じて記載すること。大学院大学の場合は、学部を研究科、学科を専攻に読み替え、実情に応じて記載すること。

表2-2

学部、学科別の在籍者数（過去5年間）

学部	学科	平成23年度				平成24年度				平成25年度			
		在籍者数 (人)	留学生数 (内数／人)	社会人 入学 学生数 (内数／人)	帰国情 生徒数 (内数／人)	在籍者数 (人)	留学生数 (内数／人)	社会人 入学 学生数 (内数／人)	帰国情 生徒数 (内数／人)	在籍者数 (人)	留学生数 (内数／人)	社会人 入学 学生数 (内数／人)	帰国情 生徒数 (内数／人)
看護学部	看護学科	434	0	7	0	443	0	4	0	472	0	6	0
	学科												
	学科												
	学科												
	看護学部合計	434	0	7	0	443	0	4	0	472	0	6	0
	学部												
学部	学科												
	学科												
	学科												
	学科												
	学部合計												

【学部合計】

看護学部合計	434	0	7	0	443	0	4	0	472	0	6	0
学部合計												
総合計	434	0	7	0	443	0	4	0	472	0	6	0

学部	学科	平成26年度				平成27年度				備考
		在籍者数 (人)	留学生数 (内数／人)	社会人 入学 学生数 (内数／人)	帰国 生徒数 (内数／人)	在籍者数 (人)	留学生数 (内数／人)	社会人 入学 学生数 (内数／人)	帰国 生徒数 (内数／人)	
看護学部	看護学科	459	0	6	0	455	0	5	0	
	学科									
	学科									
	学科									
	看護学部合計	459	0	6	0	455	0	5	0	
学部	学科									
	学科									
	学科									
	学科									
	学部合計									

【学部合計】

看護学部合計	459	0	6	0	455	0	5	0
学部合計								
総合計	459	0	6	0	455	0	5	0

- ① 秋学期入学の場合は、別に記入欄を設けて記載すること。
- ② 社会人及び帰国情生徒は入試形態による、留学生は留学ビザがある学生をいう。科目等履修生等は含めないこと。

表2-3

大学院研究科の入学者の内訳（過去3年間）

修士課程

研究科	専攻	平成25年度 入学者数				平成26年度 入学者数				平成27年度 入学者数			
		入学者数 の合計	一般	社会人	留学生	入学者数 の合計	一般	社会人	留学生	入学者数 の合計	一般	社会人	留学生
看護学研究科	看護学専攻	7	0	7	0	3	0	3	0	6	0	6	0
	学専攻												
	学専攻												
	看護学研究科計	7	0	7	0	3	0	3	0	6	0	6	0
研究科	学専攻												
	学専攻												
	学専攻												
	研究科計												
	合 計	7	0	7	0	3	0	3	0	6	0	6	0

博士課程

研究科	専攻	平成25年度 入学者数				平成26年度 入学者数				平成27年度 入学者数			
		入学者数 の合計	一般	社会人	留学生	入学者数 の合計	一般	社会人	留学生	入学者数 の合計	一般	社会人	留学生
研究科	学専攻												
	学専攻												
	学専攻												
	研究科計												
研究科	学専攻												
	学専攻												
	学専攻												
	研究科計												
	合 計												

- ① 秋学期入学の場合は、別に記入欄を設けて記載すること。
 ② 社会人は入試形態による、留学生は留学ビザがある学生をいう。研究生、科目等履修生等は含めないこと。

表2-4

学部、学科別の退学者数の推移（過去3年間）

学部	学科	平成24年度				平成25年度				平成26年度				合計	
		1年次	2年次	3年次	4年次	合計	1年次	2年次	3年次	4年次	合計	1年次	2年次	3年次	4年次
看護学部	看護学科		1			3	4	1	3	1	1	6		2	2
	学科														
学部	看護学部計	1				3	4	1	3	1	1	6		2	2
	学科														
学部	学科														
	学部計														
合 計		1		3		4	1	3	1	1	6		2		2

- ① 退学者数には、除籍者も含めること。
 ② 医、歯、薬、獣医学部（あるいは獣医（関係）学科をもつ学部）の場合には、6年次まで作成すること。
 ③ 毎年度3月31日現在の退学者数を記載すること。

表2-5
授業科目の概要

学部	学科	区分	目標	授業科目の名称	配当年次	単位数		専任教員の配置			備考
						必修	選択	教授	准教授	講師	
				看護学概論	1前	2		1			
				看護技術概論	1前	2		1	2	3	
				ヘルスアセスメント	1後	1		1	2	3	
				看護対象論（患者から学ぶ）	1後		1		1		
				看護技術論Ⅰ（日常生活活動援助）	2前	2		1	2	3	
				基礎看護学実習Ⅰ（日常生活援助）	2前	1		1	2	3	
				地域看護学概論	2前	2		1	3	1	
				看護技術論Ⅱ（診療に伴う技術）	2後	1		1	2	3	
				看護過程論	2後	1		1	2	3	
				家族看護学	2後	1		1	1		
				学校看護学	2後		1				
				地域看護活動論Ⅰ（アセスメント・地域の健康支援Ⅰ）	2後		1		3	1	
				基礎看護学実習Ⅱ（看護過程）	2後	2		1	2	3	
				コミュニケーション実習	2後	1		1	3	1	
				看護リスクマネジメント	3前	1		1			
				在宅看護学	3前	2		1			
				地域看護活動論Ⅱ（地区診断）	3前		1		3	1	
				看護管理・看護マネジメント論	4前	2		1			
				高度実践看護学入門	4後		1		1		
				助産管理	4後		1	1			
				統合実習	4前	2		5	7	10	11
				人間発達学	1前	1		1			
				成人人看護学概論	1後	2		1			
				成人人慢性期援助論Ⅰ（慢性期・終末期の対象理解）	2前	1			1	4	
				老年看護学概論	2前	1		1			
				小児看護学概論	2前	1		1			
				母性看護学概論	2前	1		1			
				精神看護学概論	2前	1			1	1	
				リハビリテーション看護論	2前						
				成人急性期援助論Ⅰ（周手術期看護）	2後	1			1	4	
				成人人慢性期援助論Ⅱ（慢性期・終末期の援助論）	2後	1			1	4	
				老年看護援助論Ⅰ（高齢者の健康を支える看護）	2後	2			1	1	

※次ページあり

表2-5
授業科目の概要

学部	学科	区分	目標	授業科目の名称	配当年次	単位数		専任教員の配置			備考
						必修	選択	教授	准教授	講師	
			小児看護援助論Ⅰ（子どもの健康を支える看護）	2後	2		1			1	
			母性看護援助論Ⅰ（母性のライフステージと看護）	2後	1		1				
			精神看護援助論Ⅰ（こころの健康と看護）	2後	2			1	1	1	
			成人急性期看護援助論Ⅱ（救急看護）	3前	1				1	4	
			老年看護援助論Ⅱ（高齢者の健康障害と看護）	3前	1				1	1	
			小児看護援助論Ⅱ（子どもとの健康障害と看護）	3前	1		1		1	1	
			母性看護援助論Ⅱ（周産期の看護）	3前	2			1	1	1	
			精神看護援助論Ⅱ（精神障がいと看護）	3前	1			1	1	1	
			成人看護学実習Ⅰ（急性期の看護）	3後	3		1		1	4	
			成人看護学実習Ⅱ（慢性期の看護）	3後	3		1		1	4	
			老年看護学実習	3後	4			1	1	1	
			小児看護学実習	3後	2		1		1	1	
			母性看護学実習	3後	2		1		1	1	
			精神看護学実習	3後	2			1	1	1	
			在宅看護学実習	3後	2		1		1	2	
			助産学概論	3後		2	1				
			助産診断・技術学Ⅰ（妊娠）	4前		2		1			
			助産診断・技術学Ⅱ（分娩）	4前		3		1			
			助産診断・技術学Ⅲ（産褥・新生児）	4前		1		1			
			助産学実習	4通年		9	1	1	1	1	
			産業看護学概論	2前		2		2			
			産業看護活動論Ⅰ	3前		2		2			
			産業看護活動論Ⅱ	3後		2		3	1		
			心理学	1前		2					
			ヒューマンケア（人権を含む）	1後		1		1	1		
			ジエンダーゲン	1後		1					
			人間関係論	2前		2		1	1		
			コミュニケーション論Ⅰ	2前		1			1	1	
			ケアリング論	2後		1					
			コミュニケーション論Ⅱ	3前		1		1	1	1	
			看護倫理	3前		1			1		
			看護カウンセリング	3前		1					
			看護実践と自己洞察	4後		1		1	1		

※次ページあり

表2-5
授業科目の概要

学部	学科	区分	目標	授業科目の名称	配当年次	単位数		専任教員の配置			備考
						必修	選択	教員受	准教員受	講師	
			健康とつながる	健康科学・概論	1前	1		1	3	1	
			健康とつながる	基礎病態学	1前	1					
			健康とつながる	人体のしくみと動き	1前	2					
			社会とつながる	内部環境の調節	1前	2					
			社会とつながる	健康スポーツ	1前	1					
			社会とつながる	健康と生活行動の科学	1後	2					
			社会とつながる	健康社会要因論	1後	2					
			社会とつながる	保健医療統計学	1後	2					
			社会とつながる	診断・治療学概論	1後	1					
			社会とつながる	治療学I（循環・消化・代謝・防衛）	2前	2					
			社会とつながる	治療学II（運動・生活）	2前	1					
			社会とつながる	治療学III（精神・行動障害）	2後	1					
			社会とつながる	治療学IV（小児・女性）	2後	1					
			社会とつながる	健康教育論	3前	2			3	1	2
			社会とつながる	周産期医学	4前	2					
			社会とつながる	社会医療福祉論	1後	2			1		
			社会とつながる	公衆衛生学	2前	2					
			社会とつながる	ヘルスケアシステム論	2前	1			1		
			社会とつながる	国際看護事情	2前	1			1		
			社会とつながる	保健医療福祉行政論	2後	2			1		
			社会とつながる	疫学	2後	2			1		
			社会とつながる	専門職連携	3前	1	1				
			社会とつながる	国際看護学	3前	1			3	1	
			社会とつながる	地域看護活動論III（地域の健康支援II・危機管理）	3前	2					
			社会とつながる	地域の保健医療・看護・福祉の現状と課題	3前	1					
			社会とつながる	災害看護学	4前	1			1	1	1
			社会とつながる	地域看護活動論IV（政策・組織化、社会資源開発）	4前	1	1		3	1	
			社会とつながる	地域看護学実習I（産業看護）	4通年	1			3	1	
			社会とつながる	地域看護学実習II（保健所・保健センター）	4通年	3	3	3	3	1	

※次ページあり

表2-5 検査科目的概要

学部	学科	区分	目標	授業科目の名称	配当年次	単位数	専任教員の配置			備考
							必修	選択	教授	
			哲学	哲学	1前	2				
			少子高齢社会論		1前	2			1	
			環境科学論		1前	2			1	
			科学的思考論		1前	2				
			生物		1前	2				
			基礎英語		1前	2		1		
			コンピューターリテラシーI(基礎)		1前	1				
			基礎セミナーI		1前	1		4	3	
			法学(日本国憲法を含む)		1後	2				
			経済学		1後	2				
			地方自治論		1後	2		1		
			ボランティア論		1後	2				
			化学		1後	2				
			情報科学概論		1後	2				
			統計学		1後	2				
			基礎セミナーII		1後	1		5	4	
			医療英語コミュニケーション		1後	2			1	
			コンピューターリテラシーII(応用)		1後	1				
			看護教育・キャリア発達論		3前	1			1	
			国際関係論		3前	1				
			看護研究		3前	1			1	
			研究演習I(文献講読)		3通年	1		6	8	11
			地域政策論		4前			1		
			研究演習II(卒業研究)		4通年	3		6	8	11

- ① 学則に掲載している科目を記載すること。

② 「配当年次」欄には、当該科目を1年次～4年次まで毎年度配当する場合は「1・2・3・4」と記載すること。また、「隔年開講」を記載すること。

③ (例えば、3年次～4年次の2年間を通して開講する場合は「3～4」と記載すること)。

④ 「専任教員配置」欄には、授業科目ごとに、当該授業科目を担当する専任教員の数について、1年間の延べ開講数を問わず実人数を記載すること。同一の授業科目について同一の職位の教員が複数担当する場合(同一の授業科目に複数の教員が分担するオムニバス方式による場合や複数教員が共同で担当する場合等)には、その合計人數を記載すること(兼任教員を含む)。兼任教員のみが担当する授業科目は空欄となる。

⑤ 複数の学科にまたがる場合は、それらの科目を記載する共通の欄を作成すること。

⑥ 導入教育科目などの全学共通科目については記載する欄を作成すること。

⑦ 学部・学科の改組等により、新旧のカリキュラムが併存している場合はすべて記載し、備考欄にはカリキュラムの改訂年度を記載すること。

⑧ 完成年度を経ていない学部・学科について、開講予定も含んだ全開講科目を記載すること。

⑨ 大学院大学の場合は、学部を研究科、学科を専攻に読み替えること。

表2-6

成績評価基準

学部	点数区分	評価の表示方法(a)	合否
100～90点	S		
89～80点	A		合格
79～70点	B		
69～60点	C		
59～0点	D		不合格

研究科

研究科	点数区分	評価の表示方法(a)	合否
100～90点	S		
89～80点	A		合格
79～70点	B		
69～60点	C		
59～0点	D		不合格

- ① 評価の表示方法で「S」または、「秀」がない場合は省略すること。
- ② 評価の表示方法(a)または(b)が該当しない場合は省略すること。
- ③ 上に示した表が大学の実態に当てはまらない場合は、大学の実態に合わせた独自の表を作成すること。

表2-7

修得単位状況（前年度実績）

【1年次】

学 部	学 科	平成27年3月1日現在の在籍者		0単位		1~10単位		11~20単位		21~30単位		31~40単位		41~50単位		51単位以上	
		人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
看護学部	看護学科	110	0	0.0	1	0.9	0	0.0	0	0.0	1	0.9	108	98.2	0	0.0	
看護学部	学生科																
看護学部	学科																
看護学部	学科																
看護学部	合計	110	0	0.0	1	0.9	0	0.0	0	0.0	1	0.9	108	98.2	0	0.0	
学 部	看護学科																
学 部	学生科																
学 部	学科																
合計	合計	110	0	0.0	1	0.9	0	0.0	0	0.0	1	0.9	108	98.2	0	0.0	

【2年次】

学 部	学 科	平成27年3月1日現在の在籍者		0単位		1~10単位		11~20単位		21~30単位		31~40単位		41~50単位		51単位以上		
		人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	
看護学部	看護学科	118	0	0.0	0	0.0	1	0.9	0	0.0	0	0.0	34	28.8	83	70.3	0	0.0
看護学部	学生科																	
看護学部	学科																	
看護学部	学科																	
看護学部	合計	118	0	0.0	0	0.0	1	0.9	0	0.0	34	28.8	83	70.3	0	0.0		
学 部	看護学科																	
学 部	学生科																	
学 部	学科																	
合計	合計	118	0	0.0	0	0.0	1	0.9	0	0.0	34	28.8	83	70.3	0	0.0		

【3年次】

学 部	学 科	平成27年3月1日現在の在籍者		1~10単位		11~20単位		21~30単位		31~40単位		41~50単位		51単位以上		
		人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	
看護学部	看護学科	112	0	0.0	0	0.0	1	0.9	0	0.0	98	87.5	13	11.6	0	0.0
	学科															
	学科															
	看護学部計	112	0	0.0	0	0.0	1	0.9	0	0.0	98	87.5	13	11.6	0	0.0
学 部	学科															
	学科															
	学科															
	学部計	112	0	0.0	0	0.0	1	0.9	0	0.0	98	87.5	13	11.6	0	0.0
合計		112	0	0.0	0	0.0	1	0.9	0	0.0	98	87.5	13	11.6	0	0.0

【4年次】

学 部	学 科	平成27年3月1日現在の在籍者		0単位		1~10単位		11~20単位		21~30単位		31~40単位		41~50単位		51単位以上	
		人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
看護学部	看護学科	117	0	0.0	1	0.9	2	1.7	104	88.9	10	8.5	0	0.0	0	0.0	
	学科																
	学科																
	看護学部計	117	0	0.0	1	0.9	2	1.7	104	88.9	10	8.5	0	0.0	0	0.0	
学 部	学科																
	学科																
	学科																
	学部計	117	0	0.0	1	0.9	2	1.7	104	88.9	10	8.5	0	0.0	0	0.0	
合計		117	0	0.0	1	0.9	2	1.7	104	88.9	10	8.5	0	0.0	0	0.0	

- ① 在籍者数は当該年の3月1日の数値とする。
- ② 在籍者数には休学者及び留年者を含み、その内訳を欄外に記載することとする。ただし、退学者を含めない。
- ③ 教職などの卒業要件に関係しない単位についてもカウントすること。
- ④ 改組等により学部・学科の名称等を変更した場合は、新旧の学部・学科名をすべて記載し、その旨を欄外に記載すること。
- ⑤ 累計ではなく、単年度の修得単位数を記載すること。
- ⑥ 学部のみについて記載すること（研究科、通信教育とともに記載不要）。ただし、通信教育課程のみの大手の場合は、この表に準じて記載すること。
- ⑦ 大学院大学の場合は、学部を研究科、学科を専攻に読替えて記載すること。
- ⑧ 医、歯、薬、獣医学系あるいは獣医（関係）学科をもつ学部の場合は、6年次まで表を作成し、記載すること。

表2-8

年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）

	年 次	学部・学科		看護学部		学部		学部	
		看護学科	学科	看護学科	学科	看護学科	学科	看護学科	学科
年間履修登録単位数の上限	1年次	48							
	2年次	48							
	3年次	48							
	4年次	48							
進級の要件(単位数)	1年次								
	2年次		58						
	3年次								
卒業の要件(単位数)				126					

- ① 医、歯、薬、獣医学系あるいは獸医（関係）学科をもつ学部の場合には、年間履修登録単位数の上限を6年次まで、進級の要件（単位数）を5年次まで作成すること。
- ② 単位数以外の進級要件がある場合には、その旨を欄外に記載すること。
- ③ 上に示した表が大学の実態に当てはまらない場合は、大学の実態に合わせた独自の表を作成すること。
- ④ 学部のみについて記載すること（研究科、通信教育とともに記載不要）。ただし、通信教育課程のみの大学の場合は、この表に準じて記載すること。大学院大学の場合は、学部を研究科、学部を専攻に読み替えて記載すること。

表2-9

就職相談室等の利用状況

名称	スタッフ数	開室日数		開室時間	年間相談件数		備考
		週当たり	年間		平成24年度	平成25年度	
学生支援センター	7	5	220	8:30～18:00	165	230	225

- ① 学部、キャンパスごとに分かれている場合は、おのどの学部、キャンパスごとに記載すること。
- ② 年間相談件数は延べ数を記載すること。
- ③ スタッフの種類（教員、職員等）を備考欄に記載すること。または、欄外に図表等を示してもよい。

表2-10

就職の状況（過去3年間）

学部	学科	平成24年度				平成25年度				平成26年度				求人社数	
		卒業者数 (人)	就職希望者数	就職者数	就職率 (%)	求人社数	卒業者数 (人)	就職希望者数	就職者数	就職率 (%)	求人社数	卒業者数 (人)	就職希望者数	就職者数	
看護学部	看護学科	83	71	71	100.0	450	117	109	109	100.0	480	113	109	104	95.4
	学科														500
	学科														
	学科														
看護学部計	看護学部計	83	71	71	100.0	450	117	109	109	100.0	480	113	109	104	95.4
	学科														500
	学科														
	学科														
学部	学部	83	71	71	100.0	450	117	109	109	100.0	480	113	109	104	95.4
	学科														500
	学科														
	学科														
学部計	学部計	83	71	71	100.0	450	117	109	109	100.0	480	113	109	104	95.4
	学科														500
	学科														
	学科														
大学院	大学院	83	71	71	100.0	450	117	109	109	100.0	480	113	109	104	95.4
	学科														500
	学科														
	学科														
合計	合計	83	71	71	100.0	450	117	109	109	100.0	480	113	109	104	95.4
															500

- ① 就職率は就職希望者に対し、実際に就職した就職者の割合を記載すること。
 ② 学部のみについて記載すること（研究科、通信教育とともに記載不要）。ただし、通信教育課程のみの大学の場合は、この表に準じて記載すること。
 大学院大学の場合は、学部を研究科、学科を専攻に読み替えて記載すること。

表2-11

卒業後の進路先の状況（前年度実績）

	看護学部		学部		学部		学部
	人数(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	
農業、林業							
漁業							
鉱業、採石業、砂利採取業							
建設業							
製造業							
電気・ガス・熱供給・水道業							
情報通信業							
運輸業、郵便業							
卸売・小売業							
金融・保険業							
不動産業							
物品販賣業							
学術研究、専門・技術サービス業							
宿泊業、飲食サービス業							
生活関連サービス業、娯楽業							
教育、学習支援業							
医療、福祉	104	92.0					
複合サービス事業							
その他サービス業							
公務							
上記以外							
	就職者合計	104	92.0				
進学	自大学院						
	他大学院						
	進学者合計	0	0.0				
その他	無業者・未定者	9	8.0				
	卒業者合計	113	100.0%				
				100.0%			100.0%

- ① 「人数」欄は、学部ごとの進路先への人数を記載すること。
- ② 各学部の卒業者合計に対する各進路先の人数をペーセンテージで算出し、記載すること。
- ③ 就職の項目にある「上記以外」の例：NGO団体、国際機関など。
- ④ 進学の欄に自大学院・他大学院以外に主な進学先（他大学の学部、専門学校など）があれば、新たに欄を設け、記載すること。
- ⑤ 就職しつつ進学した場合は、先に決定したほうに記載すること。
- ⑥ 学部のみについて記載すること（研究科、通信教育課程のみの大学の場合は、この表に準じて記載すること。大学院大学の場合は、学部を研究科に譲替えて記載すること）。

表2-12

学生相談室、医務室等の利用状況

名称	スタッフ数		開室日数 年間	開室時間	年間相談件数			備考
	常勤	非常勤			平成24年度	平成25年度	平成26年度	
学生相談室	1	1	1	46 11:00～14:00	31	18	65	臨床心理士
保健室	1	5	242 8:30～18:00	33	35	59	看護師、保健師	

- ① 常勤、非常勤ごとに、スタッフの種類（医師、資格を持ったカウンセラー、教員、職員等）を備考欄に記載すること。
 ② 学部、キャンパスごとに分かれている場合は、各々の学部、キャンパスごとに記載すること。
 ③ 年間相談件数は延べ数を記載すること。

表2-13

大学独自の奨学生給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）

奨学生の名称	学内・学外 の別	給付・貸与 の別	支給対象 学生数 (a)	在籍学生 総数 (b)	在籍学生数に 対する比率 $a / b * 100$	月額支給 総額 (c)	1件あたりの 月額支給額 c / a	備考 (授業料免除制度がある場合は、 その基準を記載すること。)
四日市看護医療大学育成会 看護師等確保対策奨学生 金	学外	貸与	120	459	26.1%	10,600,000	88,333	卒業日より1年以内に看護師等免許を取得し、四日市 市内医療機関において、貸与期間+1年間連続して從事 すると免除となる。
四日市看護医療大学 大学院授業料減免 対象：四日市市及び市立病院正規職員	学内	給付	3	17	17.6%	62,499	20,833	当該年度に納付する授業料の2分の1減免
四日市看護医療大学 大学院授業料減免 対象：当該年度又は前年度に本学の臨地実習 先機関正規職員	学内	給付	5	17	29.4%	69,165	13,833	当該年度に納付する授業料の3分の1減免

- ① 前年度実績をもとに記載すること。
- ② 在籍学生数(は前年度全体の学生数で、卒業生を含んだ人数(3月1日現在)を記載すること。
- ③ 授業料の名称の欄には、種類別等のタイトルごとにまとめた記載すること。
- ④ 学部学生、大学院学生、新入生、留学生等に限定した奨学生等についてには、「在籍学生総数」欄には学部学生、大学院学生、新入生、留学生等の総数のみ記載すること。
- ⑤ 留学生や特別な支援が必要な学生に対する奨学生、授業料免除等がある場合は、記載すること。
- ⑥ 授業料免除制度がある場合は、その基準を備考に記載すること。
- ⑦ 学部・大学院共通、学部対象、大学院対象など、大きな区分で記載すること。
- ⑧ 年次支給の場合も、月額支給額を算出して記載すること。
- ⑨ 一つの奨学生等に複数の種類や実施方法がある場合、種類や実施方法別にすべて記載すること。

表2-14 学生の課外活動への支援状況（前年度実績）

表2-15

専任教員の学部・研究科ごとの年齢別構成

【学部】

学部	職位	71歳以上	66歳～70歳	61歳～65歳	56歳～60歳	51歳～55歳	46歳～50歳	41歳～45歳	36歳～40歳	31歳～35歳	26歳～30歳	計†
看護学部	教授(人)	1		4	1	2						8
	(%)	12.5%		50.0%	12.5%	25.0%						100.0%
	准教授(人)				2	3	1	2				8
	(%)				25.0%	37.5%	12.5%	25.0%				100.0%
	講師(人)		1				3	4	3			11
	(%)			9.1%			27.3%	36.4%	27.3%			100.0%
助教(人)			1			2	2	3	1	2		11
	(%)			9.1%		18.2%	18.2%	27.3%	9.1%	18.2%		100.0%
	計†(人)	1		6	3	7	6	9	4	2		38
計†(%)		2.6%		15.8%	7.9%	18.4%	15.8%	23.7%	10.5%	5.3%		100.0%

【大学院研究科】

研究科	職位	71歳以上	66歳～70歳	61歳～65歳	56歳～60歳	51歳～55歳	46歳～50歳	41歳～45歳	36歳～40歳	31歳～35歳	26歳～30歳	計†
看護学研究科	教授(人)			5	1	2						8
	(%)			62.5%	12.5%	25.0%						100.0%
	准教授(人)					2	1	2				5
	(%)					40.0%	20.0%	40.0%				100.0%
	講師(人)									1		1
	(%)									100.0%		100.0%
助教(人)												
	(%)											
	計†(人)			5	1	4	1	2		1		14
計†(%)				35.7%	7.1%	28.6%	7.1%	14.3%		7.1%		100.0%

【全学部・全研究科】

学部・研究科	職位	71歳以上	66歳～70歳	61歳～65歳	56歳～60歳	51歳～55歳	46歳～50歳	41歳～45歳	36歳～40歳	31歳～35歳	26歳～30歳	計†
全学部・全研究科	教授(人)	1		5	1	2						9
	(%)	11.1%		55.6%	11.1%	22.2%						100.0%
	准教授(人)				2	3	1	2				8
	(%)				25.0%	37.5%	12.5%	25.0%				100.0%
	講師(人)			1								11
	(%)				9.1%							100.0%
助教(人)												
	(%)											
	計†(人)	1		7	3	7	6	9	4	2		39
計†(%)		2.6%		17.9%	7.7%	17.9%	15.4%	23.1%	10.3%	5.1%		100.0%
定年			65歳									

① 専任教員について、学部・研究科ごとに作成すること。

ただし、教養教育担当者が学部に分属しているものの教養教育は全学で行っている場合は、その教員数を学部から除き、【教養教育担当者】の表を作成すること。

各欄の下段にはそれぞれ「計」欄の数値に対する割合を記載すること。

表2-16

学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）

看護学部（39人）

区分		教員	授教	准教授	講師	助教	備考
最高	最	10.8	11.1	10.9	8.5		
最低	最	0.7	5.0	3.5	3.1	1授業時間 90分	
平均	平	5.4	7.9	7.0	4.4		
責任授業時間数		—	—	—	—	—	

担当授業時間が特に多い教員は、実習科目担当者及び大学院担当者である。授業時間数が特に少ない教員は管理者である。

- ① 専任教員について、所属組織ごとに作成すること。
- ② 学部において担当する1週間の最高・最低・総平均授業時間を記載すること。
- ③ 「備考」欄に所属する専任教員が当該大学において担当すること。
- ④ 備考欄の1授業時間を1として、担当授業時間を算出すること。
- ⑤ 専任教授、准教授、講師、助教の1週間の責任授業時間数等の規定がない場合は、「責任授業時間数」欄は「—」を記載すること。
- ⑥ 担当授業時間が特に多い教員、または特に少ない教員がいる場合は、その理由を欄外に記載すること。
- ⑦ 開設されているもの、履修者のいない科目についても含めること。
- ⑧ 休職・留学している専任教員についても記載し、欄外にその旨記載すること。
- ⑨ 卒業研究及び臨床実習前後の指導を含むこと。
- ⑩ 大学院を担当している場合、大学院の担当時間を含めて算出すること。
- ⑪ 大学院大学の場合は、学部を研究科に読み替えて記載すること。

表2-17

学部、学科の開設授業科目における専兼任比率

学部・学科		必修科目		選択必修科目		全開設授業科目	
看護学部	人とつながる 看護を実践する	専任担当科目数(a)	35.6	0.0	47.3	0.0	47.3
		兼任担当科目数(b)	3.0	0.0	6.3	0.0	6.3
		専兼任比率 (a/(a+b)*100)	92.3	0.0	88.2	0.0	88.2
		専任担当科目数(a)	1.5	0.0	3.5	0.0	3.5
		兼任担当科目数(b)	1.5	0.0	5.5	0.0	5.5
	健康とつながる 看護学科	専任担当科目数(a)	50.0	0.0	38.9	0.0	38.9
		専任担当科目数(a)	3.2	0.0	3.2	0.0	3.2
		専任担当科目数(b)	9.8	0.0	11.8	0.0	11.8
		専任担当科目数(a)	24.3	0.0	20.1	0.0	20.1
		専任担当科目数(b)	3.0	0.0	11.8	0.0	11.8
	社会とつながる 未来につながる	専任担当科目数(a)	1.0	0.0	1.3	0.0	1.3
		専任担当科目数(b)	75.0	0.0	90.4	0.0	90.4
		専任担当科目数(a)	5.5	0.0	10.5	0.0	10.5
		専任担当科目数(b)	2.5	0.0	12.5	0.0	12.5
		専兼任比率 (a/(a+b)*100)	68.8	0.0	45.7	0.0	45.7

- ① 学部のみを記載すること。
- ② 実働している科目数のみを記載すること。卒業要件の可否は問わない。募集停止している学部、学科も、学生が在籍している場合は記載すること。
- ③ 「専任担当科目数」欄は、他学部・大学院研究科・研究所等の専任教員による兼任科目も含めること。
- ④ 「専門教育」欄及び「教養教育」欄は、大学の設定する区分に応じて名称を記載すること。
- ⑤ セメスター制などを採用しており、各学期ごとの状況に差がある場合は、学期ごとに作表すること。
- ⑥ 同一科目を複数回実施している場合、同一教員による実施で専任教員が担当する場合は、専任担当科目数が1、兼任教員が担当する場合は、兼任担当科目数が1となる。
- ⑦ 専任教員による実施で専任教員が担当する場合は、専任担当科目数が1、専任教員と兼任教員がそれぞれ担当する場合、専任担当科目数が0.5、兼任担当科目数が0.5となる。(例：一科目で4クラスに分かれ、兼任が2クラス、専任が2クラスによる数値を記載すること。 (例：専任4人、兼任1人で担当の場合、専任0.8、兼任0.2)
- ⑧ 実験、実習等一つの科目を兼任教員を含む複数の教員が担当する場合は、人数比による数値を記載すること。
- ⑨ 小数点以下の端数について、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで記載すること。
- ⑩ 大学院大学の場合は、学部を研究科、学科を専攻に読み替え、実情に応じて記載すること。

表2-18

校地、校舎等の面積

在籍学生数	470人
-------	------

区分		専用(m ²)	共用(m ²)	共用する他の学校等の専用(m ²)	在籍学生1人当たりの面積(m ²)	設置基準上必要な面積(m ²)	備考(共用の状況等)
校地等	校舎敷地	15,468			15,468		
	運動場用地		24,000		24,000		四日市大学(771人)
	小計	15,468	24,000		39,468	28.6	4,000
	その他						
	合計	15,468	24,000		39,468		
校舎		専用(m ²)	共用(m ²)	共用する他の学校等の専用(m ²)	設置基準上必要な面積(m ²)	備考(共用の状況等)	
		11,236.40	1,126.60		12,363.00		4,963

- ① 校地等面積については、寄宿舎その他の大学の附属病院以外の附属施設（大学設置基準第39条第1項及び短大設置基準第32条を参照）用地の面積を除いた面積を記載すること。
- ② 校地等の収容定員1人当たりの面積は、〔専用合計＋共用合計÷（大学収容定員＋共用する他の学校の収容定員）×大学収容定員〕÷大学収容定員で算出し、記載すること。
- ③ 校舎面積に算入できる施設としては、研究室・教室（講義室、演習室、実験・実習室等）、図書館（書庫、閲覧室、事務室）、管理関係施設（学長室、会議室、事務室（含記録庫）、応接室、受付、守衛室、使丁室、宿直室、学生控室・学生自習室・学生集会所・書庫・食堂・廊下・便所など）が挙げられる。体育館や講堂等（大学設置基準第36条第5項及び短大設置基準第28条第5項参照）は含まない。
- ④ 校地等及び校舎の「専用」「共用」の欄には、「専用」には大学が専用で使用するもの、「共用」には大学が他の学校等と共用するものについて記載し、「備考」欄に共用する学校等の名称及び収容定員数を記載すること。
- ⑤ 校地等及び校舎の「共用する他の学校等の専用」欄には、大学が校地等及び校舎を共用する他の学校等が専用で使用すること。
- ⑥ 大学院大学の場合は、「大学収容定員数（学部合計）」を「大学収容定員数（研究科合計）」に変更して記載すること。

表2-19

教員研究室の概要

学部・研究科	室 数		総面積(m ²) (a)	1 室当たりの平均面積(m ²) 個室 共同	専任教員数 (教授・准教授・ 講師・助教) (b)	教員 1 人当たりの 平均面積(m ²) (a/b)
	個室	共同				
看護学部	38	3	41	893	23.5	39.3
看護学研究科	1		1	23.5	23.5	1
計	39	3	42	916.5	47.0	39.3
						47.0

- ① 「室数」 「総面積」欄には、学部、大学院研究科等の保有するすべての教員研究室を記載すること。
 ② 「1室当たりの平均面積」はすべての教員研究室について、「教員1人当たりの平均面積」は、学部、大学院研究科等の専任教員が実際に使用している教員研究室について記載すること。
 ③ 専任教員数には助手を含めないこと。
 ④ 附属の研究所等がある場合は、新たに欄を設け、記載すること。
 ⑤ 退職などによる空き部屋についても記載し、「(a/b)」を算出する際には総面積からは除いて算出すること。

表2-20

講義室、演習室、学生自習室等の概要

学部・研究科等	講義室・演習室 学生自習室等	室 数	面積の合計 (m ²)	専用・共用 の別	収容人員 (総数)	備 考 (共用する他の学部、研究 科、短大等の名称)
看護学部	講 義 室	6	621	専用	480	
	演 習 室	4	135.2	専用	72	
	実験・実習室	6	1,037.3	専用	257	
	学生自習室					
	その他					
看護学 研究科	講 義 室					
	演 習 室	2	118	専用	20	
	実験実習室					
	学生自習室					
	その他					
教養教育のための専用施設がある場合は、学部に準じて記載すること。	大学院生研究室	2	118.9	専用	20	
	体 育 館		2,576.50	共用		四日市大学
	講 堂					
その他						

- ① 学部、大学院研究科ごとに記載すること。
- ② 当該施設を全学または複数の学部、研究科、短期大学等が共用している場合は、「専用・共用の別」欄に「公用」と記載し、「備考」欄に「全学公用」、又は共用する他の学部、研究科、短大等の名称をすべて記載すること。
- ③ 全学で全ての施設を共用している場合は、「学部・研究科等」欄に「全学共通」と記載すること。
- ④ 教養教育のための専用施設がある場合は、学部に準じて記載すること。

表2-21

附属施設の概要（図書館除く）

「該当なし」

名称	面積の合計 (m ²)	専用・共用 の別	収容人員（総数） 該当する場合のみ記載	開館時間等 該当する場合のみ記載	スタッフ数 該当する場合のみ記載	主な用途

- ① 大学設置基準第39条に基づき、学部・学科の教育研究に必要な施設を記入すること。

表2-22

その他の施設の概要

名称	面積の合計 (m ²)	収容人員 (総数)	開館時間等 該当する場合のみ記載	利用者数 (総数) 該当する場合のみ記載 (平成26年度)		該当する場合のみ記載 スタッフ数	備考
				学内	学外		
運動場	24,000		9:00 ~17:00				四日市大学との共用
クラブハウスA	300		9:00 ~20:00				四日市大学との共用
クラブハウスB	390		9:00 ~20:00				四日市大学との共用
食堂	1,127	454	9:00 ~17:00				四日市大学との共用

- ① 体育館、講堂、スポーツ施設等を有しており、学部やキャンパス等ごとに分かれている場合は、学部やキャンパス等ごとに分けて記載すること。
 ② スポーツ施設を有する場合は、種別ごとに記載すること。
 ③ 利用者数について、同じ法人の短大等も利用している場合、学内の欄に短大等の利用者数も含め記入し、内訳を明示すること。
 ④ 授業利用・課外授業（部活）を含んで記載すること。
 ⑤ 他の施設とは、大学設置基準第39条において定義されている附属施設以外をいう。

表2-23

図書、資料の所蔵数

図書館の名称	図書の冊数(冊)		定期刊行物の種類		電子ジャーナルの種類 所蔵数(点数)	データベース の契約数 (契約数)	備考
	図書の冊数	開架図書の冊数 (内数)	内国書	外国書			
	22315		324	33	709	1	4
計	22315		324	33	709	1	4

- ① 学部、キャンパスごとに図書館を有する場合は、すべて記載すること。
- ② 視聴覚資料には、マイクロフィルム、マイクロフィッシュ、カセットテープ、ビデオテープ、CD・LD・DVD、スライド、映画フィルム、CD-ROM等を含めること。
- ③ 検索データベース等を契約している場合はデータベースの契約数欄にその契約数を記載すること。
- ④ 電子ジャーナル、データベースが中央図書館で集中管理されている場合は、中央図書館にのみ数値を記載し備考欄にその旨を記載すること。
- ⑤ 視聴覚資料及び定期刊行物等については、タイトル数を記入すること。
- ⑥ 雑誌等の定期刊行物について、合冊・製本済みで、いわゆる図書扱いのものは図書の冊数に加えること。

表2-24

学生閲覧室等

図書館の名称	面積(m ²)			学生 閲覧室 の座席数 (a)	全学部の 収容定員 (b)	収容定員に 対する 座席数の 割合(%) $a/b * 100$	その他の 学習室の 座席数 (ソビット 室)	年間利用実績 (平成26年度)		開室時間	該当する場合のみ記載 スタッフ数	
	全体	閲覧 スペース (内数)	書庫 スペース (内数)					週当たり	年間	学内	学外	
719	642			108	420	25.7	15	6	252	4331	421	専任3(内1は兼務) 勤3
719	642			108	420	25.7	15	6	252	4331	421	専任3(内1は兼務) 勤3
合 計	719	642										非常

- ① 学部、キャンパスごとに図書館を有する場合は、すべて記載すること。
 ② 「他の学習室の座席数」欄のカッコ内にその学習室の具体名称等を記載すること。
 ③ あたりの開室日数については学期中の週当たりの実際開室日数を記載すること。
 ④ 開室時間については学期中の平日ににおける開室時間を記載すること。
 ⑤ 年間利用実績の「学内」欄には、学生・教員・職員の延べ利用者数を記載すること。
 ⑥ 大学院大学の場合は、「全学部の収容定員(b)」を「全研究科の収容定員(b)」に変更して記載すること。

表2-25

情報センター等の状況

情報センター等 の名称	座席数	コンピュータ 台数	ソフトウェア の種類の数	年間総利用時間数（平成26年度）		開館時間等	開館日数	該当する場合のみ記載 非常勤
				授業利用時間数	授業外利用時間数			
コンピュータ演習室	42	42	9	112	1,588	8:30～17:00	200日	5日
コンピュータ室	15	15	9	0	2,569	9:00～21:00(土は10:00～18:00、夏季等休暇中は9:00～17:00)	250日	6日

- ① 学部、キャンパスごとに有する場合は、すべて記載すること。
- ② コンピュータ台数については学生が利用可能な状態にある情報教育用のコンピュータの台数について記載すること。サーバ用途のコンピュータや倉庫に保管されているなどの遊休状態のものは含めない。
- ③ ソフトウェアの種類数については学生が利用可能な情報教育用のソフトウェアの種類の数。当該組織がライセンス購入した教育用の商用ソフトウェアに限定し、OS、フリーソフト、独自に開発したソフトウェアは除くこと。
- ④ 開館時間が時期によって異なる場合には、通常の開館時間を記載し、その旨を欄外に記載する。

表2-26
学生寮等の状況

「該当なし」

名称	所在地	個室・共同 の別	1棟当たりの室数		実際に入寮している 学生数	スタッフ数	
			個室	共同		常勤	非常勤

- ① 複数棟にわたって有する場合はすべて記載すること。

表3-1

職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）

	正職員	嘱託	パート (嘱託も含む)	派遣	合計
人数	14	2	7	23	
%	60.9%	8.7%	30.4%	100.0%	

	正職員					嘱託					パート(嘱託も含む)					派遣		
	男	うち 管理職	女	うち 管理職	男女 正職員 合計	管理職 合計	正職員合計 に対する割合 (%)	年齢別 割合	男女 嘱託 職員合計	男女 嘱託 職員合計 に対する割合 (%)	男女 ハート職 員合計	ハート職 員合計 に対する割合 (%)	男女 ハート職 員合計 に対する割合 (%)	男女 ハート職 員合計 に対する割合 (%)	男女 派遣 職員合計	男女 派遣 職員合計 に対する割合 (%)	男女 派遣 職員合計	男女 派遣 職員合計 に対する割合 (%)
20歳代																		
30歳代	2				2		14.3%											
40歳代	5	3	2		7	3	50.0%		1	1	50.0%		5	71.4%				
50歳代	2	2	2		4	2	28.6%		1	1	50.0%							
60歳代	1	1			1	1	7.1%											
その他					0								1		14.3%			
合計	10	6	4		14		100.0%		2	2	100.0%		1	6	7	100.0%		
																	23	

定年	65歳	「管理職の定義欄」(記述) 課長補佐以上
役職定年	歳	
選択定年	歳	

- ① 役職定年及び選択定年が有る場合は記載すること。
- ② 管理職の定義を「管理職の定義欄」に記載すること。
- ③ パートの欄には臨時職員等も含めて記載し、欄外にその旨を記載すること。
- ④ 派遣には紹介予定派遣者を含めて記載すること。
- ⑤ 附属施設の医療系の職員は、別表を作成すること。ただし、大学職員としてカウントしている場合は、含めて記載すること。
- ⑥ 法人本部を設置している場合、法人本部の職員として発令されている者であっても大学等の業務を行っている場合は、その職員数を含めて算出し、欄外にその旨を記載すること。

表3-2

大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況（学校教育法）

関連規定等	学校教育法	遵守状況	備考
大学の入学資格、修業年限、組織編成等に関する規定	○第83条(大学の目的)	○	
	○第85条(教育研究上の基本組織(学部))	○	
	○第87～89条(修業年限、その特例)	○	
	○第90条(入学資格)	○	
	○第92条(学長、教授等必要な職員)	○	
	○第93条(教授会の設置)	○	
	○第104条(学位の授与)	○	
	○第108条、第122条、第132条(編入学)	○	
	○第92条(学長、教授等必要な職員)「再掲」	○	
	○第114条(事務職員)	○	
教育活動及びこれに関する活動の規範を定める規定	○第109条(自己点検・評価)	○	
	○第113条(教育研究活動の公表)	○	
	○第87～89条(修業年限、その特例)「再掲」	○	
学生の履修及び卒業要件に関する規定	○第104条(学位の授与)「再掲」	○	
	○第105条(履修証明書の交付)	○	

＊次ページあり

表3-2

大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況（学校教育法施行規則）

関連規定等	学校教育法施行規則	遵守状況	備考
大学の入学資格、修業年限、組織編成等に関する規定	○第143条(教授会の権限)	○	
	○第146～149条(修業年限及びその特例に関する細目)	○	
	○第150～154条(入学資格に関する細目)	○	
○第161条、第162条、第178条、第186条(編入学、転学等)	○		
大学が備えるべき教員組織、施設設備等の人的・物的要素の最低基準を定める規定	—	—	—
教育活動及びこれに関連する活動の規範を定める規定	○第4条(学則記載事項)	○	
	○第24条(指導要録)	○	
	○第28条(備えるべき表簿)	○	
	○第163条(学年の始期、終期)	○	
	○第166条(自己点検・評価に関する細目)	○	
	○第172条の2(教育研究活動等の情報の公表)	○	
	○第144条(入学、退学、転学、留学、休学、卒業の決定)	○	
学生の履修及び卒業要件に関する規定	○第164条(履修証明書の交付に関する細目)	○	
	○第173条(卒業証書授与)	○	

* 次ページあり

表3-2

大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況（大学設置基準）

関連規定等	大学設置基準	遵守状況	備考
大学の入学資格、修業年限、組織編成等に関する規定	○第3～6条(教育研究上の基本組織(学部、学科、学部以外の基本組織))	○	
	○第18条(収容定員)	○	
	○第40条の4(大学等の名称)	○	
	○第7条(教員組織の編成)	○	
	○第10条(授業科目の担当)	○	
	○第12～13条(專任教員)	○	
	○第13条の2～17条(学長、教授、准教授、講師、助教、助手の資格)	○	
	○第34条(校地)	○	
	○第35条(運動場)	○	
	○第36条(校舎等施設)	○	
大学が備えるべき教員組織、施設設備等の人的・物的要素の最低基準を定める規定	○第37条(校地の面積)、第37条の2(校舎の面積)	○	
	○第38条(図書等の資料及び図書館)	○	
	○第39条(附属施設)、第39条の2(薬学実務実習に必要な施設)	○	
	○第40条(機械、器具等)	○	
	○第40条の2(二以上の校地における施設整備)	○	
	○第40の3(教育研究環境の整備)	○	
	○第41条(事務組織)	○	
	○第42条(厚生補導の組織)	○	
	○第53条(段階的整備)	○	

＊次ページあり

表3-2

大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況（大学設置基準）

関連規定等	大学設置基準	遵守状況	備考
教育活動及びこれに関連する活動の規範を定める規定	○第2条(教育研究上の目的)	○	
	○第2条の2(入学者選抜の方法)	○	
	○第19～21条(教育課程、単位の計算方法)	○	
	○第22～23条(授業期間)	○	
	○第24～25条(授業を行う学生数、授業の方法)	○	
	○第25条の2(成績評価基準等の明示等)	○	
	○第25条の3(教育内容等の改善のための組織的な研修等)	○	
	○第27条(単位の授与)	○	
	○第42条の2(社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制)	○	
	○第27条（単位の授与）【再掲】	○	
	○第27条の2(履修科目の登録の上限)	○	
	○第28条(他の大学・短大の授業科目の履修等)	○	
	○第29条(大学以外の教育施設等での学習)	○	
	○第30条(入学前の既修得単位等の認定)	○	
学生の履修及び卒業要件に関する規定	○第30条の2(長期にわたる教育課程の履修)	○	
	○第31条(科目等履修生等)	○	
	○第32条(卒業の要件)	○	

＊次ページあり

表3-2

大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況（学位規則）

関連規定等	学位規則	遵守状況	備考
大学の入学資格、修業年限、組織編成等に関する規定	○第2条(学位授与の要件)	○	
大学が備えるべき教員組織、施設設備等の人的・物的要素の最低基準を定める規定	—	—	—
教育活動及びこれに関連する活動の規範を定める規定	—	—	—
学生の履修及び卒業要件に関する規定	○第2条(学位授与の要件)[再掲] ○第10条(専攻分野の名称) ○第13条(学位規程の制定・報告)	○ ○ ○	

* 次ページあり

表3-2

大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況（告示）

関連規定等	告示	遵守状況	備考
大学の入学資格、修業年限、組織編成等に関する規定	○大学入学に関する件【学校教育法施行規則】等	○	
大学が備えるべき教員組織、施設設備等の人的・物的要素の最低基準を定める規定	○大学新設等の場合における教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的整備について定める件【大学設置基準】 ○薬学部における実務家教員の要件等【大学設置基準】等	○ —	
教育活動及びこれに関連する活動の規範を定める規定	○高度メディア授業について定める件【大学設置基準】 ○大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件【大学設置基準】等	○ ○	
学生の履修及び卒業要件に関する規定	○大学が単位を与えることのできる学修を定める件【大学設置基準】等	○	

* 次ページあり

表3-2

大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況（私立学校法）（私立大学の場合のみ）

関連規定等	私立学校法	遵守状況	備考
○第35条（役員）	○	○	
○第36条（理事会）	○		
○第37条（役員の職務）	○		
○第38条（役員の選任）	○		
○第39条（役員の兼職禁止）	○		
○第40条（役員の補充）	○		
○第40条の5（利益相反行為）	○		
○第41条～43条（評議員会）	○		
○第44条（評議員の選任）	○		
○第45条（寄附行為の認可等）	○		
○第46条（評議員会に対する決算等の報告）	○		
○第47条（財産目録等の備付け及び開覧）	○		
○第48条（会計年度）	○		

- ① 「関連規定等」の内容を踏まえ、学校教育法をはじめ、各種法令と大学の諸規定と照合し、遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は、「—」で記載すること。
- ② 遵守の状況が「×」又は「—」の場合及び状況説明等が必要な場合は、「備考」欄にその理由等を記載すること。

表3-3
教育研究活動等の情報の公表状況について

公表の項目	公表の内容	公表の方法
大学の教育研究上の目的に関すること	大学の特色 教育研究目的	大学公式ホームページ 大学案内 自己点検・評価報告書
教育研究上の基本組織に関すること	大学所在地 看護学部看護学研究科 大学院看護学研究科 沿革 アクセス	大学公式ホームページ 大学案内 自己点検・評価報告書
教員組織、教員の教員数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	教員数 教員紹介 主な研究業績	大学公式ホームページ 大学案内 自己点検・評価報告書
入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他の進学及び就職の状況に関すること	入学者受入方針(アドミッションポリシー) 入学定員・收容定員 在籍者数・卒業者数 就職状況 進学者数及び就業者数	大学公式ホームページ 大学案内 学生募集要項 自己点検・評価報告書
授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	授業について 学期について 授業科目について シラバスについて 履修モデルについて	大学公式ホームページ 大学案内 自己点検・評価報告書
学修の成績に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること	試験について 成績について 卒業要件について 取得可能学位について	大学公式ホームページ 大学案内 自己点検・評価報告書
校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	校地、校舎等の面積 キャンパスマップ 施設紹介 図書館	大学公式ホームページ 大学案内 自己点検・評価報告書
授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	授業料について 奨学金制度紹介	大学公式ホームページ 大学案内 自己点検・評価報告書
大学が行う学生の修学、進路選択及び心、身の健康等に係る支援に関すること	キャリア支援体制 学生サポート体制	大学公式ホームページ 大学案内 自己点検・評価報告書

- ① 「公表の内容」の欄には詳細な公表内容の名称等を列記して記載すること。
- ② 「公表の内容」の欄に列記されている内容に対応して、「公表の方法」の欄には詳細な公表方法等を記載すること。
- ③ 「公表の項目」の全部又は一部該当しない場合、「公表の内容」の欄及び「公表の方法」の欄に「公表なし」と記載すること。

表3-4

財務情報の公表状況（前年度実績）

【閲覧の方法】	
本学における情報公開については、学園規程「私立学校法に基づく財務情報公開閲覧規程」に基づき行っている。この規程は、財務情報を公開することにより、本学の将来の発展に向け、一層公正で開かれた学園運営の実現を目指し、職員の協力体制を確保し、業務のより適正な執行を図ることを目的とする。	
閲覧請求書類	:①財産目録 ②貸借対照表 ③収支計算書 ④事業報告書 ⑤監事による監査報告書
閲覧請求対象者	:平成17年度より当該年度決算分まで整えている。 ①当法人の設置する私立学校に在籍する学生生徒やその保護者。 ②当法人と雇用契約にある者。 ③当法人に対する債権者、抵当権者。
閲覧請求者	:規程に定められた開示請求手続きが必要。
閲覧の方法 (自由筆記)	また、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表については、毎年、理事会承認後、ホームページ上での公開を行っている。更に財産目録・事業報告書・監査報告書の公開に加え、第三者が閲覧しやすいように、当該年度財務の概要をまとめた解説、学校法人会計についての説明も掲載している。

- ① 財務情報の閲覧の方法を自由筆記すること。
② 【その他の開示方法】について、あてはまる部分に○印を記載すること。
③ 受審前々年度決算の資金収支計算書（資金）・消費收支計算書（消費）・貸借対照表（貸借）について、受審前年度に公表したものすべて記載すること。

表3-5

消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）（過去5年間）

	比 率	計 算 式	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備 考
1	人件費比率	人 件 費 帰 属 収 入	69.9%	70.0%	70.2%	69.0%	69.1%	【評価】低い値が良い▼ point：人件費は帰属収入に対する割合を示す重要な比率。人件費は消費支出のうち最大の部分を占めており、この比重が極端に高い場合、全体を膨張させて、支出超過を招くことがある。
2	人件費依存率	人 件 費 学生・生徒等納付金	103.1%	105.3%	102.0%	105.0%	100.9%	【評価】低い値が良い▼ point：この比率は、人件費比率により影響を受ける。しかし、各学校法人の規模等によって差異が生じる。一般的に低い方が望ましい。
3	教育研究経費比率	教 育 研 究 費 帰 属 収 入	26.4%	26.3%	27.2%	26.0%	27.4%	【評価】高い値が良い△ point：教育研究活動の継続発展のために不可欠なため、消費支出を圧迫しない限り、この比率は高いほど望ましい。
4	管理経費比率	管 理 費 帰 属 収 入	5.7%	5.5%	5.8%	5.6%	5.6%	【評価】低い値が良い△ point：学校法人の運営のためには、ある程度の経費の支出止めえないとしても、比率としては低い方が望ましい。
5	借入金等利息比率	借入金等利息 帰 属 収 入	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.2%	【評価】低い値が良い▼ point：借入金等利息は、資金調達を通じて存在しなくては発生しなるものである。学校法人財務を分析する上で重要な財務比率の一つとなる。
6	消費支出比率	消 費 支 出 帰 属 収 入	103.1%	102.9%	104.1%	101.4%	103.0%	【評価】低い値が良い▼ point：この比率がマイナスになる場合は、当年度の帰属収入で消費支出を販賣する必要がある。
7	消費収支比率	消 費 支 出 消 費 収 入	108.3%	105.2%	105.7%	104.6%	107.0%	【評価】低い値が良い▼ point：100%未満であると消費収入超過となる。分析には、基本金組入率の大小、内容を考慮して分析する必要がある。
8	学生・生徒等納付金比率	学 生 生 徒 等 納 付 金 帰 属 収 入	67.8%	66.5%	68.8%	65.6%	68.5%	【評価】どちらともいえなし△ point：学生・生徒納付金は帰属収入の最大の比重を占めるものであり、学校法人の自力財源の確保などの意味では、高いほどよい。
9	寄付金比率	寄 付 金 帰 属 収 入	0.3%	0.3%	0.3%	0.6%	0.3%	【評価】高い値が良い△ point：寄付金は第2の収入源泉となっている。しかししながら、この比率が高いということは、補助金削減等の影響を大きく受け易く経営に弱さがかかる。
10	補助金比率	補 助 金 帰 属 収 入	25.3%	26.1%	25.9%	24.3%	24.3%	【評価】高い値が良い△ point：補助金は帰属収入に占める割合である。寄付金は私立学校にとつ、重要な収入源であり、一定水準の寄付金収入が確保して確保する必要がある。
11	基本金組入率	基 本 金 組 入 領 帰 属 収 入	-4.8%	-2.1%	-1.5%	-3.1%	-3.8%	【評価】高い値が良い△ point：学校法人の諸活動に不可欠な資産の充実のために、この基本金組入額が大きく、また比率も高いことが望ましい。
12	減価償却費比率	減 価 償 却 費 消 費 支 出	9.4%	9.2%	9.5%	9.3%	9.6%	【評価】どちらともいえなし△ point：この比率は、当該年度の消費支出のうち、減価償却費がどの程度になっているかを見る比率である。

- ① 「学校法人会計基準」に基づく消費収支計算書（法人全体のもの）を用いて、表に示された算式により過去5年分の比率を記載すること。
 なお、法人として当該大学のみを運営している場合は、消費収支計算書（法人全体のもの）のみを作表し、表3-6「消費収支関係比率計算書（大学単独）」には記載しないこと。ただし、医・歯学部など附属病院を併設している場合には、表3-6も作成すること。

表3-6

消費収支計算書関係比率（大学単独）（過去5年間）

	比率	計算式	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
1	人件費比率	人件費 帰属収入	60.5%	66.8%	65.5%	59.0%	59.6%	【評価】低い値が良い▼ point：人件費の帰属収入に対する割合を示す重要な比率。人件費は消費支出のうち最大の部分を占めていますが、この比率が高い場合、全体を膨張させて、支出超過を招くこととなる。
2	人件費依存率	人件費 学生生徒等納付金	75.7%	81.2%	77.6%	69.2%	69.1%	【評価】低い値が良い▼ point：この比率は、人件費は率又は納付金比率により影響を受ける。しかし、各学校法人の規模等によって差異が生じる。一般的に低い方が望ましい。
3	教育研究経費比率	教育研究経費 帰属収入	19.6%	21.0%	20.5%	20.0%	21.8%	【評価】高い値が良い△ point：教育研究活動の維持発展のために不可欠なため、消費収支を圧迫しない限り、この比率は高いほど望ましい。
4	管理経費比率	管理経費 帰属収入	7.1%	7.2%	7.3%	7.0%	7.2%	【評価】低い値が良い△ point：学校法人の運営のためにには、ある程度の経費の支出止めをえないとしても、比率としては低い方が望ましい。
5	借入金等利息比率	借入金等利息 帰属収入	0.0%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	【評価】低い値が良い▼ point：借入金等利息は、資金調達を他入資金に依存しなくては発生しないものである。学校法人財務を分析する上で重要な財務比率の一となる。
6	消費支出比率	消費支出 帰属収入	87.2%	95.3%	93.5%	86.3%	88.8%	【評価】低い値が良い▼ point：この比率がマイナスになると場合は、当年度の帰属収入で消費支出を賄うことができないことが反映される。要因を正確に把握する必要がある。
7	消費収支比率	消費支出 消費収入	88.0%	96.6%	94.2%	87.0%	89.9%	【評価】低い値が良い▼ point：10%を超えると、消費支出超過、100%未満であると消費収入超過となる。分析には、基本金組入率の大小、内容を考慮して分析する必要がある。
8	学生生徒等納付金比率	学生生徒等納付金 帰属収入	79.9%	82.3%	84.4%	85.4%	86.3%	【評価】どちらともいえない△ point：学生生徒等納付金は帰属収入の最大の比重を占めるものであり、学校法人の自力財源の確保といふ意味では、高いほどよい。
9	寄付金比率	寄付金 帰属収入	0.2%	0.1%	0.2%	1.3%	0.6%	【評価】高い値が良い△ point：寄付金の帰属収入に占める割合である。寄付金は私立学校にとつ、重要な収入源であり、一定水準の寄付金収入が継続して確保に務める必要がある。
10	補助金比率	補助金 帰属収入	15.2%	12.4%	11.1%	8.9%	8.4%	【評価】高い値が良い△ point：補助金は第2の収入源となっていますが、しかしながら、この比率が高いということは、補助金削減等の影響を大きく受け易く經營に彈力性を持ちうる可能性がある。
11	基本金組入率	基本金組入額 帰属収入	-0.9%	-1.4%	-0.7%	-0.7%	-1.2%	【評価】高い値が良い△ point：学校法人の諸活動に不可欠な資産の充実のためにには、この基本金組入額が大きくなりたい比率も高いことが望ましい。
12	減価償却費比率	減価償却額 消費支出	9.7%	9.6%	9.2%	10.4%	10.8%	【評価】どちらともいえない△ point：この比率は、当該年度の消費支出のうち、減価償却費がどの程度になっているかを見比率である。

- ① 「学校法人会計基準」に基づく消費収支計算書（大学単独のもの）を用いて、表に示された算式により過去5年分の比率を記載すること。
 ② 大学単独のものを記載すること（医、歯系学部を有する大学の場合、附属病院なども除外すること）。

表3-7

貸借対照表関係比率（法人全体のもの）（過去5年間）

	比率	計算式	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
1 固定資産構成比率		固定資産 総資産	88.2%	89.1%	89.5%	89.3%	88.8%	【評価】低い値が良い▼ △流動比率に欠けると評価される。 point：一般的に高い比率を示す場合には、資産の固定化が進む。
2 流動資産構成比率		流動資産 総資産	11.8%	10.9%	10.5%	10.7%	11.2%	【評価】高い値が良い△ △資産の比重が大きく、資金活動性に富んでいるところができます。 point：この比率が高いということは、現金、現金化が可能な資産の比率が大きい。
3 固定負債構成比率		固定負債 総資金	6.6%	9.0%	7.4%	6.3%	5.6%	【評価】低い値が良い▼ △の合計)のうち、長期的な債務の割合をみるもの。 point：この比率は、高いほど財政的に安定しており、5%を割る安定期付を示したもので、財政的安全性を確保するためにには、低いほうが良いとされている。
4 流動負債構成比率		流動負債 総資金	6.0%	6.0%	5.8%	5.5%	5.5%	【評価】低い値が良い▼ △の安定期付を示したもので、財政的安全性を確保するためには、低いほうが良いとされています。
5 自己資金構成比率		自己資金 総資金	87.3%	85.0%	86.8%	85.0%	85.7%	【評価】高い値が良い▼ △自己資金を上回っていることを示している。 point：各会計年度の消費収支差額の累積されたもので、支出超過であるより、収入超過であることが望ましい。ただし、この比率だけではなく、基金組入れ状況も左右されることもある。
6 消費収支差額構成比率		消費収支差額 総資金	-38.2%	-39.1%	-42.1%	-42.8%	-45.5%	【評価】高い値が良い△ △の年度ごとにどの程度自己資金が減少しているか、資金の調達筋とその使途とを対比させらる關係比率である。
7 固定比率		固定資産 自己資金	101.0%	104.8%	103.1%	101.7%	100.4%	【評価】低い値が良い▼ △100%を超えると、固定資産の調達筋と短期借入金等の流動負債を導入していることができ、財政安定性へ有利、長期的にみても不安があることなどを示す。
8 固定長期適合率		固定資産 自己資金+固定負債	93.9%	94.7%	95.0%	94.7%	94.2%	【評価】高い値が良い△ △一般的に200%以上であれば優良となり、100%を切っている場合には、流動負債と固定資産に投下している場合が多い。
9 流動比率		流動資産 流動負債	194.7%	183.3%	181.5%	187.5%	196.6%	【評価】低い値が良い▼ △資金の流動性、短期的な支払能力を判断する重要な指標の一つである。一般的に資金を貯めることは優良となり、100%を越えると負債総額が資本総額を上回る、いわゆる債務超過となる。
10 総負債比率		総負債 総資産	12.7%	15.0%	13.2%	15.5%	14.8%	【評価】低い値が良い▼ △5%を超えると総負債額が自己資金を上回ることになり、100%を超えると負債総額が資本総額を上回る、いわゆる債務超過となる。
11 負債比率		総負債 自己資金	14.5%	17.7%	15.1%	17.7%	16.7%	【評価】低い値が良い▼ △どうかをみる指標で、100%以下で低い方が望ましい。
12 前受金保有率		現金預金 前受金	293.9%	285.2%	282.2%	271.8%	299.8%	【評価】高い値が良い△ △現金預金の増加収入となるべき授業料等を当該年度に前受金としているものもある。
13 退職給与引当預金比率		退職給与引当預金 退職給与引当金	68.9%	75.1%	68.5%	68.2%	71.2%	【評価】高い値が良い△ △引当金に見合う資産を引当預金とし、当該年度末に保有されているかをみる。
14 基本金比率		基本金 基本金要組入額	99.6%	96.6%	96.4%	97.2%	98.0%	【評価】高い値が良い△ △組入額があることは借入額又は未払金までの基本金組入対象資産を取得していることがあり、100%に近づくことが望ましい。
15 減価償却比率		減価償却累計額 減価償却資産取得価格(図書を除く)	36.7%	36.9%	38.9%	40.9%	43.2%	【評価】どちらともいえないと △資金の賃借年次が古いほど、又は耐用年数を初期間に設定しているほど、この比率は高くなる。逆に新設法人では低い値を示す。

- ① 「学校法人会計基準」に基づく貸借対照表を用いて、表に示された算式により過去5年分の比率を記載すること。
 ② 「総資金」は負債+基本金+消費収支差額を、「自己資金」は基本金+消費収支差額をさす。

表3-8
要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去5年間）

(単位：千円)

	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	要積立額	金融資産								
退職給与引当金	1,894,035	505,500	1,864,373	519,600	1,786,988	360,500	1,777,868	367,100	1,850,591	421,995
減価償却累計額	5,089,545	232,655	5,305,107	222,655	5,580,506	228,155	5,831,788	331,000	6,181,461	305,800
2号基本引当資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3号基本引当資産	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
4号基本金	338,000		338,000		338,000		338,000		338,000	
借入金	400,000		800,000		600,000		450,000		300,000	
未払金・割賦金	82,542	95,345		87,236		88,601		85,543		
その他引当特定資産	0		0		0		0		0	
現金預金	1,506,496		1,382,515		1,346,600		1,263,730		1,331,579	
有価証券	0		0		0		0		0	
未収入金	147,043		175,923		82,832		183,303		148,333	
計	7,904,122	2,491,694	8,502,825	2,400,693	8,492,730	2,118,087	8,586,257	2,245,133	8,855,595	2,307,707
総資産	14,426,204		14,677,172		14,164,612		13,942,752		13,696,817	
総資産に対する金融資産の割合	17.3%		16.4%		15.0%		16.1%		16.8%	
4号基本金に対する現金預金の割合	445.7%		409.0%		398.4%		373.9%		394.0%	

学生生徒等納付金に係る学生数

	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	四日市看護医療大学院	四日市看護医療大学	四日市大学	四日高等學校	暁中学校	暁小学校	暁幼稚園	合計	四日市看護医療大学院	四日市看護医療大学
四日市看護医療大学院	-	10名	21名	23名	21名	23名	21名	23名	17名	17名
四日市看護医療大学	440名	432名	443名	472名	438名	477名	438名	477名	459名	459名
四日市大学	964名	938名	877名	834名	1,417名	1,464名	1,417名	1,464名	799名	799名
四日高等學校	1,518名	1,417名	1,464名	1,480名	510名	480名	471名	471名	1,436名	1,480名
暁中学校					438名	447名	427名	427名	445名	445名
暁小学校					213名	211名	220名	220名	188名	188名
暁幼稚園					403名	395名	393名	393名	191名	191名
合計	4,083名	3,935名	3,923名	3,828名	4,083名	3,935名	3,923名	3,828名	3,806名	3,806名

- ① 学校法人会計基準に基づく貸借対照表を参照に記載すること。
- ② 「学生生徒等納付金に係る学生数」の欄には大学及び大学院のほか、同一法人内の他の学校も含めて記載すること。

自己点検・評価報告書

2015年6月 発行

編集 四日市看護医療大学自己点検・評価委員会
発行 四日市看護医療大学

〒512-8045 三重県四日市市萱生町 1200
TEL.059-340-0700 FAX.059-361-1401

